

平成30年7月豪雨災害における 支援状況報告書

平成三十年七月豪雨災害における支援状況報告書



(岡山県社協イメージキャラクター「ももるんじゃー」)

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

目 次

はじめに

I 平成30年7月豪雨の概要と被害状況

(1) 平成30年7月豪雨の概要	1
(2) 被害状況	2
(3) 避難所開設状況及び避難者の状況	5
(4) ライフラインの被害と復旧状況	5

II 本会における取組状況

1. 組織全体（岡山県災害福祉救援本部）の動き	6
2. 災害ボランティアセンター運営支援	16
3. 災害派遣福祉チーム（DWAT）による支援活動	40
4. 生活福祉資金（福祉資金〔緊急小口資金〕）特例貸付の実施	53
5. 被災者の生活支援（被災者見守り・相談支援事業等）に係る 市町村支援	63

III 今後に向けて（次災害への備え）

1. 岡山県社協組織全体の対応（災害福祉救援本部）	77
2. 災害ボランティアセンター運営支援関係	78
3. 災害派遣福祉チーム派遣関係	81
4. 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付事業関係	82
5. 被災者見守り・相談支援事業関係	82
6. 社会福祉法人施設・事業所への支援関係	84
7. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染対策・対応	84
8. 全社協が提言する「災害福祉支援センター（仮称）」構想	85

おわりに

はじめに

平成30（2018）年7月豪雨は、7月5日から7日にかけての大雨により、西日本各地はもとより、本県においても県内各地に甚大な被害をもたらしました。その規模は、死者・行方不明者は80名を超え、また住家被害にいたっては全壊・半壊が8,000棟を超えるなど、災害が少ないといわれていた本県にとっては、まさに未曾有の災害となりました。

ここに改めて、亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、発災以降、県内各災害ボランティアセンター並びに本会災害福祉救援本部の運営にあたって、運営スタッフとしての職員派遣、寄付金及び災害支援金並びに支援物資の提供、そして多くの温かいお言葉やメッセージなど、全国から多大なるご支援や励ましのお言葉をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

本会としては、発災直後である7月9日に岡山県災害福祉救援本部を設置し、これまで県内10市町社会福祉協議会に設置された11か所の災害ボランティアセンターの運営支援、生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付事業の実施、また岡山県社会福祉法人経営者協議会との協働による災害派遣福祉チーム（DWAT）による一般避難所での被災者個別支援など、様々な支援活動を展開してきました。平成30（2018年）10月1日からは、被災者見守り・相談支援事業に係る市町村支援業務を岡山県から受託し、本会地域福祉部に「くらし復興サポートセンター」を新設し、倉敷市真備支え合いセンターや総社市復興支援センターの後方支援や連絡調整等を展開しているところであります。

現在もなお、被災された方の中には、応急仮設住宅への入居や転居を余儀なくされ、住み慣れた地域を離れて生活していらっしゃる方がいます。このような方々の生活再建が進み、新たなコミュニティでも孤立することなく、地域住民として暮らすことができるよう、本会の基本理念に基づき、これまでの経験を生かしつつ、各関係者の皆様のご協力をいただきながら、コロナ禍における新しい生活様式にも配慮し、引き続き、被災地の状況に応じた復興支援に、役職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりましたが、今回の被災に際し、全国の社会福祉協議会をはじめ、各関係機関・団体、そして多くのボランティアの皆様等のご厚情、ご支援に改めて感謝申し上げますとともに、本報告書の作成にあたりご協力を賜りました関係者の皆様に心から厚く御礼を申し上げます、発行のご挨拶とさせていただきます。

令和2年11月

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会 長 足 羽 憲 治

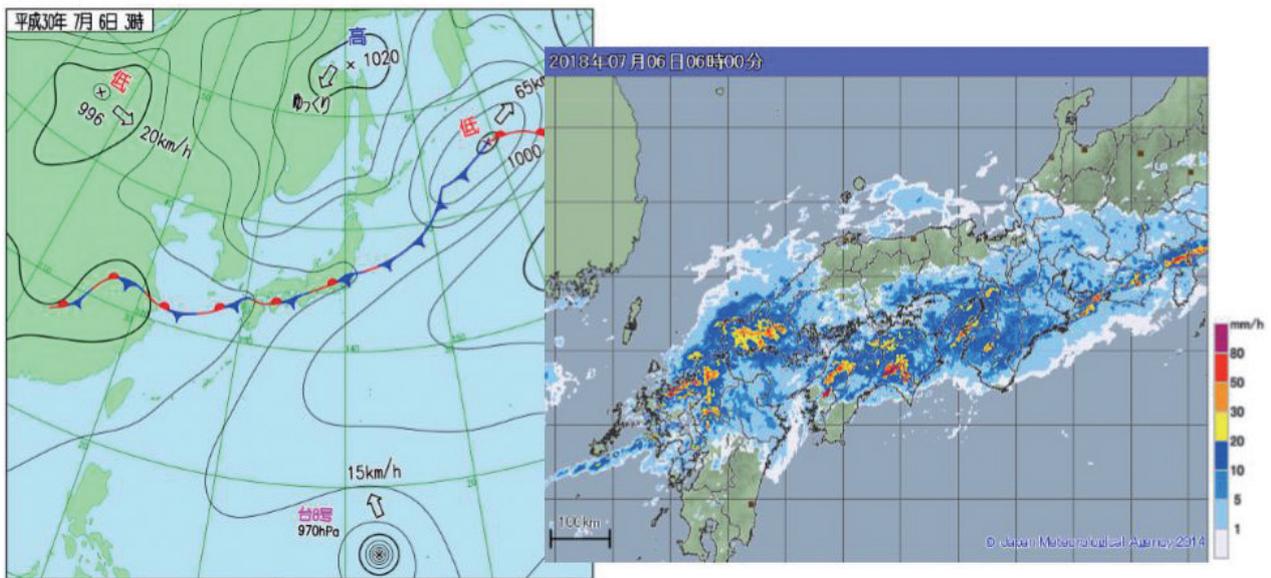
I. 平成30年7月豪雨の概要と被害状況

(1) 平成30年7月豪雨の概要

平成30年6月29日に日本の南海上で発生した台風第7号が、対馬海峡を通過し、7月4日に日本海で温帯低気圧に変わりました。その後、この低気圧からのびる梅雨前線が西日本上空に停滞し、7月5日から8日にかけて、南からの温かく湿った空気が流れ込み続けたことで前線の活動が非常に活発となり、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となりました。

岡山県においても、6日夜に初めてとなる特別警報が県内24市町村に発表され、7月3日から8日までの総降水量は、鏡野町恩原で497.0ミリ、鏡野町富で490.0ミリを観測し、多くの観測地点で時間降水量の観測史上1位を記録するなど、この大雨の影響で、岡山県内でも甚大な水害・土砂災害が発生しました。

●地上天気図と気象レーダー



地上天気図(6日03時)

レーダー画像(6日06時)

※岡山地方気象台より抜粋

(2) 被害状況

人的被害の状況は、県内全域で61名（災害関連死除く）となり、過去50年の水害被害の中では最悪の死亡者数となりました。小田川などの氾濫により、倉敷市に被害が集中しており、特に被害が大きかった倉敷市真備町では、52名が死亡、その8割以上が65歳以上であり、亡くなられた場所は8割以上が自宅でした。

住家被害の状況は、県内全域で16,379棟あり、市内の広い範囲で浸水した岡山市及び倉敷市の被害が大きくなっています。

【単位：人的被害（人）、住家被害（棟）】

No.	市町村名	人的被害				住家被害				
		死亡者	行方不明者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
1	岡山市	2	－	－	4	13	1,196	39	1,042	3,986
2	倉敷市	69(17)	－	9	111	4,646	846	369	116	－
3	津山市	－	－	－	－	3	2	23	65	193
4	玉野市	－	－	－	－	－	2	5	－	13
5	笠岡市	1	－	1	3	2	177	25	22	153
6	井原市	2	－	－	4	11	39	23	120	167
7	総社市	9(7)	－	2	36	84	544	523	－	263
8	高梁市	2(2)	1	3	－	59	284	7	29	139
9	新見市	－	1	－	1	3	4	9	31	89
10	備前市	－	－	－	－	－	－	－	4	－
11	瀬戸内市	－	－	－	－	－	－	3	－	1
12	赤磐市	－	－	－	－	－	5	5	10	34
13	真庭市	－	－	－	－	2	4	13	38	83
14	美作市	－	－	－	－	－	－	－	27	74
15	浅口市	1	－	1	－	1	2	10	5	71
16	和气町	－	－	－	－	－	18	2	6	30
17	早島町	－	－	－	－	－	－	1	－	52
18	里庄町	1	－	－	－	1	2	4	－	9
19	矢掛町	1(1)	－	－	2	4	239	30	17	85
20	新庄村	－	－	－	－	－	－	－	－	1
21	鏡野町	－	1	－	－	1	1	26	－	15
22	勝央町	－	－	－	－	－	－	－	－	6
23	奈義町	－	－	－	－	－	－	－	－	2
24	西粟倉村	－	－	－	－	－	－	－	3	13
25	久米南町	－	－	－	－	－	－	2	－	－
26	美咲町	－	－	－	－	－	－	－	3	30
27	吉備中央町	－	－	－	－	－	－	7	3	8
	計	88(27)	3	16	161	4,830	3,365	1,126	1,541	5,517

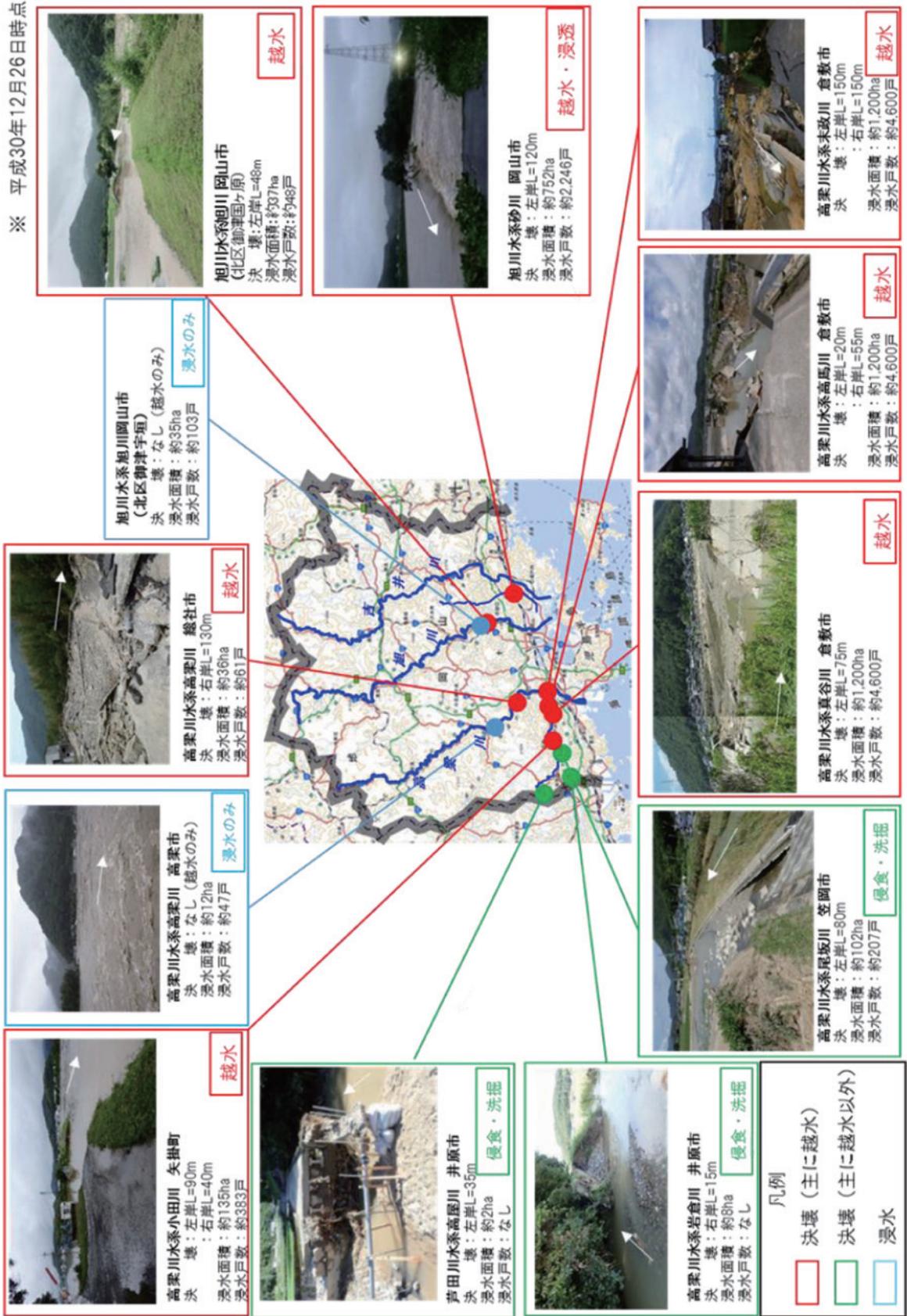
※岡山県危機管理課HP発表（令和2年3月27日現在）

※死亡者にある（ ）の内訳人数は災害関連死

平成30年7月豪雨 主な被災箇所図（河川）

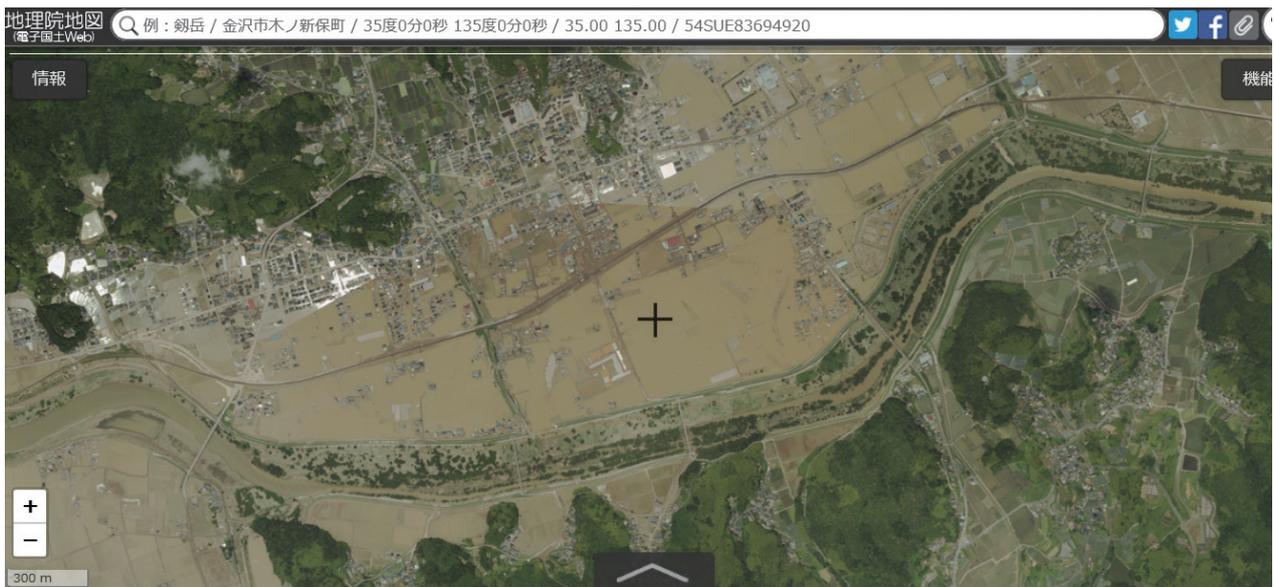
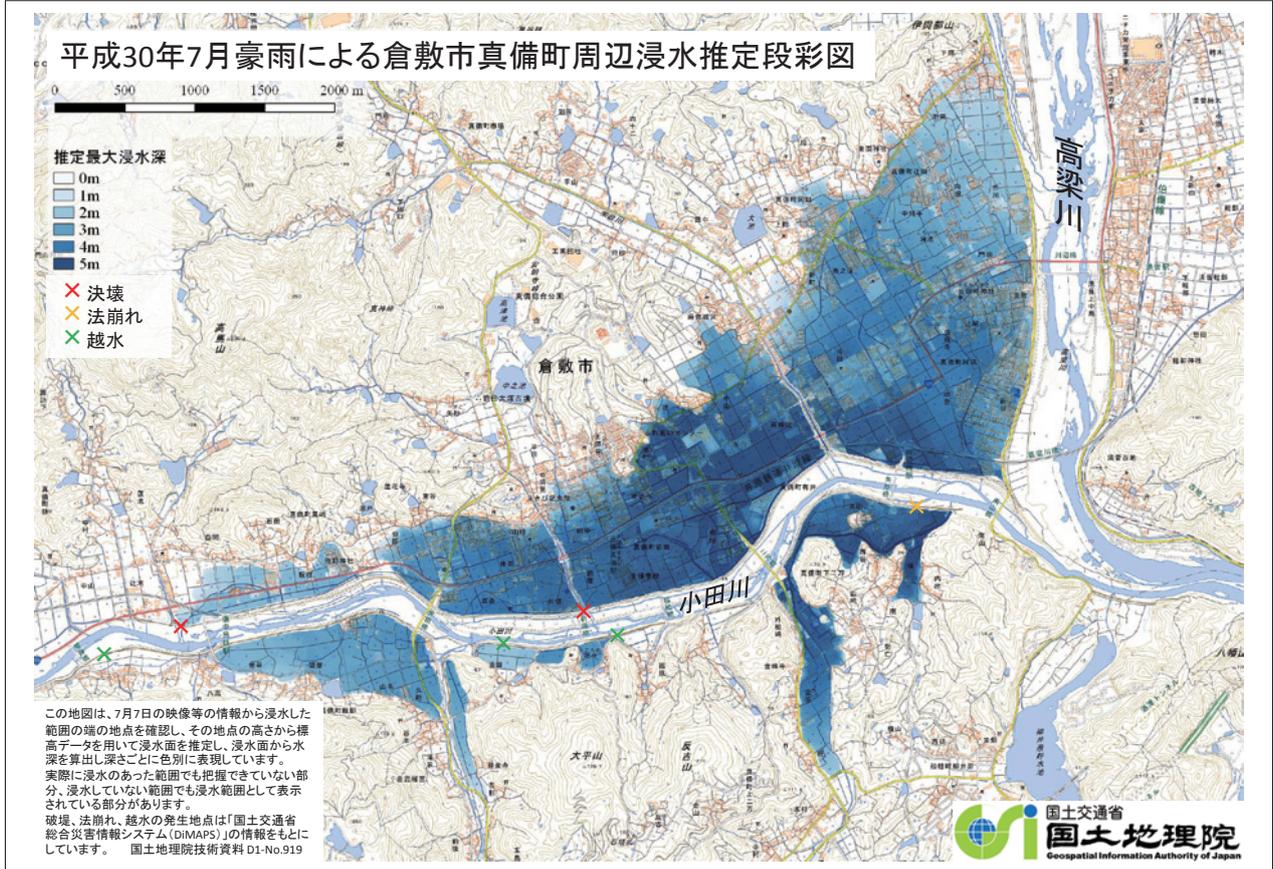


※ 平成30年12月26日時点



〈倉敷市真備町〉

最も被害が大きかった倉敷市真備町は、高梁川水系高梁川と小田川の水位上昇等に伴い、小田川及びその支川の6か所の堤防が決壊し、町全体の4分の1にあたる1,200haが浸水し、全壊棟数は約4,600棟に上りました。また、浸水の深さが最大5メートル超に達するところもありました。



画像出展：国土交通省国土地理院 (<https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/H30.taihuu7gou.html>)

(3) 避難所開設状況及び避難者の状況

岡山県によると、避難所は7月5日から開設され、7月7日時点で446箇所になりましたが、発災当初は市町村からの報告がなく、7月9日までの避難者数は把握できませんでした。下の表は、避難者数を把握できた7月10日の人数を示しています。

市町村名	開設数（箇所）	避難者数（人）
岡山市	4	30
倉敷市	17	約2,750
笠岡市	2	6
井原市	10	37
総社市	11	約960
高梁市	7	約180
新見市	2	14
和気町	1	6
早島町	1	3
矢掛町	2	約20
合計	57	約4,000

(4) ライフラインの被害と復旧状況

浄水場や水源地の冠水等により、倉敷市や高梁市、矢掛町などで約31,100戸（7月9日時点）が断水となりました。また、井原市や総社市、高梁市などで約7,400戸（7月7日時点）が停電し、さらに倉敷市真備町にある通信ビルの水没により、電話やインターネットの通信障害も発生しました。

区分	主な被害	復旧日
水道	約31,100戸が断水	7月28日
電気	約7,400戸が停電	7月12日
電話	3,100回線	8月3日
インターネット	2,900回線	8月1日

引用：P.3～5 平成30年7月豪雨災害検証報告書／岡山県「平成30年7月豪雨」災害検証委員会

Ⅱ. 本会における取組状況

1. 組織全体（岡山県災害福祉救援本部）の動き

岡山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、この災害に対し、7月9日に本会内に岡山県災害福祉救援本部（以下、「救援本部」という。）を立ち上げ、緊急支援体制をとり、被災地や関係機関等との連絡調整・連携を図りながら、災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）の運営支援や災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣、生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付などの支援活動を行うとともに、岡山県災害ボランティア特設サイト（Team Kibi-Dan-Go）を開設し、災害ボランティアに関する情報発信を行いました。

また、平成30年10月1日には、「岡山県くらし復興サポートセンター」を開設し、市町村が設置する「被災者見守り・相談支援事業」の実施センターへの後方支援として、被災者の安心した暮らしと生活再建に向けた各種研修・会議や関係機関のネットワークづくり等、広域的な事業を行っています。

なお、倉敷市災害VCが平成31年4月から被災者見守り・相談支援事業を中心とした体制に移行したことから、平成31年3月末をもって、本会内に設置した救援本部を解散し、本会地域福祉部を中心とした支援体制のもと、必要に応じ、局内の情報共有会議を行いながら、組織全体で支援活動に取り組んでいます。

支援にあたっては、発災当初から全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）、全国ボランティア活動支援プロジェクト会議（以下「支援P」という。）、中国ブロック並びに近畿ブロック管内の社会福祉協議会（以下「社協」という。）をはじめ、多くの機関・団体から救援本部支援も含め、被災地支援に対し、長期にわたり、多大なご支援、ご協力をいただきました。

（1）主な本会の対応状況（時系列）

発災後からの本会の主な対応状況については下記のとおりです。なお、救援本部設置後は、本部会議（統括班会議）において、外部支援者にも参画いただきながら、情報共有や方針を協議し、対応を行いました。

日付	主な対応
7月6日	被災状況等の情報収集 7月5日からの大雨による災害に対し、7月6日から県内市町村社協を通じ、被災状況の情報収集を行うとともに、7月8日から被災地域の現地確認並びに県内福祉施設の被災状況について各施設関係の種別協議会と連携し、情報収集を行う。
7月9日	岡山県災害福祉救援本部を本会内に設置 （体制図等はP.10参照） 本会内に救援本部を立ち上げ、緊急支援体制のもと、現地へ職員を派遣し、被災状況の確認や災害VCの設置に向けた支援等を行う。あわせて、ホームページにより、救援本部の取組や県内災害VCの開設状況などについて、情報発信を開始する。なお、被災地では災害VC設置に向けた準備が進められ、県内各所に災害VCが開設された。

日付	主な対応
	<p>〈(参考) 県内の災害VCの開設日〉 (岡山市) 7/11 (倉敷市) 7/11 (笠岡市) 7/9 (井原市) 7/9 (総社市) 7/8 (高梁市) 7/9 (新見市) 7/11 (浅口市) 7/11 (矢掛町) 7/11 (玉野市) 常設型災害ボランティアセンターで対応</p>
7月10日	<p>災害派遣福祉チーム(岡山DWAT) 活動開始 避難所支援に向け、7月9日にDWAT調整会議を行い、7月10日より、岡山県災害派遣福祉チーム(DWAT)を組成し、先遣隊として、倉敷市内の避難所に入り、情報収集を行い、DMAT(医療)チームや岡山県から派遣された保健師チームと連携して、要配慮者支援を行う。主な活動としては、倉敷市真備町内の岡田小学校、二万小学校、藪小学校の3つの避難所において、要配慮者支援、なんでも相談コーナー並びにふれあいサロン活動といった介護予防・症状悪化を防ぐつどいの場の取組を行った。なお、他府県(岩手、京都、静岡、群馬、青森)DWATにも支援協力をいただいた。</p> <p>(9月2日をもって岡山DWATの常駐派遣を終結することになったが、倉敷市での被災者見守り・相談支援体制が構築されるまでの間、岡山DWATで取り組んできた「つどいの場(ふれあいサロン活動)」を県内の社会福祉法人・施設関係者、職能団体の協力のもと、9月2日から9月30日まで岡田小学校、藪小学校にて継続的に実施した。)</p> <p>支援団体との情報共有会議「災害支援ネットワークおかやま(仮称)」の開催 被災した地域で活動している支援団体(県内・県外)による情報共有会議「災害支援ネットワークおかやま(仮称)」を開催し、今後の被災地支援に関する連携の共有・協議を行う。</p> <p>その後は、毎週木曜日(19時~21時)を定期開催とし、NPO法人岡山NPOセンター、本会、岡山県県民生活交通課を中心に、各支援団体・機関、支援者と、県内の被災地や被災者の支援状況、支援ニーズに関する情報提供、今後の支援に関する連携調整を行った。</p> <p>また、10月18日には、常設のネットワーク組織として設立(事務局:NPO法人岡山NPOセンター)され、本会も世話人として参画している。</p>
7月11日	<p>県内市町村社協による応援職員の派遣開始 「岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、被害の大きかった岡山市(東区・北区)、倉敷市、総社市、高梁市、矢掛町の災害VCへ、県内市町村社協による応援職員の派遣を開始した。</p> <p>また、「中国ブロック県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定」により、当年度幹事県である鳥取県社協がブロック支援の事前調査のため、来岡される。</p>
7月12日	<p>『ブロック派遣にかかる情報共有会議(全社協主催)』/会場:岡山県社協 本会、岡山市社協、広島県社協、鳥取県社協(中国ブロック幹事県)、兵庫県社協(近畿ブロック幹事県)、熊本県社協(九州ブロック幹事県)、全社協による「台風7号及び梅雨前線による災害被災地へのブロック派遣にかかる情報共有会議」が開催され、被災地の現状と今後の支援内容について意見交換を行うとともに、本会より、甚大な被害を受けている地域への応援派遣を要請した。</p>
7月13日	<p>中国ブロック管内社協による職員派遣の応援開始 「中国ブロック県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定」により、中国ブロック管内社協による職員の応援派遣を開始いただいた。</p> <p>岡山県災害ボランティア情報特設サイト(Team Kibi-Dan-Go) 開設 支援Pの方々と7月11日に「情報発信検討会議」を行い、本会や市町村社協の災害情報発信について協議し、支援P協力のもと、岡山県内の災害ボランティア情報を集約した特設サイトを7月13日18時に開設した。</p> <p>本サイトは、多様な仲間を集め、困難に立ち向かった「桃太郎」の吉備団子のように、多くのボランティア仲間がつどい、被災地域の皆さんにつなぐ「ツール」として情報発信し、現地にボランティアに行かれる際や支援活動をお考えの方に活用いただくこととした。</p>

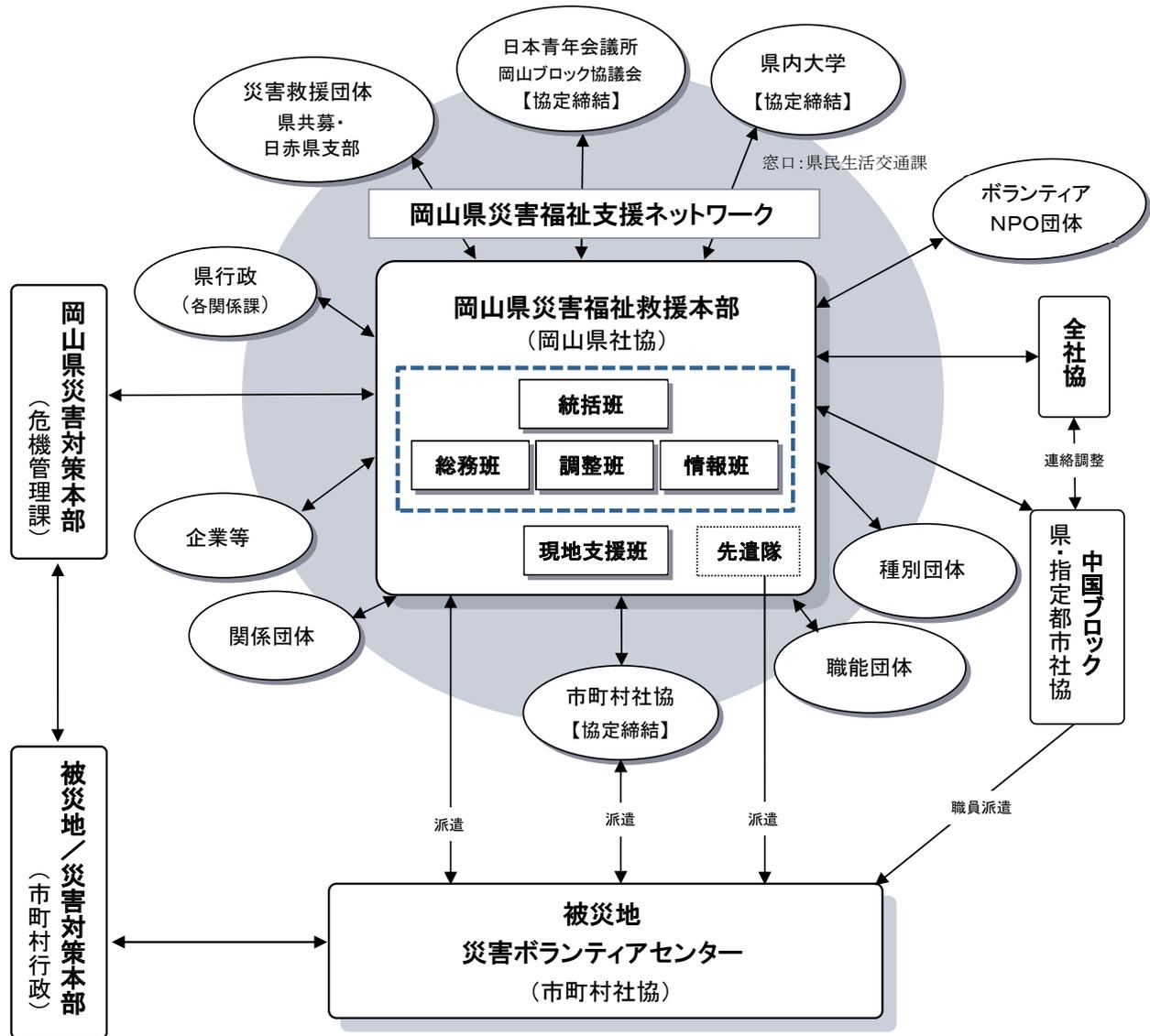
日付	主な対応
	ホームページ岡山県災害ボランティア特設サイト 「Team Kibi-Dan-Go」開設 岡山県社会福祉協議会災害ボランティア情報 
7月16日	近畿ブロック管内社協による職員派遣の応援開始 7月12日に開催された『ブロック派遣にかかる情報共有会議』を受け、7月16日より近畿ブロック管内社協による職員の応援派遣を開始いただいた。
7月19日	7月豪雨災害対応に向けた市町村社協事務局長・支所長会議①開催 災害対応に向け、県内市町村社協事務局長・支所長会議を開催し、水害支援の今後の進め方等について、常総市の豪雨災害での被災支援経験のある茨城NPOセンターコモンズより、実践報告をいただくとともに、今後の県内の支援体制について、協議を行う。
7月26日	『豪雨災害中国ブロック情報共有会議』（幹事県：鳥取県社協）／会場：広島県社協 広島県社協にて中国ブロック情報共有会議が開催され、被災各県・政令市の状況共有並びに今後のブロック支援方針について協議がなされ、本会からも現在の支援状況の報告を行うとともに、引き続きのブロック派遣の協力依頼を行う。
7月30日	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付の受付開始 7月豪雨災害により被災した世帯を対象に、所得基準・償還期間等に関する特例措置を講じて、緊急小口資金の貸付を7月30日から県内市町村社協を窓口を開始した。岡山市、倉敷市、総社市については、8月10日までの期間、特設会場を計7か所設置し、受付を行うこととした。なお、特設会場の受付相談業務には、北海道・東北ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック管内から、多くの社協職員のご協力をいただいた。 また、8月11日から8月31日までは倉敷市本庁の相談窓口で本会職員が受付相談業務を行った。
8月1日	『第1回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』（全社協主催）／会場：岡山県社協 『第1回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』（全社協主催）が開催され、本会より、8月14日以降も同規模の派遣を要請する。
8月20日	『第2回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』（全社協主催）／会場：岡山県社協 『第2回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』（全社協主催）が開催され、本会より、9月以降も当面、同規模の派遣を要請する。なお、人員については地元主体の生活支援への移行に向け、逡減していくこととした。
8月28日	7月豪雨災害対応に向けた市町村社協事務局長・支所長会議②開催 7月豪雨災害支援の取組状況の共有と、今後の「被災者見守り・相談支援事業」等、被災者生活支援に向けた方向性や体制について、県、全社協との意見交換や、東日本大震災を経験した石巻市社協より実践報告をいただき、社協間で今後の被災者の生活支援体制に向けた共通認識を図った。
9月13日	『第3回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』（全社協主催）／会場：岡山県社協 『第3回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』（全社協主催）が開催され、本会より、10月1日以降のブロック派遣について、5名の派遣を要請した。
9月20日	『豪雨災害中国ブロック情報共有会議（第2回）』（幹事県：鳥取県社協）／会場：広島市社協 『豪雨災害中国ブロック情報共有会議（第2回）』が開催され、10月以降のブロック派遣の支援方針等について協議を行い、中国ブロック、近畿ブロックから、5～6名の応援派遣をいただくこととなった。
10月1日	岡山県くらし復興サポートセンター開設 岡山県の委託を受け、本会内に「岡山県くらし復興サポートセンター」を開設した。市町村が設置する「被災者見守り・相談支援事業」の実施センターへの後方支援を基本的な役割とし、被災者の安心した暮らしと生活再建に向けた各種研修・会議や関係機関

日付	主な対応
	<p>のネットワークづくり等、広域的な事業を行うこととした。なお、県内に下記2か所の被災者見守り・相談支援事業実施センターが設置された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市真備支え合いセンター（運営：倉敷市社協） ・総社市復興支援センター（運営：総社市社協）
10月31日	<p>ブロック職員の応援派遣の終了</p> <p>多くのブロック職員派遣をいただいていた倉敷市災害VCが、被災者の「より近く」で、「より丁寧」に「寄り添う」活動を展開することを目指し、10月25日に災害VC本部を玉島から真備地区へ移転することになり、地元主体による被災者の生活支援への移行とあわせ、これまで長きにわたり、ご支援いただいたブロック派遣を終了することとなった。</p>
11月30日	<p>協定に基づく市町村社協職員の応援派遣の終了</p> <p>地元主体による被災者の生活支援体制への移行とあわせ、「岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、7月11日より行っていた市町村社協職員の応援派遣を終了することとなった。</p>
12月1日	<p>倉敷市社協要請に基づく県社協及び市町村社協応援職員の支援</p> <p>本会並びに倉敷市近隣の市町村社協に対し、倉敷市社協より応援職員の支援要請があり、個別の応援職員の派遣を開始した。</p>
1月11日	<p>岡山県内社協災害支援の中間ふりかえり会議開催</p> <p>岡山県内社協災害支援の中間ふりかえり会議を開催し、7月豪雨災害から半年を迎え、7月豪雨災害支援対応における「岡山県内社協における災害時の相互支援に関する協定」の振り返りと検証を行うとともに、被災者の支援体制の現状やこれまでのプロセスの共通認識を図り、これからの生活再建・生活支援への取組のあり方について協議を行った。</p>
1月31日	<p>倉敷市社協要請に基づく県社協及び市町村社協応援職員の支援終了</p> <p>倉敷市社協要請に基づく、本会及び市町村社協応援職員の支援について1月末をもって終了した。</p>
2月22日	<p>災害福祉支援セミナーの開催</p> <p>福祉関係者、ボランティア・NPO法人関係者、行政職員等を対象に、7月豪雨災害支援を振り返るとともに、今後の災害への備えとして、地域での効果・効率的な協働のあり方について考えるセミナーを開催した。</p>
2月26日	<p>市町村社協会長・常務理事・事務局長会議開催（災害支援活動報告等）</p> <p>市町村社協会長・常務理事・事務局長会議を開催し、7月豪雨災害における県内社協の実践報告を踏まえ、今後の社協活動について、協議・共有を行った。</p>
3月31日	<p>岡山県災害福祉救援本部解散</p> <p>倉敷市災害VCが4月より体制移行することから、3月末をもって、本会内の救援本部を解散し、今後は、本会地域福祉部を中心とした支援体制のもと、必要に応じ、局内の情報共有会議を行いながら、組織全体で支援活動に取り組んでいくこととした。</p>

〈岡山県災害福祉救援本部体制図〉

7月9日現在の体制図であり、随時、現地状況に合わせ、支援体制の見直し・対応を行いながら、各関係機関・団体と連携を図り、支援活動を展開しました。

岡山県災害福祉救援本部（県社協）体制図



7月豪雨災害における 岡山県災害福祉救援本部（岡山県社協）体制図

2018年7月9日現在

総括班（幹部会）	
全体・本部運営の統括／報道機関への対応／社協（県内・ブロック・全国）への応援要請	統括・小川
	浅原・岡・濱・吉田・木村・山下・大森

調整班 (地域福祉部・災害福祉支援検討班中心)		情報班 (情報管理班中心)
被災地との連絡調整／ボランティア活動希望者への対応／DWA T派遣調整／ネットワーク推進会議との連絡調整他	被災地との連絡調整／ボランティア活動希望者への対応／DWA T派遣調整／ネットワーク推進会議との連絡調整他	被災地情報の収集／発信（ネットワーク関係機関・県民）／行政からの情報収集（危機管理課・関係課・市町村他）他
リーダー：浅原 (総務企画部)	リーダー：岡 福祉施設・DWA T派遣調整班 ／(経営支援班)	リーダー：大森 (情報管理班)
西原・佐原・真壁・清家・田中	災害VC(市町村社協)支援調整班／(地域支援班) 班リーダー：吉田 石井・米田・貝原・田口・西村・角南・熊本	西原・武田・高橋 (地域支援班) 貝原
	ネットワーク推進会議等調整班／(災害福祉支援検討班) 奥山・三宅(主) 近藤・濱田	



現地支援班（全体／リーダーは地域福祉部中心）			
職員派遣による現地支援（災害VCの立ち上げ・運営支援）／本部との連絡調整・報告			
市町村名	倉敷市	総社市	岡山市
担当	リーダー：石井	リーダー：奥山	リーダー：西村（巡回）
	高梁市	矢掛町	
	リーダー：山下	リーダー：米田・貝原	

※現地支援班のメンバーについては、局内全体調整を図り、派遣職員を決定する。

※7/9現在の体制であり、随時、現地の状況に合わせ、支援体制の見直し・対応を行う。

○各班の主な役割と取組状況等

救援本部の各班の主な役割や取組状況等は下記のとおりです。

班名	主な役割	主な取組状況
統括班	全体・本部運営の統括／報道機関への対応／社協（県内・ブロック・全国）への応援要請	7月から11月までは毎朝、本部会議（統括班会議）を開催し、各支援の状況共有や今後の支援の方向性など、全社協や中国・近畿ブロック、支援Pなど外部支援者も交え、協議を行った。なお、12月から1月は毎週月・金曜日、2月から3月は毎週月曜日開催とした。
総務班	庶務／社協（県内・ブロック・全国）の連絡調整／資機材等の手配	本会職員用の資機材等の手配・管理、社協（ブロック、全国）との連絡調整、各種申請手続き、各種問い合わせの対応、支援金、義援金の受領などを行った。
調整班	被災地との連絡調整／ネットワーク推進会議との連絡調整／ボランティア活動希望者への対応	被災地との連絡調整、市町村社協応援職員の派遣調整などの市町村社協支援、災害VCへの資機材や支援物資の調整、ボランティア活動希望者への対応、岡山DWATの運営支援、種別協議会と連携した施設関係対応などを行った。
情報班	被災地情報の収集／発信（ネットワーク関係機関・一般向け）／行政機関からの情報収集	本会ホームページ（本部取組日報等）、特設サイトによる情報発信（災害VC情報等）等を行った。
現地支援班	職員派遣による現地支援（災害VCの立ち上げ・運営支援）／本部との連絡調整・報告	災害VCの立ち上げ支援、運営支援を行うとともに、DWAT活動の現地巡回支援等を行った。

（2）現地災害VC等への応援状況

被害が特に大きかった岡山市（東区・北区）、倉敷市、総社市、高梁市、矢掛町を中心に、災害VCの運営等に対し、県内はもとより、全国各地の社協職員をはじめ、多くの関係機関・団体より、ご支援、ご協力をいただきました。また、本会への支援金や県内災害VCへの支援物資などについても、多くの企業等からも多大なご支援をいただきました。

【市町村社協応援派遣職員】

岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づく
4市（岡山市・倉敷市・総社市・高梁市）1町（矢掛町）への派遣職員数
〔7月11日～11月30日〕延べ2,000名以上

倉敷市社協要請に基づく市町村社協応援派遣職員数
〔12月1日～1月31日〕延べ200名以上

【県外からのブロック社協応援派遣職員】

4市（岡山市・倉敷市・総社市・高梁市）への派遣職員数
〔7月11日～10月31日〕延べ3,000名以上

【全社協・支援P】

〔7月9日～10月31日〕延べ300名以上

【本会】

4市1町を重点に被災地社協への派遣職員数

〔7月9日～11月30日〕延べ300名以上 * 休日・祝祭日での本部待機職員延べ60名以上

倉敷市社協要請に基づく市町村社協応援派遣職員数

〔12月1日～1月31日〕延べ60名以上 * 2月以降は、巡回対応を行った。

〈県外ブロック社協応援派遣要請の主な経過〉

救援本部要請に基づく、県外のブロック管内社協からの応援職員派遣に関する主な経過は下記のとおりです。支援が長期化する中、社協が持つネットワークのもと、全国各地の社協職員の皆様のご支援、ご協力をいただき、復興に向けた歩みを進めることができました。

7月12日『ブロック派遣にかかる情報共有会議』（全社協主催）／会場：岡山県社協	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月13日～中国ブロックより岡山県へ派遣応援 ※20日以降、岡山県への応援派遣は近畿ブロックに移行 ・ 7月16日～近畿ブロックより0クール派遣応援 ・ 7月20日～近畿ブロックより岡山県へ派遣応援（16名の派遣要請）
7月19日・20日『都道府県社協常務理事・事務局長セミナー』（全社協主催）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県社協常務理事・事務局長セミナーにおいて、職員派遣規模拡大実施することを決定。（岡山県へは近畿ブロックより、31名に派遣規模拡大）
7月26日『豪雨災害中国ブロック情報共有会議（第1回）』（幹事県：鳥取県社協）／ 会場：広島県社協	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック派遣の方向性について協議
8月1日『第1回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』（全社協主催）／会場：岡山県社協	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月14日以降も同規模の派遣を要請⇒近畿ブロック35名～39名
8月20日『第2回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』（全社協主催）／会場：岡山県社協	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月以降も当面、同規模の派遣を要請。なお、人員を逡減していく。 ⇒10名～30名（近畿ブロック6名～26名、中国ブロック4名）
9月13日『第3回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』（全社協主催）／会場：岡山県社協	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月1日以降のブロック派遣について、5名の派遣を要請
9月20日『豪雨災害中国ブロック情報共有会議（第2回）』（幹事県：鳥取県社協）／ 会場：広島市社協	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月以降のブロック派遣の支援方針等について協議 ⇒5～6名派遣で決定（中国ブロック、近畿ブロックからの応援派遣）
10月末をもってブロック派遣終了	

〔中国ブロック管内職員応援派遣〕

- ・平成30年7月11日～先発隊派遣（幹事県：鳥取県社協）
- ・平成30年7月13日～22日（鳥取県社協）
（1クール3泊4日／第1～第3クール派遣／1クール4～12名）
- ・平成30年9月1日～10月1日（鳥取県社協）
（1クール3泊4日／第17～第26クール派遣／1クール4名）
- ・平成30年10月1日～31日（鳥取県社協・島根県社協）
（1クール3泊4日もしくは2泊3日／第27～38クール／1クール1～5名）

〔近畿ブロック管内職員応援派遣〕

- ・平成30年7月16日～7月20日（第0クール派遣／6名）
- ・平成30年7月20日～10月2日
（1クール4泊5日／第1～第18クール派遣／1クール17～43名／その他お盆対応職員派遣）
- ・平成30年10月4日～10月28日
（1クール3泊4日／第19～第22クール派遣／1クール5名）

（3）岡山県災害福祉救援本部等の検証と今後に向けて ●●●●●●●●●●

この度の7月豪雨災害は、県内の広範囲の市町村にわたって、被害が発生した大規模災害であり、本会も被災県として経験したことのない支援活動となりました。職員も多くの戸惑いがあった中で、職員一人ひとりが支援を通じ、感じたことを職員間で共有するとともに、支援活動の中で見えてきた課題が一つでも解決できるよう、今後の大規模災害への備えや災害福祉支援のあり方について検討していくことが必要であると考えています。

そのような中、本会では、職員会議において、各部・班の支援活動の取組や職員各々の感じたことなどについて振り返る場を設け、その中で、いくつかの課題整理がなされ、局内横断による職員で構成された災害福祉支援検討班で協議を重ね、各課題について、整理を行ったところです。現在、検討課題について、担当ごとに課題を解決するための協議を進め、できることから順次、見直しや改善を図ることとしています。

〈主な検討課題とその対応〉

- ・災害発生時における職員の安否確認の方法

複数の連絡手段を確保した安否確認方法や幹部職員の参集基準を明確化するなど、局内緊急災害マニュアルの見直しを行った。今後、職員の参集基準についても検討を行う予定である。

- ・救援本部における各班の役割の検証・見直し

各班の実際の取組や課題の把握、あるべき体制や機能について検証し、局内の情報共有の在り方や、救援本部体制・各班の役割の見直しを行った。

・災害支援に向けた計画的な職員の育成

災害VCの運営支援や、被災社協等への助言等支援の役割が果たせるよう、職員研修計画に災害関連研修を位置づけるとともに、職員派遣の基本的な考え方を整理するなど、平時から職員の計画的な育成を行っていく。

・事業継続計画（BCP）の策定に向けた検討

災害時に本会として何を優先し、対応すべきか、また、どの業務をいつまでにどのレベルまで回復させていくのかなど、復旧に向けた方針や体制、手順等を定めた事業継続計画（BCP）の策定に向けた検討を行う予定である。

課題整理（1）

<p>▽中堅職員会議</p> <p>① 局内災害マニュアル改訂の検討（総務企画部）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 職員災害研修のFの可視化の検討 - 気象庁の発表の速報情報の記載 <p>② 岡山県社協災害福祉救援本部における役割の検証・見直し（災害福祉支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本部体制図の再編成の見直し検討等 <p>③ 業務継続計画（BCP）の策定に向けた検討</p> <p>④ 県社協職員の災害支援人材の計画的育成</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研修実施計画への災害VC運営研修の位置づけ <p>⑤ 災害VC支援における職員派遣の基本的な考え方を整理・作成</p> <ul style="list-style-type: none"> - 派遣支援関係者の役割の整理検討

課題整理（2）

<p>▽部長・副部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の安否確認方法の確認
<p>▽災害福祉支援検討班</p> <p>① 災害福祉支援救援本部等における情報共有のあり方・方法</p> <p>② 関係機関等との役割分担の整理（災害福祉支援ネットワーク会議）</p> <p>③ 派遣にあたっての留意事項（ポイント）の作成（災害研修に活用）</p>
<p>▽総務企画部</p> <p>① 資機材管理・調達準備</p> <ul style="list-style-type: none"> - 市町村に在籍する関係者のリスト作成（一地域福祉部） - 支援物資の輸送方法の検討・整理（総務企画部・相談支援センターとの連携） <p>② 災害支援関連協定の見直し、毎年度の確認共有</p> <ul style="list-style-type: none"> - 災害VC運営等に際する協定の中止・更新（ネットワーク会議） - 中・ア・県・指・都市計画部等との相互支援に関する検討

課題整理（3）

<p>▽地域福祉部 地域支援班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村社協職員の育成 <ul style="list-style-type: none"> - 「災害VC運営研修」等への計画的研修 ・ 災害支援関連協定の見直し検討、毎年度の確認共有 <ul style="list-style-type: none"> - 県社協に加入している関係者の相互支援に関する検討 - 災害時に利用できる関係者（関係機関）に関する検討（県内大学）
<p>▽福祉支援部 生活支援班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立療養所における災害対応マニュアルや事業継続計画の策定検討
<p>▽各部署・班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援力の向上／支援のふり返りとスキーム整理・マニュアル作成 等 <ul style="list-style-type: none"> - （災害対応官、緊急対応官、災害対応官、災害対応官） ・ 研修会の中止や延期判断における仕組み整理 ・ 種別協に加入していない関係団体への支援のあり方 ・ 平時からの各部班における情報共有の仕組み

（参考）災害福祉支援検討班による課題整理（役割分担）図

2. 災害ボランティアセンター運営支援

〈1〉災害ボランティアセンター運営支援の概要

（1）県内の災害ボランティアセンターの設置概要

① 災害ボランティアセンターの設置状況（設置期間、ボランティア活動者数等）

- ・災害ボランティアセンターを設置した被災社協数：10社協（9市1町）

発災（7.6）後、同時期に10市町社協で災害ボランティアセンターが立ち上がり、うち9市町社協（玉野市社協以外）が、初めての立ち上げ及び設置運営でした。

No.	災害VC 設置社協	災害VC 設置日	災害VC 収束日	災害VC 期間	災害ボラ 活動者数	備考（収束後の復興支援体制等）
1	岡山市社協	北区VC H30.7.11	H30.8.5	25日	8,078名	8.6復旧支援ボランティアセンターへ
		東区VC H30.7.11	H30.8.31	51日		9.1復旧支援ボランティアセンターへ
2	倉敷市社協	H30.7.11	H31.3.31	263日	73,451名	H31.4.1まび復興支援ボランティアセンターへ * H30.10.25本部移転（川辺地区）へ
3	玉野市社協	H30.7.11	-	3日	10名	* 常設型災害VCでの有事の活動展開
4	笠岡市社協	H30.7.9	H30.9.8	61日	452名	9.10復興支援センターへ
5	井原市社協	H30.7.9	H30.8.8	31日	350名	8.9地域ささえあいセンターへ
6	総社市社協	H30.7.8	H30.8.31	48日	13,988名	9.1総社市復興支援センターへ
7	高梁市社協	H30.7.9	H30.7.29	20日	3,122名	8.1災害支援センターへ
8	新見市社協	H30.7.11	H30.7.22	11日	149名	7.23新見市災害支え合いセンターへ
9	浅口市社協	H30.7.11	H30.8.3	23日	189名	8.3通常ボランティアセンター対応へ
10	矢掛町社協	H30.7.11	H30.9.9	60日	1,970名	9.10通常ボランティアセンター対応へ
計	9市1町				101,984名	

(2) 災害ボランティアセンター運営支援の活動概要

① 本会「現地支援班」による常駐派遣・巡回支援

- ・ 7月9日、本会災害福祉救援本部において「現地支援班」を結成し、7月10日より県内の災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援を開始しました。
- ・ 「現地支援班」としては、特に被害が甚大であった県内4市町社協（倉敷市・総社市・高梁市・矢掛町）への本会職員の常駐派遣と、岡山市社協（政令市指定都市）への巡回支援を行うこととしました。発災直後の現地支援の派遣概要は以下（表）の通り。

被災社協名	倉敷市災害VC	総社市災害VC	高梁市災害VC	矢掛町災害VC	岡山市災害VC (政令指定都市)
派遣区分	常駐派遣	常駐派遣	常駐派遣	常駐派遣	巡回支援
支援開始日	7/10	7/10	7/10	7/10	7/10
(参考) 被害状況	全半壊：5,492棟 一部損壊：369棟 床上：115棟 床下：－	全半壊：623棟 一部損壊：521棟 床上：－ 床下：369棟	全半壊：343棟 一部損壊：7棟 床上：28棟 床下：138棟	全半壊：242棟 一部損壊：30棟 床上：17棟 床下：84棟	全半壊：1204棟 一部損壊：38棟 床上：1,040棟 床下：3,896棟
	 倉敷市真備町	 総社市下原	 高梁市落合	 矢掛町本堀	 岡山市東区南古都

(平成31年3月5日現在/岡山県調べ)

- ・ 上記の他、災害被害のあった5市社協（玉野市・笠岡市・井原市・新見市・浅口市）に対しても随時、巡回支援を行い、各災害ボランティアセンターの状況把握・情報収集や運営・活動に関する助言・アドバイス等後方支援を同時に開始しました。



7月豪雨災害における 岡山県災害福祉救援本部（岡山県社協）体制図

2018年7月9日現在



※現地支援班のメンバーについては、局内全体調整を図り、派遣職員を決定する。

※7/9現在の体制であり、随時、現地の状況に合わせ、支援体制の見直し・対応を行う。

② 県内市町村社協及び県外ブロック社協職員の派遣調整

・ 県内市町村社協への応援職員の派遣調整

発災直後5日目（平成30年7月11日）より、『岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定』にもとづき、特に被害が甚大であった5市町村社協（岡山市・倉敷市・総社市・高梁市・矢掛町）に対して、県内市町村社協からの応援職員の派遣を開始しました。

本会災害福祉救援本部 災害ボランティアセンター（市町村社協）支援調整班が事務局となり、各被災地社協からの要請を踏まえ、県内全ての市町村社協へ緊急依頼するとともに、県外ブロック派遣職員も含めた県域全体の割当調整を行いました。

なお、県内社協職員の派遣調整は、7月から11月末（第1～40クール）まで約5ヵ月間に渡り、延べ派遣職員数は、県内25社協より合計2,151名にも及びました。（詳細は32ページ参照）

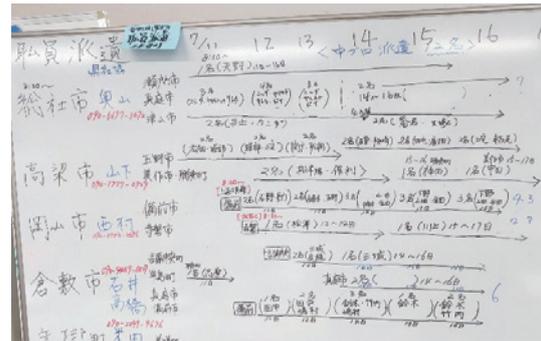
岡山県 第629号
平成30年7月10日

市町村社会福祉協議会 会長 殿

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会長 山岡 治喜
(公印省略)

「平成30年7月豪雨災害」における
災害ボランティアセンター運営支援のための職員派遣依頼について

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、ご承知のとおり、平成30年7月6日(水)に発生した「平成30年7月豪雨災害」により、岡山県内各地で甚大な被害が発生しました。現在、各被災地でボランティア活動による被災者支援が続けられています。
被災市町村では災害ボランティアセンター等を設置して被災者の生活支援活動を展開していますが、各社協において、災害ボランティアセンターの運営支援者が不足している状況があることから、このたび岡山県社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定書に基づいて、貴社協からの職員派遣について、事務局のとおりご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。



平成30年7月豪雨災害 派遣職員一覧 【7月13日 現在】
平成30年7月11日(水)～7月14日(月)

派遣先	派遣先	派遣先			
		11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)
岡山市	東区	1	1	1	1
	北区	1	1	1	1
	南区	1	1	1	1
倉敷市	東区	2	2	2	2
	南区	2	2	2	2
	西地区	3	3	3	3
総社市	東区	1	1	1	1
	南区	1	1	1	1
	西地区	1	1	1	1



・ 県外ブロック社協職員の派遣調整

県内社協職員の応援派遣だけでは、被災地社協からの要望に十分対応できない状況を勘案し、全国社会福祉協議会（以下「全社協」）に対して、県外ブロック社協からの応援派遣の要請を行いました。実際の派遣調整は、全社協招集による「ブロック派遣にかかる情報共有会議」（全4回）により、全国各地のブロック幹事県社協の出席のもとで行われました。



具体的には、発災直後6日目（平成30年7月12日）にブロック派遣情報共有会議が開催され、近畿ブロックに対して、7月20日より16名/日の応援派遣をいただくことで調整を図りました。さらに7月20日までの応急対応として、中国ブロックに対して、1日/12名の緊急派遣の要請を行いました。（中国ブロックはその後、広島県内社協への応援派遣となる。）

派遣期間については、ブロック派遣情報共有会議では、当面7月13日～お盆（8月13日）迄の目途としていましたが、被災地社協からの要望調整により、以降3回もの調整会議の開催（以下／一覧表）を依頼し、派遣期間延長の協力要請を図りました。結果として県外ブロック職員の派遣調整は、7月から10月下旬までの3ヶ月半に渡り、延べ総数3,063名にも及びました。（詳細は34ページ参照）

【県外ブロック社協職員 応援派遣の要請数の推移】

日時	調整会議	要請期間	要請先	要請数
7月12日	ブロック派遣 情報共有会議	7/13～8/13	中国ブロック 近畿ブロック	16名/日
7月19日	*全社協 常務理事・事務局長セミナー 臨時協議			*31名へ増員
8月1日	第1回ブロック派遣 情報共有会議	8/15～8/31	近畿ブロック	33～37名/日
8月20日	第2回ブロック派遣 情報共有会議	9/1～9/30	近畿ブロック	30→10名/日 *逡減的要請
9月13日	第3回ブロック派遣 情報共有会議	10/1～10/25	中国ブロック 近畿ブロック	5名/日

③ 災害救援・支援物資の受入れ・調達等の調整

災害支援活動に必要な資機材・備品、各種消耗品等について、県内外の自治体、民間団体、企業等、各種団体・個人から多大なるご厚意による寄付・寄贈をいただきました。

本会災害福祉救援本部では、各被災地社協からの要請に迅速かつ的確に対応すべく、総務班（資機材手配）と現地支援班が連携し、県域の受入れ・調達拠点としての機能・役割を果たしました。

・情報通信機器（携帯電話・Wifiルーター等）の調整

発災直後、各被災地社協より災害ボランティアセンター開設に際し、専用携帯電話の調達について緊急の協力要請がありました。本会としては、株式会社ドコモCS中国岡山支店のご厚意のもと携帯電話約50台及び充電器とインターネット環境用のWifiルーターを緊急調達し、各社協へ提供しました。



・ 支援活動用の資機材，資材保管倉庫等の調整

災害ボランティア活動用の資機材については，まず県内の市町村社協に対して，各災害ボランティアセンターへ提供が可能な備蓄資機材の緊急把握により「県内社協資機材提供可能リスト」を作成，その上で応援職員派遣の際に各種活動資機材を持ち込んでもらう等調整を図りました。

資機材提供可能リスト		
岡山県社会福祉協議会 行啓 FAX 086-225-6602 メール chub@kaiunichikayama.or.jp		
県内災害ボランティアセンターへ提供が可能な資機材について、本会においてリスト化したいと思っております。お手数おかけますが、宛に支援提供済みのものは、欄数に含めないでください。		
社協名	社会福祉協議会	
担当部署名		
平成30年7月11日時点		
資機材名	個数	備考
1 割スコップ	16	ホース
2 角スコップ	17	左官用フネ
3 ジョレン	18	ゴミ袋
4 一輪車	19	防護マスク
5 土のう袋	20	手袋類
6 デッキブラシ	21	タオル
7 ほろき	22	消毒薬
8 竹ぼうき	23	

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 災害救援活動用資機材 リスト										
7/19提供済										
No.	品名	数量	単位	岡山	倉敷	総社	高梁	合計	数量	単位
1	割スコップ・大	361	本	10	40	20		70	291	本
2	小スコップ	71	本					0	71	本
3	割スコップ・大	304	本	5	20			25	279	本
4	園芸用スコップ	69	丁	20				20	0	丁
5	ほうき	77	本	4				4	0	本
6	ほうき・ナイロン	12	本	5				5	0	本
7	ほうき・竹	14	本	5				5	0	本
8	換履（じょれん）	22	本	5		12		17	0	本
9	クワ	6	本					0	0	本
10	レーキ	6	本					0	0	本
11	柄杓（ひしゃく）	2	本	2				2	0	本
12	熊手（くまて）	36	本					0	0	本
13	フオーク	32	本					0	32	本
14	ドライワイパー	80	本	5	20			25	55	本
15	水切りワイパー	5	本	20	5			25	-20	本
16	デッキブラシ	1	本			1		1	0	本
17	モップ	13	本	4				4	0	本



また，被害が甚大であった被災地社協（岡山市，倉敷市，総社市等）に対しては，災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（以下「支援P」）と連携し，「にいがた災害サポートネットワーク」（10 t分）や「レスキューストックヤード」（4 t分）の資機材貸与について調整を図り，各災害ボランティアセンターへ調達しました。

当該調達に際しては，大量の災害支援資機材を一時保管する倉庫を提供してくれる民間運送業者（株）智商運輸の協力調整や各資機材の積み下ろし・区分け作業等の物資ボランティア（約40名）の募集・コーディネートも併せて行いました。



さらに，県内外の企業，民間団体，社会福祉協議会，個人等からも高圧洗浄機や発電機等の活動資機材の寄贈があり，各災害ボランティアセンターへの受入れ・調達，配分調整を行いました。

・飲料，塩タブレット，消耗備品（マスク・軍手他）等の調整

酷暑日が続く活動時に不可欠となる水・スポーツドリンク，塩タブレット等飲食物について，県内外の数多くの企業，民間団体，社会福祉協議会等から多数の寄付・寄贈いただきました。また，ボランティア活動者用のマスク，軍手，皮手袋・ビニール手袋，ゴーグル，長靴，雑巾等，支援活動に必要な各種消耗品や虫よけ剤，スキนครリーム，保冷剤・アイススカーフ等のケア用品，その他，インスタンスコーヒー，カップラーメン，お菓子等の加工食品も含めて多種多様な支援物資の受付，配分調整を行いました。

・活動用車輛（無償貸与）の調整

フォルクスワーゲングループ ジャパン株式会社様や社会福祉法人東京都北区社会福祉協議会から，支援活動用車輛の無償貸与のご協力をいただき活用先の調整を行いました。その他，全社協，中央共同募金会からの軽トラックの寄贈先調整，岡山県からの災害時用のレンタル車輛等，各種団体からの車輛貸与における後方支援を行いました。



・その他（事務用品・OA機器，プレハブ・大型資機材など）

岡山県庁県民生活交通課からの要請を受け，災害時におけるレンタル資機材等に関するニーズ把握を行い，パソコン端末，レーザー・プリンター，コピー機，ホワイトボード等，災害ボランティアセンターに必要な事務用品・OA機器，又プレハブハウス，冷房用の大型発電機，冷蔵庫，冷風機，簡易トイレ等の大型資機材についての配分先調整における協力を行いました。



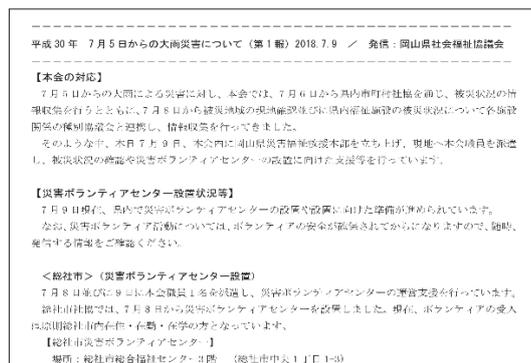
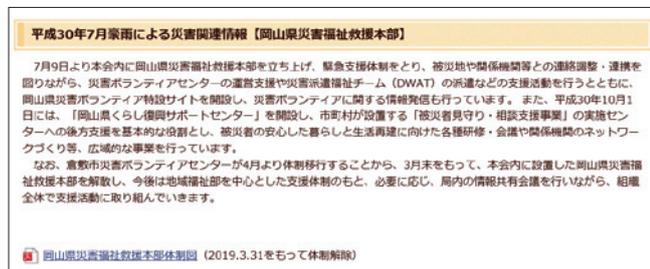
さらに，倉敷市社協災害ボランティアセンターの本部移転の際には，全社協・中央共同募金会や支援Pとの連携のもと，民間の大企業（富士重工ハウス株式会社・リコージャパン株式会社）からの大規模なプレハブ，コピー機等の無償貸与における寄贈・設置調整等の後方

支援を行いました。



④ 県内災害ボランティアセンターに関する情報発信

発災直後より、県内外の一般の方、関係機関・団体、マスコミ等から各災害ボランティアセンターの連絡先及び被災地のニーズ、活動・受入状況、ボランティア活動者数等の他、災害ボランティア活動に関する各種の問い合わせ（義援金・支援金、災害ボランティア保険、高速道路料金の減免手続き等）が膨大な数寄せられました。本会災害福祉救援本部では、多様多量な情報ニーズに対応するため、即時「情報班」を結成し、本会ホームページ内に『平成30年7月豪雨による災害関連情報』サイトを開設するなかで、災害ボランティアに関する各種の情報発信を行いました。



特に、支援Pとの連携協力のもとで開設した『岡山県災害ボランティア特設サイト「Team Kibi-Dan-Go」』では、県内ボランティア活動者数やボランティアに参加する際の準備・心構えをはじめ、水害支援活動のポイントや屋外支援活動の流れ、よくある質問（FAQ）、熱中症予防の呼びかけ、高速道路通行料金無料措置の手続き、義援金・支援金関連情報等、様々な情報発信を行いました。

またNPO・民間団体とも情報連携を図るなか『災害支援ネットワークおかやま』（事務局：NPO法人岡山NPOセンター）のホームページや被災者のための市民サイト『うったて。』（運営：災害支援ネットワークおかやま）も含めた県内の災害支援のポータルサイトとして、県域の情報発信拠点の役割を果たしました。



⑤ 災害支援NPO及び民間団体等の支援協力の調整

・全社協及び支援P等への支援協力の要請・調整

同時期に9市1町の災害ボランティアセンターが開設されるほどの甚大かつ広域的な被災状況の下で、本会の災害福祉救援本部（現地支援班）だけで各被災地社協の後方支援を行うことは、体制面並びに災害支援の専門性・ノウハウ面において限界がありました。

本会としては、全社協及び支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）に対して、本会災害福祉救援本部並びに県内の災害ボランティアセンターへの運営支援者（アドバイザー）派遣について協力要請を行いました。

結果として、本会災害福祉救援本部（調整班）に対しては、全社協各部署副部長級職員や先遣隊にも同行いただいた日野ボランティア・ネットワーク（鳥取県）の担当者を県内全体の統括とした支援P運営支援者の応援派遣により、本部会議での助言や県内被災地社協への巡回支援業務等、本部運営全般への支援協力をいただきました。

また、県内の各災害ボランティアセンターに対しては、特に被害が甚大であった倉敷市災害ボランティアセンターを中心に、全国各地の支援Pメンバーの選定並びに派遣調整の支援協力を含め、各災害ボランティアセンターへの運営支援について広域調整を行いました。

・災害支援NPOや民間企業・団体等の支援ネットワークの調整

災害直後より県内外の多種多様な災害支援NPOや民間企業・団体等が個々点々とした支援活動を展開するなか、活動の地域格差の是正や被災者ニーズに沿ったよりきめ細かな支援

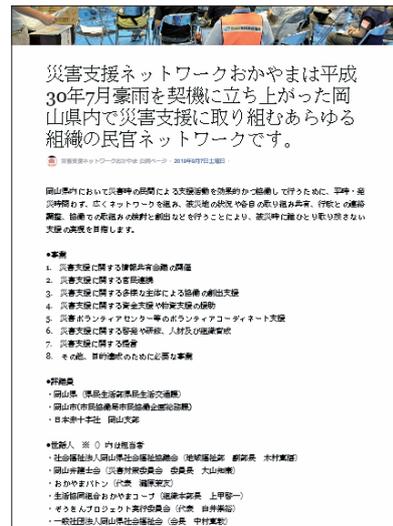
活動の展開を目指すためには、各々活動するNPO・ボランティア等民間団体の県域における情報共有・連携調整の場づくりが喫緊の課題となりました。

そうした状況下、発災直後の平成30年7月7日には、NPO法人岡山NPOセンター主唱のもとで、災害支援活動における民間による連携・協働を目的とした「災害支援ネットワークおかやま」の立ち上げがなされ、本会は当該ネットワーク設立協議に参画しました。その2日後7月9日には、「災害支援ネットワークおかやま／第1回情報共有会議」（会場：きらめきプラザ）が開催され、100名を超える関係者が参加しました。当該会議は、以後10月まで定期的（1週間程度ごと）に集会が重ねられ、本会としても各災害ボランティアセンターの活動状況の報告、県担当課や市町村社協等との連携調整等、当該ネットワーク運営についての支援協力を行いました。

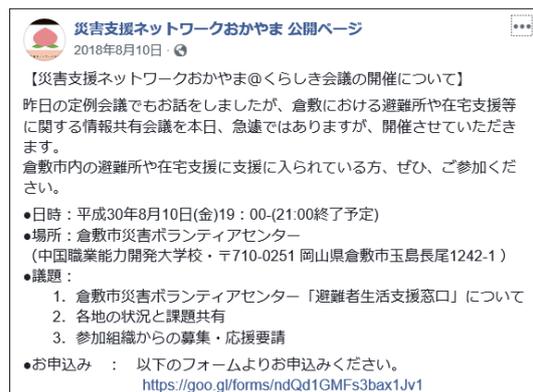


また、同年10月18日には、同ネットワーク主催の「民間支援活動中間報告会」（会場：岡山市勤労者福祉センター）が開催され、この場において、同支援ネットワークを災害時だけでなく、以後の被災者の生活再建や被災地復興までを見据えた支援ネットワークとする提案がなされました。参加した約100名を超える支援関係者のもとで、規約と評議員・世話人の承認を受けて「災害支援ネットワークおかやま」は、行政、日本赤十字社県支部等を含めた県域の公私協働の災害支援における常設ネットワークとして改めて組織化・設立されました。（参画団体：約100団体／事務局：NPO法人岡山NPOセンター）

本会は、同ネットワークの常設組織化・設立にあたり、世話人として参画することで、平時、発災時を問わず「被災地情報や被災者ニーズの共有化」、「行政及び各関係機関・団体の取組状況の情報共有及び発信」、「公私協働のネットワークづくり」の実現に向けた支援協力を継続して行うこととしました。



常設ネットワーク組織となった「災害支援ネットワークおかやま」の情報共有会議は、その後、特に被害が甚大であった倉敷市においても「災害支援ネットワークおかやま@くらしき」として定例会議（会場：倉敷市災害ボランティアセンター／月2回）が開催されるようになり、本会職員も参画し、同ネットワーク会議の運営支援を行いました。



〈2〉対応状況・支援経過（時系列の流れ）

（1）急性期（発災直後～平成30年7月中旬頃）

岡山市，倉敷市，総社市をはじめとする甚大な被害状況を把握するなか，各被災地社協からの支援要請が相次ぎました。又県民，関係機関・団体及びマスコミ等からの問い合わせも殺到するなど，本部体制の早急な確立，被災社協への災害ボランティアセンターの立ち上げ支援，県内の活動状況等の把握や情報発信等解決課題が山積し一時的に混迷を極めました。

月 日	対 応 内 容	主な支援経過
7月6日	豪雨災害発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、翌日より先遣職員による県内把握 ・幹部会議により救援本部設置を決議。(各事業継続・中止・延期等協議) ・現地調整班を組成し、担当割他、局内の業務分担。 ・災害支援協定に基づき市町村社協への応援派遣の緊急調整の開始。 ・各災害VCへ本会職員派遣、必要資機材の調達開始
7月7日	県内被災地社協への状況把握(先遣職員の派遣)	
7月9日	岡山県災害福祉救援本部を岡山県社協に設置 県社協職員の常駐派遣の開始	
7月10日	災害派遣福祉チーム 岡山DWAT活動開始	
7月11日	市町村社協応援職員の派遣開始 (県・市町村社協災害時相互支援協定) -特に被害が大きかった5市町村社協災害VCへ 県内社協職員の応援派遣	

(2) 復旧期 (災害ボラセン設置以降 / 平成30年7月中旬～9月末頃)

本会救援本部や現地支援体制が一定軌道に乗り、各社協災害ボランティアセンターの運営も県内・外の応援派遣職員、NPO団体等の支援により安定するなか、順次、活動収束へ向けた動きも見え始めました。一方、長期化する倉敷市真備エリアへの支援の重点化や県外ブロック派遣の収束のあり方等、本会として、復興期に向けた支援方針を定め、市町村社協事務局等会議やブロック派遣にかかる情報共有会議等により県内外の社協、支援関係者等への周知共有を図りました。

また、併行して県くらし復興サポートセンター受託に向けた県、関係機関・団体との協議、局内準備・調整を行いました。

月 日	対 応 内 容	主な支援経過
7月13日	中国ブロックより職員派遣応援開始	<ul style="list-style-type: none"> ・全社協、支援P、県庁等への支援要請
7月13日	岡山県災害ボランティア情報特設サイト開設	
7月16日	近畿ブロックより職員派遣応援開始(先遣派遣)	<ul style="list-style-type: none"> ・県外ブロック派遣の調整依頼
7月19日	豪雨災害対応に向けた市町村社協事務局長・支所長会議開催(第1回会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内社協へ現状共有、本会支援方針の周知(特に被害甚大であった倉敷市災害VCへ支援集中化) ・順次、各災害VC収束に向けた助言支援 ・復興支援体制の準備、調整(県、倉敷市、総社市等) ・本会の応援体制の見直し調整(順次、巡回支援へ)
7月30日	生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付の受付開始	
8月28日	豪雨災害対応に向けた市町村社協事務局長・支所長会議開催(第2回会議)	
9月中下旬	岡山県くらし復興サポートセンター受託協議(県内被災地社協への現状把握、ヒアリング)	

(3) 復興期（仮設住宅等設置以降／平成30年10月頃～翌年3月末）

県内の災害ボランティアセンターが次々に収束し、復興支援体制へ移行するなか、長期化する倉敷市災害ボランティアセンターへの応援派遣の集中化を図りました。同災害ボランティアセンターが本部拠点を移転し、地元主体の活動展開へ向けた方針を打ち出した10月末をもって、県外ブロック派遣を終了、11月以降は県内社協からの応援派遣により支援を継続しました。県内社協の災害支援協定にもとづく応援派遣を11月末をもって終了しましたが、以後翌31年1月末まで、近隣社協有志による応援派遣は継続され、本会もスポット的な応援派遣、巡回支援を行う等、最終的に同年3月まで支援を継続しました。

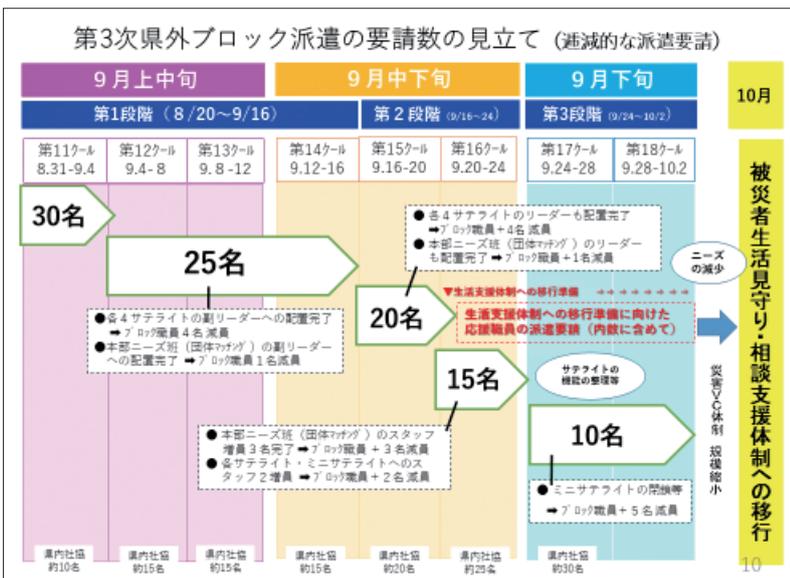
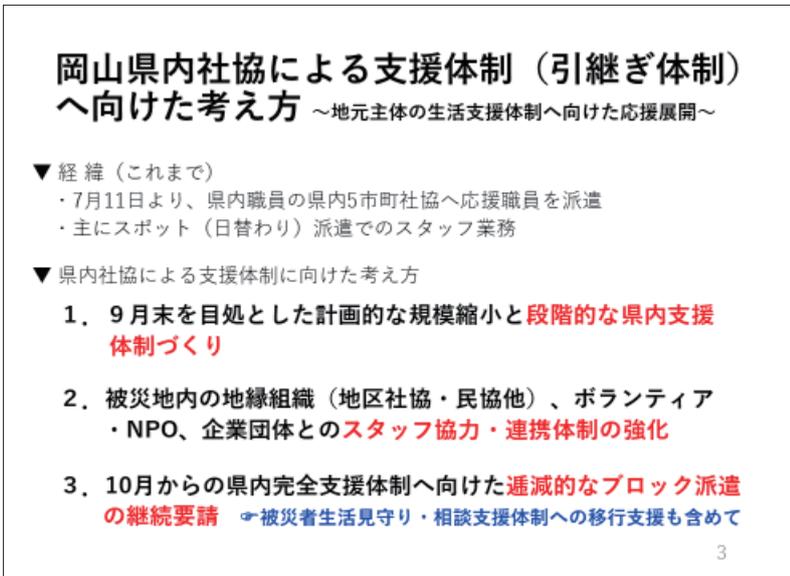
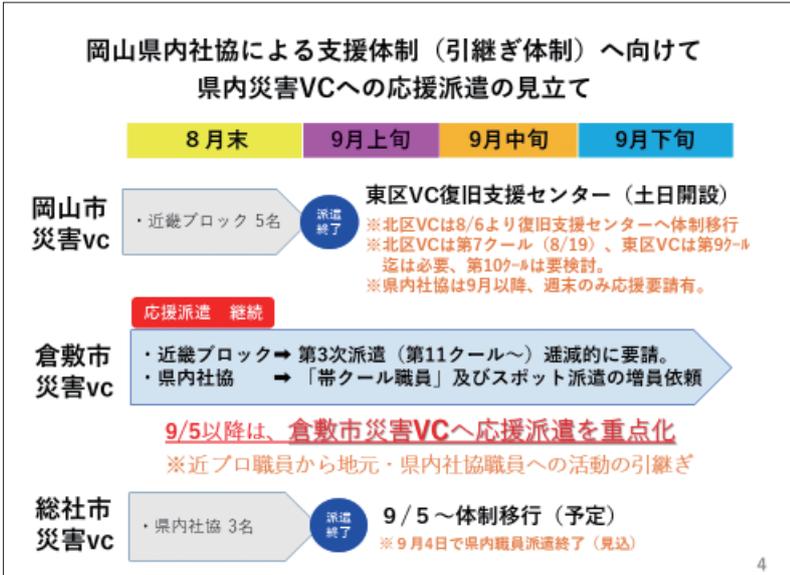
また、県くらし復興サポートセンターの受託（10月1日）を機に、市町村社協会長・事務局長会議等により、今般の災害支援活動の総括や今後の被災者生活支援の視点を含めた復興期の社協活動のあり方を明示し、行政及び関係機関・団体等への普及啓発・周知徹底にも取り組みました。平成31年3月末、倉敷市災害ボランティアセンターの活動収束とともに本会救援本部を収束しました。

月 日	対 応 内 容	主な支援経過
10月1日	岡山県くらし復興サポートセンター開設 (倉敷市真備支え合いセンター、総社市復興支援センター開設) ※被災者見守り・相談支援事業開始	・長期化する倉敷市災害VCとの協議調整（県内社協の応援派遣終了目処等）
10月25日	倉敷市災害ボランティアセンター本部拠点の移転開設支援	・倉敷市災害VCの本部移転に向けた助言・支援
10月31日	県外ブロック職員派遣終了	・本会単独での倉敷市災害VCへの応援派遣等継続支援
11月30日	協定に基づく市町村社協応援職員の派遣終了	
12月1日～	倉敷市社協要請に基づく県社協及び近隣市町村社協による応援派遣（継続支援）	・収束した各災害VCへの被災者生活支援状況の実態把握・支援
(平成31年)1月11日	県内社協災害支援活動の中間ふりかえり会議開催	・災害支援活動の総括と被災者生活支援の普及啓発
1月31日	倉敷市社協要請に基づく県社協及び近隣市町村社協応援職員の派遣終了（本会巡回支援継続）	・本会災害福祉救援本部活動の総括及び収束
2月22日	災害福祉支援セミナー開催	
2月26日	市町村社協会長・常務理事・事務局長会議（災害支援活動報告等）	
3月31日	倉敷市災害ボランティアセンター収束 (まび復興支援ボランティアセンターへ移行)	
3月31日	本会災害福祉救援本部終了	

(4) 県外ブロック派遣等の経過

発災直後より、被害の甚大さを勘案し全社協及び中国ブロックへ応援派遣を要請しました。本県と広島県の被害が甚大であったため、九州ブロック及び全国各ブロックが広島県を支援し、本県は主に近畿ブロックからの全面的な支援を受けることで応援体制を確保し、以後災害対応ブロック幹事県・市社協会議等によりブロック派遣の調整を行いました。

月 日	対 応 内 容	主な支援経過
7月12日	『ブロック派遣にかかる情報共有会議』 ／主催：全社協／会場：岡山県社協	・当初は、中国ブロックでの災害支援協定により、鳥取県からの応援派遣で対応。
7月13日～	中国ブロックより岡山県へ派遣応援 ※20日以降、岡山県への応援派遣は近畿ブロックに移行	
7月16日～	近畿ブロックより0クール派遣応援(先遣派遣)	・広島県での被害状況も勘案し、中国ブロック（鳥取県、島根県）は、広島県を全面支援となる。
7月20日～	近畿ブロックへ派遣応援（要請数：16名）	
7月19～20日	都道府県社協常務理事・事務局長セミナー／主催：全社協／会場：ロフォス湘南 ・職員派遣の増員要請。 （近畿ブロックに対し31名で増員要請）	・以後、本県は、近畿ブロック（6県）からの全面支援を受ける。
7月26日	『豪雨災害中国ブロック情報共有会議』／幹事：鳥取県社協／会場：広島県社協 ・ブロック派遣の方向性について協議	・当初、8月13日（お盆）までとされていたが、長期化する状況を受け、8月末までの応援派遣の延長を申し合わせ。
8月1日	『第1回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』 ／主催：全社協／会場：岡山県社協 ・8月14日以降も同規模の派遣を要請 （近畿ブロック35名～39名）	・倉敷市災害VC（倉敷市真備エリア）の支援長期化を受け、9月末までの再要請を依頼。 （本県として倉敷市災害VCへの支援の集中・重点化）
8月20日	『第2回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』 ／主催：全社協／会場：岡山県社協 ・9月以降も当面、同規模の派遣を要請。なお、人員を逡減していく。 （近畿ブロック6名～26名、中国ブロック4名）	・さらに支援活動の長期化により、10月末迄を最後に、応援派遣の再々要請を行う。
9月13日	『第3回災害対応ブロック幹事県・市社協会議』 主催：全社協／会場：岡山県社協 ・10月1日以降も5名の派遣を要請（保留）	・10月以降は、近畿ブロックに加え、再び中国ブロックからの応援派遣を要請。
9月20日	『豪雨災害中国ブロック情報共有会議(第2回)』 ／幹事：鳥取県社協／会場：広島市社協 ・10月以降のブロック派遣の方針等協議 （5～6名派遣で決定。中国、近畿ブロックで対応）	※11月以降は、県内社協による応援派遣を継続。
10月末	近畿ブロック派遣終了（10/28） 中国ブロック同月末終了（10/31）	



【参考】第3回災害対応ブロック幹事県・市社協会議（平成30年9月13日） ※本会資料抜粋

7月豪雨災害に係る各市町村の状況(岡山県)

	死者・ 行方不明	住家被害				災害ボランティア センター	支援状況				
		全半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		7月20日～ 8月1日 (第1～3クール)	8月1日～ 8月13日 (第4～6クール)	8月14日～ 8月31日 (第7～10クール)	9月1日～ 9月15日 (第11～14クール)	
岡山市	2	1,166	26	2,134	4,399	7/11開設 (北区) 8/6 体制移行 8/25 通常VC対 応 (東区) 9/1 体制移行	岡山県社協	巡回	巡回	巡回	巡回
							県内市町村社協	2～9	2～11	2～5	土日のみ 約2
							県外派遣	中国プロ 0～2 近畿プロ 2～10	近畿プロ 9～10	近畿プロ 5～9	
							小計	4～21	11～21	約10	—
倉敷市	52	5,374	532		1	7/11開設 4サテライト 4ミニサテライト を運営	岡山県社協	1～2	1～2	1	1
							県内市町村社協	2～10	4～11	9～16	13～19
							県外派遣	中国プロ 0～2 近畿プロ 12～21	近畿プロ 27～33	近畿プロ 28	中国ブロック 4 近畿プロ 23
							小計	15～33	32～46	約42	約44
総社市	2	636	500		369	7/8開設 9/1体制移行	岡山県社協	0～2	巡回	巡回	巡回
							県内市町村社協	3～5	3～5	3	
							県外派遣	中国プロ 0～2 近畿プロ 0～9			
							小計	3～18	3～5	約3	0
高梁市	1	306	6	56	90	7/9開設 8/1 体制移行	岡山県社協	0～1	巡回	巡回	巡回
							県内市町村社協	2～9			
							県外派遣	0～3			
							小計	2～13	0	0	0

第4次ブロック派遣（10月以降）の要請に向けて

～倉敷市災害VCの本部移転、生活支援体制への移行調整を踏まえて～

勸案すべき事項

▼ 残ニーズ件数について

☞ 約330件（9.11時点）

- ・新たなニーズとして、公費解体開始に伴う家財搬出や仮設住宅関連の生活支援の依頼の増加が見込まれる。

※災害VCの活動ニーズ状況
多くの家は、（第1段階）家財の搬出から、
（第2段階）床剥ぎ・床下泥出しの間の過程

▼ 10月以降の災害VCの体制変更の状況

- ☞ 災害VC移転、各サテライトの統合は10月下旬までに実施。
それまでは引き続き応援派遣が必要となる。

c.f. 倉敷市地域支え合い
センター（仮称）

▼ 各メインサテライト等へ県内社協（帯派遣）+スポット派遣の必要数

- ☞ 第2、3段階（9/16～10/2）県内職員の必要数と不足数
・必要数：20～25名/日 → 派遣予定数：平均17名【不足：3～8名】

7

第4次ブロック派遣（10月以降）の要請数について

～倉敷市災害VCの本部移転（想定）、生活支援体制への移行調整を踏まえて～

▼ 10月以降の倉敷災害VC運営に要する応援職員の必要数：20名（見立て）

〔時期〕	〔状況等〕	〔県内派遣〕	〔ブロック派遣〕
10月	・10月初旬 現状体制の継続 -生活支援体制と併行しての活動展開	15名	5名
	・10月中旬 新拠点プレハブ建設完了	15名	5名
	・10月下旬 新拠点への移転・引っ越し -各サテライト統合整理	15名	5名
11月	・11月上旬 新拠点での本格稼働 (サテライト統合 → 新拠点&箭田S)	10名	〔ブロック派遣〕 派遣終了
	・中旬 地域支え合いセンター（仮称） との連携による活動展開	10名	
	・下旬	5名	
・11月末		派遣終了	

8

〈3〉取組報告（統計・報告）

（1）本会「現地支援班」による常駐及び巡回支援

・本会職員 派遣実績（県社協⇒被災地社協・災害VC）／延べ派遣者数（人／日）

[派遣期間：平成30年7月9日～11月30日]

被災地社協／月次	7月	8月	9月	10月	11月	合計（人）
岡山市社協 災害ボラセン	22	27	3			52
倉敷市社協 災害ボラセン	42	57	33	32	32	196
総社市社協 災害ボラセン	21	8	3			32
高梁市社協 災害ボラセン	20	3	3			26
矢掛町社協 災害ボラセン	17	2	0	1		20
その他市町村社協 災害ボラセン	2	0	3	1		6
合 計	124	97	45	34	32	332

※一部、巡回支援による派遣者（延べ人／日）含む

（2）県内市町村社協及び県外ブロック社協職員の派遣調整

① 県内市町村社協職員 派遣実績（県内の市町村社協⇒被災地社協・災害VC）／延べ派遣者数（人／日）／応援派遣社協；25市町村

[派遣期間：平成30年7月9日～11月30日]

（岡山県社協 調整把握数）

被災地社協／月次	7月	8月	9月	10月	11月	合計（人）
岡山市社協 災害ボラセン	80	110	10			200
倉敷市社協 災害ボラセン	88	301	472	472	309	1,642
総社市社協 災害ボラセン	80	101	12			193
高梁市社協 災害ボラセン	80					80
矢掛町社協 災害ボラセン	36					36
合 計	364	512	494	472	309	2,151

▶ (参考) 県内／市町村社協ごと派遣実績／応援派遣社協：25市町村

[派遣期間：平成30年7月9日～11月30日]

(岡山県社協 調整把握数)

No.	派遣元	延べ人数	延べ日数	派遣先被災地社協 (災害VC)
1	岡山市社協	78	30	倉敷市
2	津山市社協	219	107	倉敷市／総社市
3	玉野市社協	177	133	倉敷市／高梁市
4	笠岡市社協	90	72	倉敷市
5	井原市社協	37	32	倉敷市／矢掛町
6	高梁市社協	83	56	倉敷市
7	新見市社協	160	128	倉敷市／高梁市
8	備前市社協	146	96	岡山市東区／倉敷市
9	瀬戸内市社協	146	125	倉敷市／総社市／高梁市
10	赤磐市社協	119	96	岡山市東区／倉敷市
11	真庭市社協	243	141	倉敷市／総社市
12	美作市社協	17	14	岡山市東区／高梁市
13	浅口市社協	34	34	倉敷市
14	和気町社協	8	4	岡山市東区／矢掛町
15	早島町社協	209	119	倉敷市
16	里庄町社協	70	63	倉敷市／総社市／矢掛町
17	矢掛町社協	7	15	倉敷市
18	新庄村社協	17	8	岡山市東区／総社市
19	鏡野町社協	50	21	岡山市東区／倉敷市／高梁市
20	勝央町社協	2	2	高梁市
21	奈義町社協	22	10	倉敷市
22	西粟倉村社協	12	6	倉敷市
23	久米南町社協	7	3	高梁市
24	美咲町社協	72	33	岡山市東区／倉敷市／高梁市／矢掛町
25	吉備中央町社協	67	51	岡山市東区／倉敷市／高梁市

② 県外ブロックからの社協職員 派遣実績 (県外ブロック社協⇒被災地社協・災害VC)

(岡山県社協 把握)

▶ 実派遣者数 (実人数) 【県外ブロック社協 (中国ブロック／近畿ブロック)】

[派遣期間：平成30年7月11日～10月31日 (先発隊, お盆対応含む)]

被災地社協／ ブロック	岡山市社協 災害VC	倉敷市社協 災害VC	総社市社協 災害VC	高梁市社協 災害VC	その他 (先発隊)	合計 (実人)
中国ブロック	6	90	11	0	2	109
近畿ブロック	74	441	14	5	0	534
合計	80	531	25	5	2	643

▶延べ派遣者数（延べ人数）【県外ブロック社協（中国ブロック／近畿ブロック）】

被災地社協／ ブロック	岡山市社協 災害VC	倉敷市社協 災害VC	総社市社協 災害VC	高梁市社協 災害VC	その他 (先発隊)	合 計 (延人)
中国ブロック	24	330	44	0	4	402
近畿ブロック	370	2,196	70	25	0	2,661
合 計	394	2,526	114	25	4	3,063

（３）災害救援・支援物資の受入れ・調達等の調整

① 災害支援物資，資機材等の協力団体リスト

このたびの災害支援において物資，資機材等ご協力いただいた企業，民間機関・団体，個人等。この他にも数多くのご寄贈ご提供をいただきました。ご支援ご協力をいただきました皆様方に厚くお礼申し上げます。（順不同，敬称略）

主な協力企業，民間機関・団体	寄贈支援内容
NPO法人にいがた災害ボランティアネットワーク	各種災害用資機材
アイスジャパン株式会社	熱中症対策用品
味の素AGF株式会社	飲料
株式会社大塚製薬工場	経口補水液
岡山県西部ヤクルト販売株式会社	スポーツドリンク
岡山ヤクルト販売株式会社	スポーツドリンク
カバヤ食品株式会社	塩タブレット・スポーツドリンク
株式会社ドコモCS中国 岡山支店	携帯電話・Wi-Fiルーター
株式会社智商運輸	資機材一時保管
京都産業大学 ボランティアセンター	ミネラルウォーター
ケルヒャー ジャパン株式会社 広島支店	高圧洗浄機，掃除機
公益社団法人日本保安用品協会	各種保安用品
山陽事務機株式会社	事務用品
資生堂ジャパン株式会社	ボディケア用品
社会福祉法人東京都北区社会福祉協議会	車輛貸与
社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会	スポーツドリンク
生活協同組合おかやまコープ	ミネラルウォーター
日本生活協同組合連合会	スポーツドリンク
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	高圧洗浄機（株式会社LIXIL寄贈）
ネスレ日本株式会社 神戸本社	飲料，ボディケア用品

主な協力企業, 民間機関・団体	寄贈支援内容
フォルクスワーゲングループ ジャパン株式会社	車輛貸与, 飲料
富士通株式会社 岡山支店	熱中症対策用品
ユアサ商事株式会社岡山支店	保安用品
株式会社グラフィコ	食品・日用品

・ 県（県民生活交通課）との調整による災害支援資機材・備品（レンタル）の調達

調整先／災害VC	物 品 名	数 量	使 用 場 所
岡山市社協	発電機	1台	岡山市東区VC
	冷蔵庫	1台	岡山市東区VC
	ホワイトボード	2台	岡山市北区VC
	ユニットハウス	2台	岡山市北区VC
	発電機	2台	岡山市北区VC
倉敷市社協	パソコン	4台	倉敷VC本部
	プリンター	4台	倉敷VC本部
	コピー機	2台	倉敷VC本部
	発電機	4台	サテライト菌・川辺
	スポットクーラー	4台	サテライト箭田
	ブルーシート	10枚	倉敷VC本部
	ホワイトボード	3台	サテライト箭田
	乗用車（8人乗り）	4台	倉敷市VC本部
	乗用車（10人乗り）	1台	倉敷市VC本部
	商用車（8人乗り）	1台	倉敷市VC本部
矢掛町社協	簡易テント	2基	活動拠点
	仮設トイレ	2基	活動拠点
	冷風機	3台	活動拠点

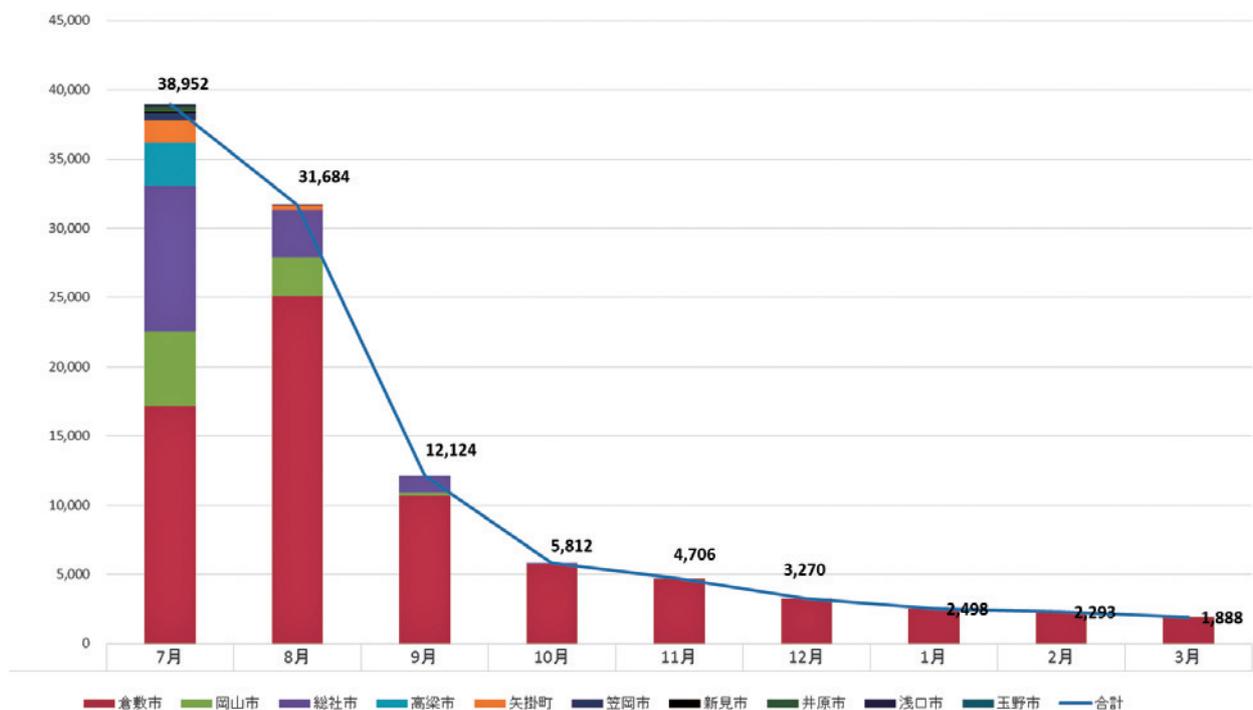
(4) 県内災害ボランティアセンターに関する情報発信（県内ボランティア活動者数）

▶災害ボランティア活動者数の推移（平成30年7月～平成31年3月末） 本会把握数

月次	合計	倉敷市 社協	岡山市 社協	総社市 社協	高梁市 社協	矢掛町 社協	笠岡市 社協	新見市 社協	井原市 社協	浅口市 社協	玉野市 社協
7月	38,952	17,183	5,333	10,526	3,122	1,661	452	163	337	165	10
8月	31,684	25,131	2,745	3,462		309			13	24	
9月	12,124	10,705	211	1,208							
10月	5,812	5,777		35							
11月	4,706	4,706									
12月	3,270	3,270									
1月	2,498	2,498									
2月	2,293	2,293									
3月	1,888	1,888									
合計	103,227	73,451	8,289	15,231	3,122	1,970	452	163	350	189	10

▶岡山県内災害ボランティアセンター ボランティア数

（H30.7月～H31.3月末時点／岡山県社協把握数）



〈4〉災害ボランティアセンター運営支援における評価・課題 ●●●●●●●●

○支援総括

今般の豪雨災害は未曾有の規模で、県内10カ所において同時多発的に災害ボランティアセンターが開設される等、初めて経験する非常事態でした。また、本会の長い歴史においても初めての災害福祉救援本部の設置であり、本部設置当初の急性期においては、手探り状態のなかでの臨機対応を随所に余儀なくされました。

南海トラフ地震等将来起こりうる甚大な災害支援に向けては、今般対応を教訓として、平時から非常事態を想定した組織対応のあり方、各般の備えについて協議を行い、抽出課題の解決を着実にやっていくことが肝要です。詳細については、『本報告Ⅲ. 今後に向けて（次災害への備え）』にて整理の上報告することとし、本項目では、災害ボランティアセンター運営支援において特に留意すべき事項について総括します。

① 先遣活動の必要性

発災直後の7月8日において、本会職員が、日野ボランティア・ネットワークの担当者（のちに支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）の先遣派遣と位置付けられた）と同行し、県内の被災概況並びに当該市町村社協の現況ヒアリング等、必要な情報収集を行いました。収集情報をもとに7月9日、本会災害福祉救援本部「現地支援班」の結成、当面の支援方針の決定と至った経緯があります。本部として相応の初動体制が図れた背景には、当該先遣活動による確かな情報収集があったことがあります。ついては、今般対応を教訓として、災害直後の先遣活動・情報収集のあり方をさらに詰めておく必要があります。

② 応援職員の迅速な派遣調整

7月9日本会本部立ち上げ当初、被災市町村社協より「発災直後からの避難所運営や災害ボラセン立ち上げ等、昼夜徹しての業務で職員がかなり疲弊しています。応援職員はいつから対応してもらえるのか」との旨、悲痛とも言える申出がありました。今般対応としては、7月10日より本会職員の常駐派遣、7月11日（発災直後5日目）より県内社協による応援派遣を行ったところです。被災地社協の発災直後の業務負担は膨大なものになることから、災害ボラセン立ち上げ時に相応の応援職員が派遣できる体制が理想です。当該体制の実現に向け、より迅速な派遣調整のあり方について、協議しておく必要があります。

③ 情報通信インフラの調達応援

発災直後、被災地社協には通常業務に支障を来す程多数の電話・問合せが殺到したため、災害ボラセン開設と併行し専用電話並びに情報発信ホームページ・メール開設のためのインフラを準備する必要性が生じました。今般対応としては、株式会社ドコモCS中国岡山支店へ協力調整を図り、携帯電話約50台及び充電器とインターネット環境用のWIFIルーターを緊急調達し、各社協への提供を図り好評を得ました。今般同様、迅速な対応が図られるよう、情報通信インフラ

の整備状況等の把握や応援スキームの確立を図っておく必要があります。

④ ニーズ管理体制の状況把握

甚大な被害となった倉敷市災害ボランティアセンターについて、ニーズ件数の全体状況が把握できない時期があり、本会として支援方針等の見定めにも苦慮する場面がありました。特に残ニーズ件数の動向は、応援派遣の調整方針を見極める際の重要指標となります。今後の教訓として、本会職員が当初運営支援に入る際の重点事項として、災害ボランティアセンターのニーズ管理体制への助言支援に留意する必要があります。

⑤ 収束期・復興期へ向けた助言対応

各災害ボランティアセンターにおける収束時期の協議や「復興支援センター（仮称）」等への移行に向けた検討場面において助言を求められる機会に多く直面しました。今般対応では、都度、本部会議へ持ち帰り、残ニーズ件数の動向や地元行政の被災者支援制度の進捗状況を勘案するとともに、支援P等有識者の意見も取り入れる等、本会としての的確な応援・助言が図れたものと評価しています。収束・復興期へ向けた方針協議は、被災地社協の活動展開にとって重要な局面であり、的確な後方支援が図れるよう、今般の本部会議のような合議体制について、今後継承していく必要があります。

⑥ ボランティアのWEB登録・受付の仕組み

ボランティア活動者が特に多かった岡山市や倉敷市災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアのWEB登録の仕組みが試行導入されました。具体的には、活動希望者が事前に当該災害ボランティアセンターのホームページから、WEBにより事前登録し、当日はスマートフォンでQRコード等をかざして専用機器により受付認証を行うもので、ボランティア登録・受付や名簿管理業務の効率化を図る上で効果的な取組でした。ICT活用が進む今日、ボランティア受付・登録業務の迅速化・効率化に向けて、今般取組を検証するとともに、今後継承していくことが望まれます。

⑦ 職員間の情報共有の仕組み

今般の災害支援では、被害規模・範囲ともに甚大であったため、災害ボランティアセンター本部、サテライト等複数拠点での活動展開を余儀なくされ、各拠点間のスタッフ、職員同士の情報共有が課題となる局面が散見されました。各現場では、フェイスブック（メッセージ）やLINE等のSNSの活用により、一部有志の情報共有ネットワークを構築する等臨機対応が図られていました。本会においても、本部会議に情報班が参画し、議事概要をチャットワークで全体共有する等の工夫を図りました。また、岡山市災害ボランティアセンターでは、本部（事務局）と東区災害ボランティアセンターとの間でスカイプを活用したオンライン会議により組織内での情報共有や方針協議を図る等工夫されていました。

職員、スタッフ間の情報共有は、活動方針の徹底や意識統一に不可欠です。今般対応を教訓と

して、有事下におけるSNS等の活用やオンライン会議のあり方等、検証・研究する必要があります。

⑧ 熱中症等への対応（安心安全な活動環境の整備）

連日35度以上の猛暑日が続くなかで、水分・塩分補給の注意喚起は勿論のこと、休憩のためのタイムキーパー設定、さらには「クール大作戦」と称したポスターを各災害ボランティアセンターへ作成・配布する等、熱中症対策について県域全体へ大々的な広報周知を図りました。また、冬季（12月～2月）活動支援では、インフルエンザ等の罹患防止に向けた手洗い・うがいの励行等注意喚起の徹底を図りました。

安心安全なボランティア活動のための環境整備は、社会福祉協議会が担うべき基本的な役割といえます。今般対応を教訓として、適宜、社会情勢に応じた対応が図られるよう継承していく必要があります。

⑨ 多様な支援主体（NPO、CSR企業、生協）等との連携体制

今般対応では、NPO法人岡山NPOセンター、生活協同組合おかやまコープ等の県域団体をはじめ、JVOAD（NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）、PBV（一般社団法人ピースポート災害支援センター）、その他CSR企業や民間支援団体・ボランティア等、全国的な支援団体とも情報共有や有機的な連携を図り、各被災現場での総合的かつ効率的な支援につなげることが出来ました。

今般設立した「災害支援ネットワークおかやま」は、社協の災害支援活動と各種NPO・CSR企業や行政等、県域における多機関連携を目に見える社会資源として継承するために設立された組織といえます。甚大な災害が発生した際には、多様な支援主体との連携支援体制が不可欠であり、今般対応で生まれた財産として今後に活かしていく必要があります。

⑩ 社協の災害支援の新たな活動展開として

今般の倉敷市災害ボランティアセンターの運営では、地元社協職員は主に本部統括及び総務機能を担い、それ以外の各班活動の運営を応援派遣職員や災害支援NPO、各種ボランティア団体、住民関係者等で担うといった通常にはない方式でした。地元社協職員は、各被災地区へ入り被災者への情緒的支援や地区社協による住民同士の支え合い活動の支援を行う等、災害ボランティアセンター収束後の復興期を見据えた地域支援に奔走していました。当該活動展開は、“地元社協職員の不在”として、県内の一部応援社協関係者より、本会へ問題提起がなされる等、些かに物議を醸すことがありました。

災害ボランティアセンター運営は、有事下における一時的な活動です。その意味では、立ち上げ当初の活動スキームが軌道に乗った段階で、センター運営の総括・総務等の要職以外を応援職員等の外部職員でサポートし、地元社協職員は、当該センター収束後の平時支援への移行を見据え、被災者主体の情緒支援活動や被災地区の住民主体の復興活動の応援・支援に従事する、といった活動展開は、今後の社協における災害支援のあり方のひとつとして、検証されて然るべき事案と考えます。

3. 災害派遣福祉チーム（DWAT）による支援活動

本会では、倉敷市並びに岡山県からの派遣要請に基づき、真備町内の3ヶ所の一般避難所に、福祉の専門資格を持っている社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士等を災害派遣福祉チーム（DWAT）として派遣、医療・保健関係者等と連携して被災者の二次被害防止等に取り組みました。

このたびの災害においては、岡山県内のみならず、京都府・岩手県・静岡県・群馬県・青森県から派遣応援をいただき、7月10日から9月2日までの55日間に支援活動を展開し、災害派遣福祉チーム（DWAT）活動の意義や役割、必要性を広く理解してもらうことにつながりました。

ここでは、活動内容の一部を報告いたします。

（1）構成状況と活動経過

岡山DWATにおける構成や活動経過は次のとおりです。

1) 岡山DWATの構成状況

〔名称〕 災害派遣福祉チーム（DWAT = Disaster Welfare Assistance Team）

〔派遣場所〕 倉敷市真備町にある3ヶ所の一般避難所

岡田小学校 7月10日（火）～9月2日（日）

菌小学校 7月16日（月）～9月2日（日）

二万小学校 7月18日（水）～9月2日（日）

〔派遣構成〕 社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の福祉専門職の混成チームで編成。

（※本災害では、緊急にチーム員を募集しチーム編成を行う）

〔活動期間〕 7月10日（火）先遣隊派遣から9月2日（日）までの55日間、第13クールを編成。

県内39チーム137名（延262名）、県外15チーム66名が活動。

9月2日（日）から9月30日（日）までの29日間、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動を引継ぎ、県内の社会福祉法人等の地域貢献活動の一環として、つどいの場（ふれあいサロン）活動並びになんでも相談対応を継続展開（28名）。

〔派遣先法人・団体〕

社会福祉法人、医療法人（病院）、NPO法人、医療ソーシャルワーカー協会、社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員協会、精神保健福祉士協会等 計50法人・団体

〔派遣指示〕 岡山県知事からの派遣要請に基づいた公的な支援チーム

〔経費〕 災害救助法適用により、公費経費対応

2) 岡山DWAT派遣調整に向けた対応状況

7月9日（月）／DWAT第1回緊急会議（経営協，老施協，障施協，社会福祉法人，県社協）

- ・避難者の最も多い岡田小学校に、被災者の状況把握を目的としたDWAT先遣隊の派遣を決定。
- ・8月13日（第8クール）までのDWAT派遣に向けた調整を開始。
- ・現地コーディネーター（現地Co）の配置（常駐）を決定。
- ・富士通総研・京都府・岩手県に支援（応援）を要請。

7月10日（火）／先遣隊5名+現地Co+京都DWAT2名+富士通総研名取氏

- ・先遣隊の活動支援として、京都DWATと富士通総研 名取氏が現地入り。
- ・現地Coが岡田小学校校長並びに避難所責任者（倉敷市職員）と協議，医療・保健関係者が常駐している職員室へ入室。
- ・DMAT（医療チーム）の診療に立会い，診察後の要配慮者に対する継続的なフォローを要請される。
- ・日赤の医師が，医療・保健・福祉の連携体制図をホワイトボードに記入する。
- ・身体障害のある方が避難していたため，避難所内の環境や状況等について，同行支援を行う。
- ・先遣隊は情報収集が目的だったが，福祉分野の活動（ニーズ）が求められていることが分かったため，具体的なDWAT活動に移行する。



先遣隊の派遣に伴う壮行式



7/10 岡田小学校一般避難所（体育館）
DMAT（看護師）と同行



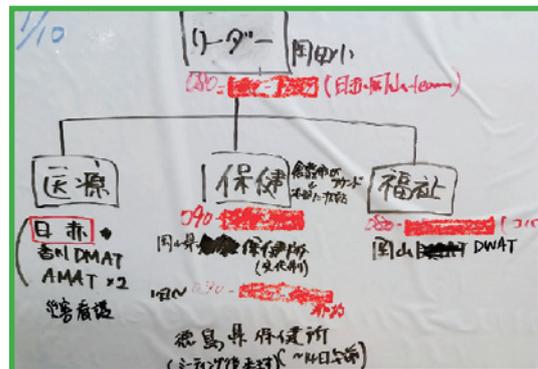
7/10 岡田小学校一般避難所において
DMAT（医師）との最初の意見交換



7/10 岡田小学校一般避難所（保健室）
日赤/AMAT/DWAT/災害派遣医療ナース/看護学会



7/10 岡田小学校一般避難所（職員室）
医療・保健・福祉の体制図を医師が作成

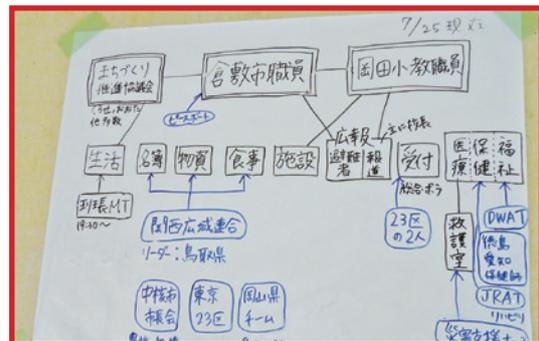
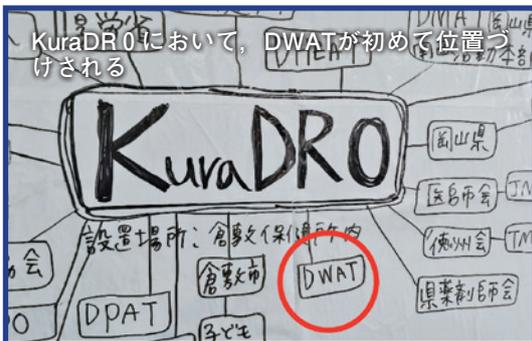


7月11日（水）／先遣隊5名+現地Co+岩手DWAT2名

- ・保健師チームとラウンド（巡回）を実施，避難所内の要配慮者のリスト化（情報共有）に取り組む。
- ・倉敷市保健所で開催されていた医療・保健関係者が集う「KuraDRO（倉敷地域災害保健復興連絡会議）」において，DMAT（医療チーム）がDWATの取組を報告，福祉分野の関わりの重要性が認識され，KuraDROへの参画要請がある。これにより，避難所における医療・保健・福祉の連携した支援体制が構築され，全体共有が行われる。

7月12日（木）／先遣隊5名⇒第1クール6名+現地Co+岩手DWAT2名

- ・KuraDROで，DWATの活動を全体会において報告。
- ・岡山DWATでは岡田小学校への継続派遣だけで手一杯，県外DWATの派遣準備はできており，派遣に向けては，倉敷市・岡山県を通じて派遣要請が必要であることを説明する。
- ・KuraDROでの情報共有後，正式に県外DWATの派遣要請が行われ，京都府・岩手県・静岡県・群馬県・青森県から計66名が派遣される。



7月17日（火）／第2クール（2日目）

- ・菌小学校分館において，小規模多機能ホーム利用者が集団で避難，夜間対応の職員が不足していたため，DWAT1名が24日（火）までの8日間，夜勤対応等に携わる。

7月20日（金）／DWAT第2回会議（経営協，老施協，障施協，社社会・介士会・ケアマネ協・県社協）

- ・DWAT第2回会議において，県外DWATの派遣要請したことを報告。
- ・活動状況を踏まえ，9月2日（第13クール）までのDWAT派遣（第2期）決定並びに調整開始。



7月28日（土）／第4クール（5日目）⇒第5クール（1日目）

- ・台風接近に備え、避難所責任者（倉敷市）と協議し、夜間における緊急避難対応並びに避難所の環境整備の観点から、DWAT 3名が宿直対応を実施。



8月27日（月）／DWAT第3回会議（経営協，老施協，障施協，社士会・介士会・ケアマネ協・県社協）

- ・DWATの派遣について、9月2日（第13クール）をもって終結する旨を確認。
- ・DWAT活動は終結となるが、地元倉敷市社協による見守り支援対応が10月にならないと活動展開できないことから、DWATで行ってきた「つどいの場（ふれあいサロン活動・相談支援）」を9月2日から30日まで継続することを決定並びに調整開始。【次なる支援へのつなぎ、支援の継続】

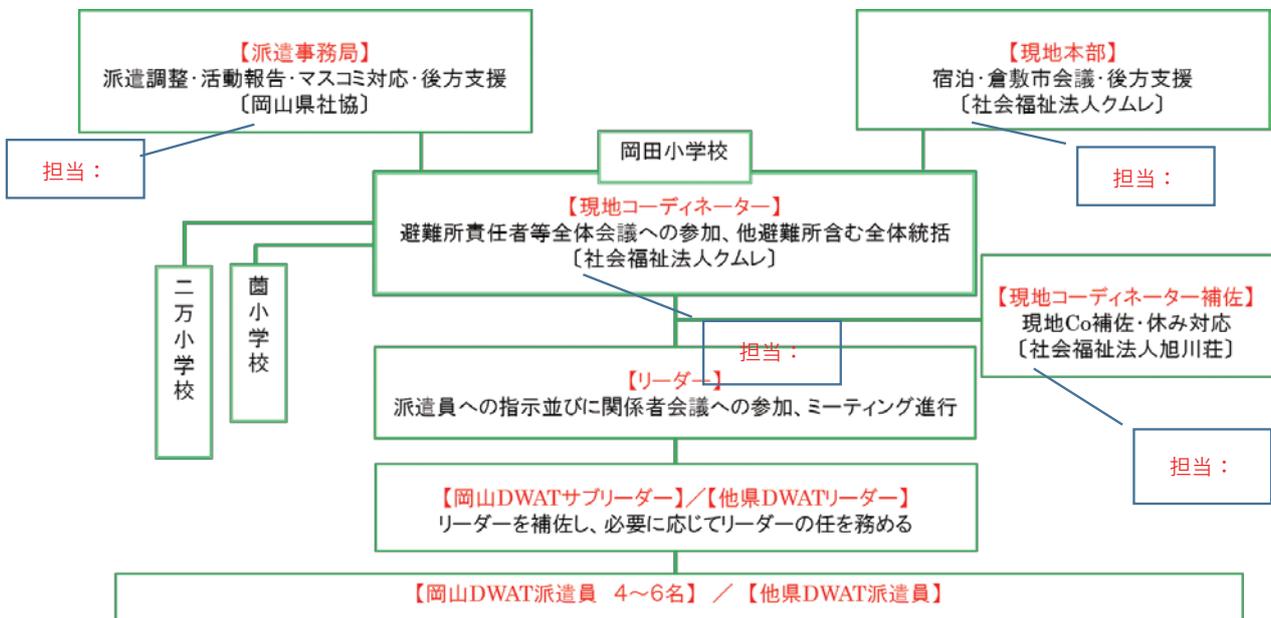
9月2日（金）／第13クール（岡田3名・藪4名・二万2名）

- ・活動を終結。引き続き、岡田小学校並びに藪小学校にて、つどいの場を9月30日まで活動展開。

3) 岡山DWATの1日の活動内容（7月25日の例）

6:45	現地本部であるクムレ「栗の家」出発	7:20	岡田小学校到着
8:00	全体ミーティング（倉敷市避難所運営責任者・保健・NPO・福祉関係者全員）		
8:30	福祉ミーティング（保健師・JRAT・看護師等）		
	・本日行う担当割（役割分担）		
	・複数チームに分かれ、ラウンド&環境面等へのアプローチ（医療・保健連携）		
9:00	なんでも相談（体育館）での相談開始（ローテーション～16:00）		
	・ラウンド（アセスメント）開始		
10:30	DWATミーティング（現地Co・クールリーダー・クールサブリーダー）		
11:30	軽体操教室受付補助（体操教室終了後、集いの場として活用）		
12:30	休憩（1時間程度：ローテーション）		
13:30	福祉医療ミーティング（保健師・JRAT・巡回看護師等）		
	・午前の振り返り・調査、医療ミーティングや全体ミーティングに向けた整理		
15:30	全体ミーティング（倉敷市・保健師・JRAT・ピースボート等）		
16:10	DWATミーティング（DWAT全員）		
	・相談コーナー件数の報告・明日行うべき事項に関する相談		
16:30	活動記録		
17:00	終了		

4) 岡山DWAT支援体制図



(2) 岡山DWATの主な活動内容

岡山DWATで実施した主な活動は次のとおりです。

- ① **アセスメント・ラウンド** ※連携先：医療チーム・保健師
 ・DMAT（医療救護班）や保健師チーム、JRAT（リハビリ）などの専門職チームと連携し、避難所内の要配慮者を中心に、心身の状態の確認や生活環境の確認、声かけを行いました。



- ② **要配慮者支援** ※連携先：保健師・JRAT
 ・アセスメントを通して見えてきた問題や福祉的な支援が必要な方々に対して、例えば、福祉施設利用に向けて福祉関係機関やケアマネへの連絡調整や、虐待案件の通報など必要な支援を行いました。
 ・仮設住宅への転居や避難所の閉鎖の段階では、積極的に地元の関係機関に引き継いでいきました。



- ③ **環境整備**
 ※連携先：ピースポート（NPO団体）・JRAT・避難所運営班
 ・避難所内の公衆衛生の向上をはかるためのトイレやごみ箱等の定期的な清掃活動や下駄箱やスロープ設置提案等の段差解消など福祉的な視点に立った環境整備にむけた活動を行いました。

- ④ **なんでも相談コーナー**
 ※連携先：倉敷市・保健師・JRAT
 ・被災者の置かれた状況は段階に応じて変わっていくため、いつでも、なんでも相談できるブースを設け、傾聴の姿勢で被災者の相談支援を行いました。



（相談内容）

緊急期：物資（土嚢袋・ごみ袋）に関すること、探し人

応急期：罹災証明や制度、手続きに関すること

復旧期：不平や不満、苦情の増加、生活再建への不安 ⇒傾聴対応

- ⑤ **つどいの場（ふれあいサロン活動）**
 ※連携先：JRAT・AMDA（NGO）
 ・介護予防や仲間づくり・交流の場として、軽体操や茶話会を行いました。



(3) 岡山DWATにおける一般避難所（岡田小学校）での 主な支援活動

それぞれ避難所の状況（緊急期・応急期・復旧期）に応じて、岡山DWATの取組は変わっていましたが、ここでは、岡田小学校にて主な活動として実施した1) 要配慮者支援、2) なんでも相談、3) つどいの場、4) 子どもの遊び場、5) 環境整備について、活動内容の概要をまとめました。

1) 要配慮者支援

【緊急期】①福祉施設への受入調整事例（70歳代女性）

保健師より祖母が孫から突き飛ばされたとの相談支援調整依頼がありました。祖母は認知症、夜間徘徊、歩行が不安定であり、家族は昼は家の片付け、夜間は祖母の見守りでかなり疲れがたまっているようでしたが、祖母の身体には古いあざが多数あり、発災前から虐待を受けていた可能性がうかがえました。

岡山DWATでは、保健師から対応依頼を受け、ご家族と話し合い、ショートステイ利用の承諾調整を行い、地域包括ケア推進室（地域包括支援センターの取りまとめ行政機関、虐待対応窓口、被災に関わる高齢者の問い合わせ窓口）へ一般避難所以外の生活の場の提供を依頼、担当ケアマネジャーにショートステイを調整、利用につなげました。

その後、担当ケアマネジャーより、ショートステイ中の食費の負担が経済的に難しくなり、一般避難所に帰ってくるようになったので気にかけてほしいとの要請がありました。しかし、一般避難所での生活は難しく、夜間転倒やネグレクト傾向（おしめ交換ができておらず、ズボンもはいておらず、タオルを巻いているのみ）が発生、その後、高齢者支援センター、担当ケアマネジャー、岡山DWATで今後の方向性と役割分担を協議し、最終的には福祉避難所のショートステイを利用していくことになりました。

※この対応により、保健師チームからの信頼を得ることにつながりました。また、避難所に戻ってきた際の迅速な対応により、避難所運営を担う倉敷市自治体からの信頼も高まりました。

【緊急期】②病院への入院調整事例（90歳代女性）

DMAT（医師）の診察に同行した際、入院が必要な要配慮者（圧迫骨折、ねたきり、おしめ、金銭的理由で受診をためらう）に対し、病院のソーシャルワーカーへ連絡、空きベッド調整と診療代の交渉を行いました。入院時には避難所運営行政、DMATの許可を得て救急車を要請しました。

※DMAT（医師）は、一般避難所を巡回して支援を行っているため、診察結果の家族への連絡（報告）や医療機関への調整などをDWATで担ったことで、医師にDWATの存在と役割を印象付け、その後、ケース依頼に繋がりました。

【緊急期】③家族からの安全な避難先の相談事例

県外から派遣されている保健師より、市外の親族宅に一時避難していた在宅酸素使用の要配慮者が、家の片付けのため一般避難所に身を寄せたいとの相談がありました。岡山DWATでは、DMAT（医師）から、現状の一般避難所の環境が衛生面において在宅酸素の使用者には適さない状況であるとの指摘（助言）を受け、市内のホテル関係者と調整を行い、受入調整を行いました。

※丁寧なつなぎによりDMATより信頼を得ることができました。県外から派遣されている保健師には難しい県内の機関とのつなぎをすることで保健師の負担を軽減させることができました。

【応急期（7月中旬～下旬）】女性（高齢：年齢不明）倉敷市街の福祉サービス利用調整事例

介護支援専門員とともに行っていたラウンド時に、要配慮者のご家族より、福祉サービス利用の希望がありました。本人からの福祉サービス利用の希望の訴えはあまり見られず、利用に後ろ向きでしたが、本人とご家族との打ち合わせを重ね、最終的には市外のみなし仮設住宅の所在地を担当する地域包括支援センターに相談し、避難所におけるアセスメント、ケース記録を共有し、避難所退所後の福祉サービスの利用調整を依頼しました。

※本人、家族と話しをする中で、様々な福祉サービス事業者や職能団体などをつなぐパイプ役として関わるすることができました。

2) なんでも相談件数（岡田小学校）

月日	生活	健康 医療	制度 サービス	物資人	その他	計	特 記 事 項
7/10							先遣隊（岡田小学校）現着
7/11							
7/12							第1クール活動開始
7/13	1	2	9	11	3	26	なんでも相談開始
7/14	7	11	11	28	12	69	
7/15	6	5	31	48	12	102	罹災証明の発行開始
7/16	7	1	11	19	5	43	
7/17	10	0	20	6	5	41	菌小分館において小規模多機能の夜勤支援（～24）
7/18	5	1	14	6	6	32	自治ミーティング開始
7/19	4	0	6	5	2	17	相談対応場所を南館の総合受付横へ移動（7/20～）
7/20	0	0	9	0	0	9	※DWAT第2回会議
7/21	7	1	13	5	1	27	
7/22	15	2	13	14	4	48	班長会をお盆終わりまで開催（毎日⇒隔日）
7/23	19	2	10	17	6	54	
7/24	7	1	15	9	14	46	
7/25	15	0	5	17	5	42	高齢者支援センター全戸訪問のため来所
7/26	6	1	8	10	9	34	地域への引継に向けた記録整理の意識統一
7/27	8	0	5	1	5	19	
7/28	5	1	4	7	5	22	台風接近に伴う夜間支援のため、宿直対応
7/29						0	台風接近により、活動中止
7/30	5	0	7	10	9	31	
7/31	9	0	7	4	2	22	
8/1	2		12	1	2	17	倉敷市保健所の夜間調査（全戸把握の一環）
8/2	5	2	9	5	4	25	
8/3	5	1	12	1	3	22	
8/4	1	1	13	10	3	28	倉敷市による今後の住まいのアンケート実施
8/5	8	1	5	10	5	29	学校再開に向け、教室棟閉鎖の住民説明会実施
8/6	8	1	7	10	5	31	
8/7	11	1	13	12	3	40	
8/8	9	9	10	13	2	43	
8/9	5	2	2	15	9	33	
8/10	6	3	5	10	9	33	
8/11	3	2	7	12	3	27	
8/12	12	3	2	8	9	34	
8/13	7	2	3	9	6	27	
8/14	8	1	0	16	3	28	地元関係機関への引継ぎを意識した対応に移行
8/15	4	0	1	5	5	15	
8/16	2	0	0	9	1	12	
8/17	4	2	1	8	5	20	
8/18	4	1	2	10	3	20	
8/19	8	0	1	3	0	12	こどもの遊び時間の確保
8/20	4	0	0	7	3	14	
8/21	4	0	1	4	0	9	
8/22	2	0	2	10	6	20	地元ケアマネ等へケース記録の情報共有・提供
8/23	5	0	2	12	2	21	台風接近により13：30途中で活動中止
8/24	6	1	2	13	6	28	
8/25	2	2	5	14	8	31	
8/26	7	0	3	6	7	23	
8/27	11	2	6	13	5	37	※DWAT第3回会議
8/28	10	0	1	12	6	29	
8/29	8	0	4	9	5	26	
8/30	5	0	6	3	7	21	
8/31	10	0	3	5	3	21	
9/1	22	0	2	1	0	25	
9/2	9	1	2	6	2	20	DWAT活動終結
計	353	66	342	499	245	1,505	

なんでも相談件数（岡田小学校）／時期別平均

期	月日	生活	健康 (医療)	制度 サービス	物資人	その他	計
避難生活支援導入期	7/13～19 7日間	40件 5.7/日 12.1%	20件 2.9/日 6.1%	102件 14.6/日 30.9%	123件 17.6/日 37.3%	45件 6.4/日 13.6%	330件 47.1/日 100.0%
避難生活継続期	7/20～25 6日間	63件 10.5/日 27.9%	6件 1.0/日 2.7%	65件 10.8/日 28.8%	62件 10.3/日 27.4%	30件 5.0/日 8.9%	226件 37.7/日 100.0%
仮住まい導入支援期	7/26～31 6日間	33件 5.5/日 25.8%	2件 0.3/日 1.6%	31件 5.2/日 24.2%	32件 5.3/日 25.0%	30件 5.0/日 23.4%	128件 21.3/日 100.0%
仮住まい生活支援期	8/1～9 /2 33日間	217件 6.6/日 26.4%	38件 1.2/日 4.6%	144件 4.4/日 17.5%	282件 8.5/日 34.3%	140件 4.2/日 17.1%	821件 24.9/日 100.0%
計	計 52日間	489件 9.4/日 22.3%	94件 2.0/日 4.3%	540件 10.4/日 24.7%	716件 13.8/日 32.7%	350件 6.7/日 16.0%	2,189件 42.1/日 100.0%

3) つどいの場（介護予防体操）について

7月20日から、廃用症候群、認知症予防のために、避難所運営行政と調整し、軽体操が行える場所の確保と他機関（JRAT、倉敷市総合福祉事業団の健康運動指導士）と連携して、毎日定時（11時頃から）につどいの場（介護予防体操）を実施しました。

また、軽体操の実施だけでなく、避難者同士のコミュニケーションが取れる場として、スペースを開放し、昼食等もともにとってもらいました。

9月2日の岡山DWAT撤収時には、つどいの場を継続できる地元団体がいなかったため、1か月間は岡山県下の社会福祉施設、職能団体から職員を派遣いただき、つどいの場の運営を行い、その後地元の団体への引継ぎを行いました。つどいの場では支援者が間に入り軽体操、脳トレ等を通じて避難者同士の交流を行いました。

4) こどもの遊び場（Kids あそびタイム）

子どもの生活上の問題は具体的には表面化していませんでしたが、小学校が設置している学習室へ参加できていない子どもが時間を持て余している背景があり、学習室と調整のもと、8月19日から8月31日まで毎日30分間、子どもとの外遊び（フラフープ、縄跳び、ボール遊び、ブランコ等）の補助と見守りを実施しました。

外遊び終了後はおやつの時間とし、おやつが配られることで、子どもも遊びと学習の切り替えができ、学習室に参加していない子の親からは、「子どもの相手をずっとしていなくて良いので助かる、ほっとできる。」との評価をいただきました。

学習室の先生からは「一日中勉強をするには集中力が持たない子もいるので、良いリフレッシュになる。」との感想を得ました。

外遊び後には手洗いの声かけも実施し、衛生管理にも配慮しました。

※「こどもの遊び場」参加状況

月日	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	計
人数	11	19	18	5	台風中止	8	10	3	3	10	10	10	4	111

5) 環境整備

避難所開設初期から、感染症対策やエコノミー症候群予防が必要でした。特に公衆衛生の観点からトイレ等各所の清潔保持が重要と認識し、ボランティア等の人手が集まりにくかった避難所開設初期には、岡山DWATとしてトイレ掃除を実施しました。

さらに、ゴミ箱にハエがたかり、衛生状態が悪く、感染症の拡大の危険性があったため、ゴミの回収を8月中旬まで継続して実施しました。以降は、避難者自身でゴミが回収できるように、自治会代表者と協議し、ゴミ回収の仕方の説明会を開催、マニュアルを作成し、避難者間で、ゴミ回収や清潔保持に取り組んでいただきました。また、緊急期には避難所内の洋式トイレの配置や段差解消等の環境整備にも協力し、JRATや保健師等と協働し、福祉的な視点に立った見立てを行ったり、気になる箇所については避難所運営行政へ改善を提案しました。

(4) DWAT活動後のつどいの場（ふれあいサロン活動）の継続的な支援展開

岡山DWAT活動は9月2日（日）をもって常駐派遣を終了しましたが、2学期が始まった後も、倉敷市社協における被災者見守り・相談支援体制が構築できるまでの間、支援する団体等がいなかったため、岡山県内の社会福祉法人・施設関係者、職能団体の協力のもと、岡山DWATで取り組んできた「つどいの場（ふれあいサロン活動）」を9月30日（日）まで活動展開しました。

〔活動期間〕9月2日（日）から9月30日（日）までの毎日11：00～16：30

〔活動場所〕岡田小学校11：30～13：00 蘭小学校14：00～16：00

つどいの場活動は、本会が社会福祉法人等に参画を呼びかけ、要配慮者の見守りや相談対応、交流の場を提供した活動であり、「地域における公益的な活動」として位置づけられます。

(5) 岡山DWAT活動を振り返って

1) 県社協（派遣事務局）の役割

- ① DWAT（第1期）（第2期）、つどいの場の派遣調整全般に関与しました。
- ② 毎日リーダーより送信される活動報告（3ヶ所）のとりまとめ（活動報告は詳細にまとめてもらうように伝達）と経営協や全社協、厚労省、岡山県等行政関係機関へ配信しました。
- ③ 現地Co（コーディネーター）の後方支援並びに被災地の状況把握、DWAT活動把握を目

的に、48日間現地入りしました。

- ④ KuraDRO等の医療・保健分野の会議へ参画しました。
- ⑤ マスコミ対応窓口として対応しました。

2) DWATメンバーの5日間の心の変化

- ① 1日目は、前クールからの引継ぎを受けて不安感いっぱいな状況でした。
- ② 2日目～4日目と活動していく中で、普段とは異なる環境・状況のなかで責任感・分野を超えたソーシャルワーカーとしての活動を展開、5日目には、次クールへの引継ぎを行いながら、積極的に保健師や被災者とのふれあいを持ち、被災地（要配慮者）支援に関わっていく姿勢が見えました。

3) 成果・評価

- ① 被災地において、福祉分野の活動が求められていることがわかりました。
- ② 被災地において、医療・保健関係者と連携して具体的な支援活動が展開できました。
- ③ DWATの多くが岡山県内の福祉関係者だったので、被災者への安心感・信頼感が高まりました。
- ④ 実際に活動展開したことで、チーム員一人ひとりのスキルやノウハウが蓄積できました。
- ⑤ 岩手県や京都府等をはじめ、先進的に取り組んでいる県外DWATの応援・支援をいただきながら、緊急期・応急期・復旧期等のニーズや環境変化を実体験することができました。
- ⑥ 他都府県から派遣されてきた保健師やDMAT, JRAT, NPO関係者等にDWAT活動が周知されました。
- ⑦ 他都府県においても、DWATの組成や構築の期待・要望が高まりました。

4) 問題・課題

- ① DWAT派遣要請までの迅速な派遣手続き

⇒DWAT派遣については、被災市町村からの派遣要請を待つ受け身の手続きとなっており、DMAT同様に主体的に派遣できる仕組みが必要と思われます。

平成30年7月豪雨災害では、倉敷市からの派遣要請前に、岡山県並びに倉敷市へ先遣隊派遣を打診、岡田小学校避難所において具体的なニーズがあることを確認、活動展開に結びつけました。

- ② DWAT事務局としての運営支援と支援方針の確立＝指揮命令系統の確立（総論）

⇒このたびの災害では、本会経営支援班5名がDWAT運営支援に携わることができましたが、同様の体制が取れるかどうか事務局体制について協議が必要です。あわせて、限られた情報の中で、迅速な支援方針や見立て（活動展開の概ねの時期）をどのように立てていくのか、指揮命令系統の確立も含めた課題も把握でき、実際に行動した意義はありました。

- ③ 活動先避難所（現場）での支援内容等の決定（現場で求められる判断や中長期的な視点に立ったDWAT活動の全体バランス）や派遣期間の見立ては誰が担うのか。

- ④ 県外DWATは被災地DWATの方針（指示）により活動を行うが、前クールの活動内容や協議結果等の引継ぎも含めその調整や指示は誰が担うのか。
⇒支援内容の決定は、DWAT活動の方向性や立ち位置を決めることにつながり、状況によってはすぐに判断しないとイケないこともあります。このたびの災害では、幸いにも現地Coを常時配置することができたことで、避難所責任者を含めた関係者からの信頼感を得ることができ、俯瞰的な立場でDWAT活動全体を見通し、助言・方針協議を円滑に行うことができました。
- ⑤ 県外DWAT派遣事務局への派遣期間等の調整業務
⇒厚労省や外部団体等を通じて、正式な派遣要請前に、事前調整を行っていた。顔の見える都道府県との関係性があったからこそその安心感がありました。
- ⑥ 県内の他団体（日赤・保健師・DMAT・JRAT・DHEAT・NPO等）との連携
⇒事前に、それぞれの特徴や役割、アセスメント票などの共通様式を整備しておく必要があります。
- ⑦ DWAT活動終了後の支援のあり方
⇒DWATは緊急期等における一時的な支援であり、最終的な要配慮者支援はどこが担うのかを意識しておく必要があります。

（6）今後に向けて

DWAT活動並びにつどいの場の活動支援は、岡山県社会福祉協議会をプラットフォームに、災害福祉支援（要配慮者支援）という課題に対して、県下の経営協・老施協・障施協・保護協等の種別協議会、社会福祉士会や介護福祉士会、介護支援専門員協会・精神保健福祉士協会等の職能団体、病院や医療ソーシャルワーカー協会など、多くの福祉・医療関係機関・団体からの職員派遣があったからこそ実現できた活動でした。この活動は、高齢・障害・児童といった分野や組織の壁を越え、災害福祉支援という共通課題に対して、福祉・医療・保健関係者が横の連携で対応したモデル事例のひとつになったといえます。

4. 生活福祉資金（福祉資金〔緊急小口資金〕）特例貸付の実施

（１）緊急小口資金（特例貸付）実施に至る経緯

本会では、「低所得者等に対し相談支援と資金の貸付を行い、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること」を目的として生活福祉資金貸付事業を実施しています。

平成30年7月豪雨災害では、本事業において、被災した世帯に対する福祉資金の貸付への対応として、厚生労働省より平成30年7月13日付、社援発0713第1号にて貸付範囲等にかかる特例措置を講ずる旨の通知（内容は別記のとおり）がありました。

なお、同通知における貸付対象について、岡山県では、災害救助法が適用となっていない市町村（3市5町1村）も特例措置が必要な地域として、設定されたことにより、県内全ての市町村が該当することになりました。

この通知に基づき、本会は岡山県において緊急小口資金の特例貸付を実施するため、「岡山県生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）実施要綱」並びに「岡山県生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）取扱細則」を制定しました。

（２）緊急小口資金（特例貸付）実施に向けた準備

ここ数年で、緊急小口資金における特例貸付が実施されたのは、平成28年の熊本地震であり、その際に貸付の実施主体であった熊本県社協に当時の状況を確認するとともに、実施にあたって必要となる各種様式等を参考資料としていただきました。そのうえで、まず始めに県内市町村社協に対し、緊急小口資金特例貸付への対応に関する意向について調査を行いました。内容は、各市町村社協における相談窓口について、通常の社協窓口での対応で可能か、特設ブースを設けての対応が必要か、また、相談受付担当職員について、市町村社協職員での対応で可能か、応援職員の派遣が必要か、必要な場合の具体的な応援人数など、併せてお聞きしました。

調査結果としては、大半の市町村社協において、通常の社協窓口での社協職員による対応で可能との回答でしたが、特に被害の大きかった、岡山市、倉敷市、総社市においては、特設受付ブースを設置することとし、全社協とも調整した結果、県外社協から職員の応援を得て対応することとしました。

平成30年7月13日付け、厚生労働省社会・援護局長通知を受けた後、岡山県とも各種協議や調整を行い、他県（広島県・愛媛県）における特例貸付の実施に向けた状況等も踏まえ、市町村社協の協力を得て、最終的に本県における実施時期について、平成30年7月30日（月）10時からと決めました。相談・申込窓口となる市町村社協以外に特設受付ブースを岡山市・倉敷



市・総社市に計8か所設置（別記のとおり）しました。受付時間は午前10時から午後4時まで。当面8月10日（金）までの2週間とし、その間は土日でも開所することとしました。設置にあたっての各種調整については、当該市社協や業者等と協議しながら進めました。

なお、8か所の特設受付ブースのうち、倉敷市役所本庁及び真備支所のみ、8月31日まで開設期間を延長しました。

全社協とも実施に向けて密な連携を図りながら準備を進め、適宜アドバイスをいただきました。県外社協からの応援職員の派遣に関しても、全社協により調整が図られました。更に特例貸付実施に伴う申請書入力用としてノートパソコン4台を借受け、準備体制を整えました。

県外社協からの応援職員については、全3クール（1クールは4日間活動）に協力をいただき、実施にあたっての事前打合せ会を、各クール初日の前日16時から17時に岡山市内にて開催しました。打合せ会では、特例貸付の概要、申請から送金までの流れ、各応援職員の派遣先、宿泊先、移動方法、連絡手段等、留意事項について説明を行いました。他道府県による各ブロックからの派遣人数については、別記のとおりです。



(3) 緊急小口資金（特例貸付）の実施状況

平成30年7月30日から開始した特例貸付の貸付状況等については、次のとおりです。

〔実施期間〕平成30年7月30日～平成30年12月28日

〔申込件数〕48件（6,300,000円）

〔貸付決定〕47件（6,200,000円）

内訳)

◇貸付金額 100,000円…32件 計3,200,000円

200,000円…15件 計3,000,000円

◇貸付世帯被災地住所 岡山市…18件 2,400,000円

倉敷市…22件 3,100,000円

総社市…3件 300,000円

高梁市…3件 300,000円

矢掛町…1件 100,000円

〔実施場所等〕県内市町村社協を窓口を実施。岡山市，倉敷市，総社市については，7月30日から8月10日までの期間，特設会場を設置し，受付相談業務には，北海道・東北，東海・北陸，近畿の各ブロックから多数の応援職員を3クールに分け，派遣協力いただきました。応援職員には，特設会場での受付相談業務以外に，各避難所や近隣の商業施設等に案内チラシを配布いただくなど，本貸付の周知広報にも尽力いただきました。なお，8月11日から8月31日までは，倉敷市本庁の相談窓口で本会職員が受付相談業務を実施しました。

◇特設会場並びに職員対応状況

実施期間	本会職員 (各特設会場 並びに巡回等)	岡山市/ 特設2か所	倉敷市/特設5か所 * 8/4から真備支所にも設置		総社市/ 特設1か所
		北海道・東北 ブロック 社協職員	近畿ブロック 社協職員	東海・北陸 ブロック 社協職員	東海・北陸 ブロック 社協職員
7/30～ 8/10	延べ41名	延べ100名 (26名)	延べ112名 (29名)	延べ56名 (13名)	延べ52名 (13名)

※ () 内は事前打合せ会（支援開始の前日実施）の参加者数

◇倉敷市本庁相談窓口（8/11～8/31）…本会職員延べ21名

・本会職員1名が現地窓口で常駐し，相談対応。

(4) 緊急小口資金（特例貸付）の評価と今後の課題

これまでの大規模災害時において、緊急小口資金の特例措置が講じられたのは、直近では平成28年の熊本地震などいずれも災害の種類としては、地震によるものでした。その熊本県での申請件数は、開始から2か月で1万件を超えています。そのような中で、今回、台風及び前線等に伴う大雨による被災での特例措置の適用は制度発足以来、初めてではありませんが、過去の実施状況から、受付窓口の体制等については、被災地社協をはじめ、岡山県や全社協とも協議や調整を図りながら、県外社協の協力もいただくことで準備を進めました。



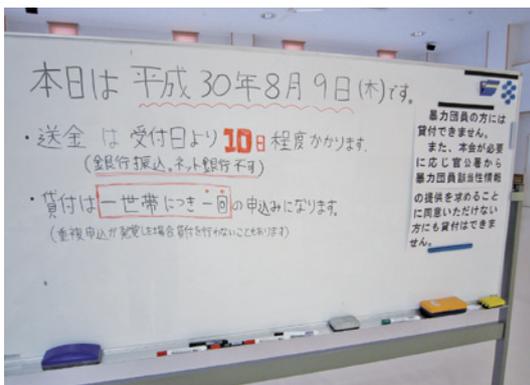
実施にあたっては、特例貸付の周知や広報について限られた時間の中で、新聞やテレビ、避難所等を通じて行ったものの、最終的な貸付決定件数は47件でした。他県においても同様の傾向で、広島県での貸付決定件数は159件、愛媛県は42件でした。それぞれの被災の規模や状況等が異なるため、一律の評価はできませんが、これまでの地震によるものと今回の台風等の水害によるものとは、明らかに件数の差異が見受けられました。

実施にあたっては、特例貸付の周知や広報について限られた時間の中で、新聞やテレビ、避難所等を通じて行ったものの、最終的な貸付決定件数は47件でした。他県においても同様の傾向で、広島県での貸付決定件数は159件、愛媛県は42件でした。それぞれの被災の規模や状況等が異なるため、一律の評価はできませんが、これまでの地震によるものと今回の台風等の水害によるものとは、明らかに件数の差異が見受けられました。

なお、県外社協からの応援職員の円滑な受入にあたっては、体制等の仕組み（宿泊先や移動手段であるレンタカーの手配等含め）や、各種必要な機材（特設会場におけるコピー機や机・椅子等の備品等）の手配等、係る経費含め、全国段階において整理しておくことが今後の制度運営上、望ましいと考えます。

被災者や被災世帯に対する、行政をはじめとした各種支援制度の実施状況については、正確かつ迅速に情報収集を行うとともに、各種支援機関や団体との連携や情報共有が併せて求められます。生活福祉資金貸付制度の原則として、他制度優先があり、支援を必要とする方へ緊急小口資金に留まらず、適切に各種制度の情報提供にも努める必要があります。

災害時のみならず、平時から市町村社協等との密な連携を図り、生活福祉資金貸付制度の目的である「必要な相談支援と資金の貸付を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること」に向けてこれからも取り組んでいきます。



～緊急小口資金特例貸付に係る参考資料～

◆「案内チラシ」

平成30年7月豪雨災害による被災者の皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金）
特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

貸付内容

- **貸付対象** 被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。原則として、一世帯につき一回限り10万円。
- **貸付限度額** ただし、以下の場合には、一世帯につき一回限り20万円の貸付も可能。
① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
② 世帯員に要介護者がいる場合
③ 4人以上の世帯である場合
④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- **据置期間** 貸付の日から1年以内
- **償還期間** 据置期間終了後2年以内
- **貸付利率** 無利子 ※償還期限後は残元金に対して年5.0%の延滞利率が発生します

貸付に必要なもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票等）
- 印鑑（印鑑がない場合は押印でも差し支えありません。）
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード

貸付後の手続き

- 原則、り災証明書もしくは被災証明書を提出していただけます。
※申込時の提出も可能です。
※被災状況が確認できない場合は、返還を求める場合があります。
- 貸付金交付後3ヶ月を目安として、住居報告書により状況を報告していただけます。

貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

受付窓口

- 住所を有する市町村社会福祉協議会
- 避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会

※7月30日(月)午前10時から受付を開始します。
(裏面もご確認ください⇒)

◎ 相談・申込受付時間：午前10時～午後4時 *土・日・祝は除きます。

◎ 岡山県内 市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
岡山市	086-225-4051	備前市	0869-64-3033	矢掛町	0866-82-0848
倉敷市	*7・8月中の間合せは090-3426-0681	瀬戸内市	0869-22-2940	新庄村	0867-56-2001
津山市	0868-23-5130	赤磐市	086-955-5500	鏡野町	0868-54-1243
玉野市	0863-31-5601	真庭市	0867-42-1005	勝央町	0868-38-2160
笠岡市	0865-62-3507	美作市	0868-75-2622	奈義町	0868-36-6363
井原市	0866-62-1484	浅口市	0865-44-7744	西粟倉村	0868-79-2561
総社市	0866-92-8555	和気町	0869-93-2002	久米南町	086-728-2000
高梁市	0866-22-7243	早島町	086-482-3000	美咲町	0868-66-0970
新見市	0867-72-7306	里庄町	0865-64-7218	吉備中央町	0866-54-1818

◎ 特設受付ブース ※お問い合わせ等は、各市町村社会福祉協議会をお願いします。

7月30日(月)～8月10日(金) 午前10時～午後4時 *土・日も開所します。

【岡山市】 ①NHK岡山放送局ひかりの広場（岡山市北区駅元町15-1）
*8月1日(水)のみ午前10時30分より受付開始します。
②岡山市上道地域センター（岡山市東区橋原466）

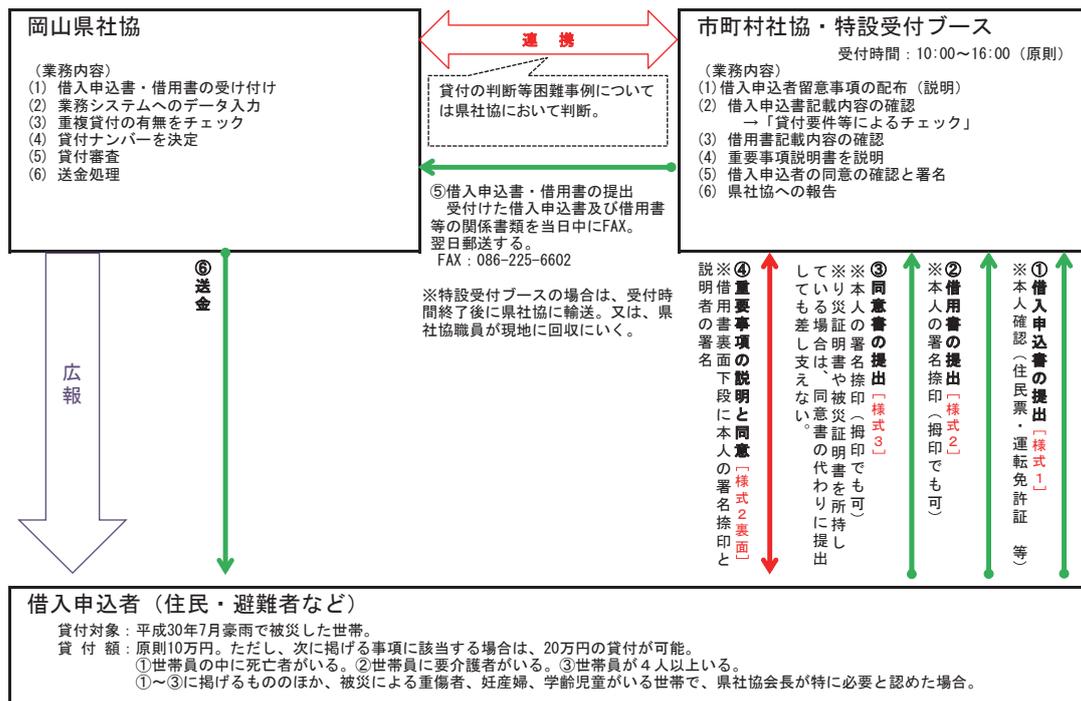
【倉敷市】 ①くらしき健康福祉プラザ（倉敷市笹沖180） 8/3(金)まで
倉敷市役所 10階大会議室（倉敷市西中新田640） 8/4(土)から
②倉敷市役所水島支所1階展示ホール（倉敷市水島北幸町1-1）
③倉敷市役所児島支所1階101会議室（倉敷市児島小川町3681-3）
④倉敷市役所玉島支所2階研修室（倉敷市玉島阿賀崎1-1-1）
⑤倉敷市役所真備支所2階（倉敷市真備町前田1141-1） 8/4(土)から

【総社市】 ※倉敷市で被災された方も受付します。
①特別養護老人ホーム グリーンアンドリバーホーム（総社市清音三因1074-1）

実施主体：社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
連絡先：〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内
TEL：086-226-3544

◆「事務取扱フロー図」

岡山県生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）事務取扱フロー



各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

(公印省略)

生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について

生活福祉資金の貸付けについては、平成21年7月28日付厚生労働省発社援第0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び平成21年7月28日社援発第0728第13号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」により実施されているところであるが、今般発生した平成30年台風第7号及び前線等を伴う大雨により被災した世帯に対する福祉資金の貸付けの運営及び国庫補助の対象となる貸付の範囲について、下記のとおり特例措置を講ずることとし、平成30年7月13日から適用することとしたので通知する。

記

1 貸付対象

平成30年台風第7号及び前線等を伴う大雨により、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、貴職が設定した地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）

なお、地域を指定したときは、事後で差し支えないので、延滞なく当職あて報告すること。

2 貸付金額の限度

原則として、10万円以内とする。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内とする。

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が4人以上いるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。

3 貸付けの方法

(1) 据置措置

貸付けの日から1年以内とする。

(2) 償還期限

(1)の据置期間経過後2年以内とする。

4 貸付けの手続き

迅速な貸付けを行う必要があることから、貸付けの手続きについては、次のとおりとする。

(1) 借入れの申込み

ア 災害時の緊急的対応であることにかんがみ、借入申込者は、民生委員を窓口とせずに借入申込書を直接、市区町村社会福祉協議会を経由して、都道府県社会福祉協議会会長に提出することとして差し支えないこと。

イ 借入申込書の記載事項については、住所、氏名、生年月日、勤務先の名称及び所在地等必要最小限として差し支えないこと。

ウ 借入申込書及び借用書への捺印は、印鑑又は拇印によるものとする。

(2) 借入申込者の確認

借入申込者の氏名及び住所の確認は、健康保険証、運転免許証等によるほか、民生委員、社会福祉協議会職員及び市町村役場職員による現認等により行うこと。

なお、今回の特例措置を講じることにより不正な貸付が行われることがないよう、着実な確認を行うこと。

(3) 受付及び貸付金交付

ア 借入申込みの受付は、実施体制が整い次第、速やかに開始すること。

イ 受付期間は、当分の間とする。

ウ 貸付金の交付は、災害時の緊急的対応であることにかんがみ、可及的速やかに行うこと。

5 その他

(1) 本通知に特段の定めのないものについては、厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度の運営について」、平成30年7月13日付社援地発0713第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知等の関係通知によることとする。

(2) 当該貸付けの実施主体及び貸付窓口となる社会福祉協議会と十分に連携を図り、円滑な貸付を行うよう留意願いたい。

岡山県生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）実施要綱

（制度の趣旨）

第1条 本資金は、平成30年台風第7号及び前線等を伴う大雨による災害救助法適用地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、岡山県知事が設定した地域に住所を有し、被災した者に対し、当座の生活資金として貸し付けるものとする。

（実施主体）

第2条 本資金の貸し付けの実施主体は社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。

（貸付対象世帯）

第3条 平成30年台風第7号及び前線等を伴う大雨による災害救助法適用地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、岡山県知事が設定した地域に住所を有し、現に岡山県内で生活している世帯とする。

（貸付額）

第4条 本資金の貸付額は、原則として10万円とする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20万円を貸し付けることができる。

- (1) 世帯員に被災による死亡者がいる場合。
- (2) 世帯員に要介護者がいる場合。
- (3) 4人以上の世帯である場合。
- (4) その他、世帯員に被災による重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯で、県社協会長が特に必要と認めた場合。

2 本資金の貸付は、10万円を単位として行うものとする。

（貸付条件）

第5条 本資金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 据置期間は、貸付の日から1年以内とする。
- (2) 償還期間は、据置期間終了後2年以内とする。
- (3) 貸付金に係る利子は、無利子とする。
- (4) 延滞利子は、償還期限後の残元金に対して年5.0%とする。

（貸付手続きの方法）

第6条 借入申込者は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式1）を、現に生活している所在地の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）を經由して、県社協に提出するものとする。

- (1) 氏名
 - (2) 住所（被災する前に居住していた住所）
 - (3) 生年月日
 - (4) 勤務先の名称及び所在地
- 2 借入申込書及び借用書への捺印は、印鑑又は拇印によるものとする。

（借入申込者の本人確認）

- 第7条 借入申込書を受け付けた市町村社協は、運転免許証又は健康保険証、住民票等により借入申込者の氏名及び住所を確認するものとする。
- 2 市町村社協は、免許証番号又は保険証番号等を控え、複写するものとする。
 - 3 借入申込者が本人確認のできる書類を有していない場合、民生委員や市町村職員、市町村社協職員による現認を行い、不正な貸し付けが行われないよう留意するものとする。

（受付及び貸付金の交付）

- 第8条 本資金の貸付は、実施体制の整った市町村から順次開始する。
- 2 受付場所は、各市町村社協とする。ただし、避難所等の運営により、相談場所等の確保ができない場合には、期間を限定し当該市町村内に別に設けることができる。
 - 3 受付期間は、県社協が借入申込書の受付終了を宣言する当面の間とする。
 - 4 貸付金の交付は、県社協が借入申込書を受理し、貸し付けの可否を審査のうえ、貸付決定したものについて、速やかに行うものとする。
 - 5 貸付金の交付方法は、原則として金融機関口座への振込とする。

（施行細則）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

岡山県生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）取扱細則

1 借入申込書の受付窓口

各市町村社会福祉協議会

2 貸付の実施方法

- (1) 各市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）の実施体制が整い次第，受け付けを開始するものとする。
- (2) 県内他市町村から避難している者についての借入申込みの受付は，住所を有する市町村社協又は当該避難所等が所在する市町村社協が実施するものとする。

3 借入申込書の受理及び貸付審査

(1) 市町村社協（借入申込み受付場所）での対応

借入申込書の受理及び貸付審査については，借入申込書及び借用書受理時に，所定の本人確認を通して，「指定地域内に住所を有する世帯」であるかを確認するものとする。

あわせて，り災証明書もしくは被災証明書の提出又は所定の同意書の提出により，「平成30年台風第7号及び前線等を伴う大雨により被災した世帯」であるかを確認するものとする。

上記の確認事項が全て確認できた場合，当該借入申込者に対し，貸付金の交付方法を説明し，借用書及び同意書（同意書へ署名捺印した場合のみ）の控え（コピー）を借入申込者に渡すものとする。

おって，受理した借入申込書等については，借入申込書等を受理した当日のうちに，FAXで本会あて送信するものとする。

また，送信した借入申込書等については，速やかに，本会あて郵送により，提出するものとする。

(2) 岡山県社会福祉協議会での対応

借入申込書等の提出を受けた場合，所定の貸付審査を行い，貸付の可否決定を行う。なお，貸付審査は，重複貸付及び不正貸付の防止を図る。

4 貸付金の交付方法

原則として，貸付金の交付は，借入申込者が指定する金融機関口座に送金（申込日から起算して金融機関による8営業日以内）するものとする。

5. 被災者の生活支援（被災者見守り・相談支援事業等）に係る市町村支援

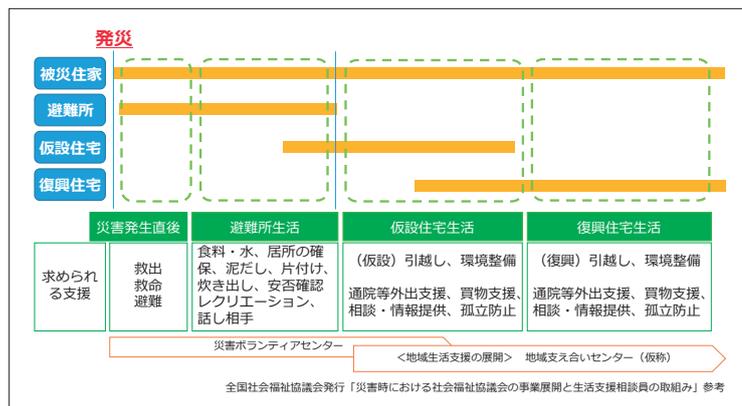
（1）県内社会福祉協議会による被災者の生活支援

1) 被災者の生活課題・ニーズの把握と対応状況

平成30年7月豪雨により被災された方の家屋の泥だしや家財の搬出といったニーズに対応するために、県内10市町に設置された災害ボランティアセンターでは、8月から9月にかけて、倉敷市災害ボランティアセンターを除き、ボランティア依頼が収束してきました。時間の経過とともに、被災された方々の生活課題やニーズも変化し、罹災した住家を修繕しながら生活している世帯や住み慣れた地域から離れ応急仮設住宅（借上型仮設住宅・建設型仮設住宅）へ入居した世帯などは、被災前とは異なる環境の中で、体調の悪化やストレスの増加、孤立感や不安感の増大といったことが懸念されるようになりました。

このような背景から、新見市社会福祉協議会では、新見市災害ボランティアセンターから新見市支え合いセンターと名称を変更し、全被災世帯の訪問活動を展開しました。高梁市社会福祉協議会でも、ボランティア調整の依頼があった被災世帯の訪問を実施され、その後の様子や困りごとを確認する等の丁寧な活動を展開していました。また、笠岡市社会福祉協議会では、復興支援センターと名称を変更し、相談に対応していました。これらを含め、大多数の社会福祉協議会では、通常の社協活動の中で被災者の生活課題やニーズに対応していく意向でした。

生活の場によるニーズの変化



2) 被災者見守り・相談支援事業の実施状況

こうした中、被災者に向けた国の生活再建支援メニューのひとつとして、平成30年7月豪雨における被災者見守り・相談支援等事業（以下、「当事業」という。）が施行されました。当事業は、平成30年7月豪雨における被災者の孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供する体制の構築を図るものです。特に、被災により、状態の悪化が懸念される高齢者をはじめとする被災者に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的としています。

当事業は、市町村から市町村社会福祉協議会への事業委託が想定されました。このことから、本会では、8月28日に開催した市町村社会福祉協議会事務局長会議において、当事業の内容説明

や必要性を周知するとともに、災害ボランティアセンターが設置された岡山県内の10市町の社会福祉協議会に、当事業の受託意向の確認や被災者支援の現状を把握するためアウトリーチをしました。

結果として、被害が大きかった倉敷市と総社市のみ、自治体と社会福祉協議会間で協議を進め、当事業が実施されることとなりました。倉敷市では倉敷市社会福祉協議会が、総社市では総社市社会福祉協議会が当事業を受託し、「倉敷市真備支え合いセンター」「総社市復興支援センター」を、10月1日に設置し、被災者見守り・相談支援事業を開始しました。当初、倉敷市では、市内に点在している支援対象者への訪問活動等にあたって、事務所拠点を複数設け推進していく計画もありましたが、個人情報等の管理、職員のマネジメントの面から現状（1カ所拠点）での事業実施となりました。

応急仮設住宅の入居状況（ピーク時の平成30年11月末時点、出所:岡山県被災者生活支援室）

	建設型仮設住宅		借上型仮設住宅	
	戸数	人数	戸数	人数
岡山県内	298戸	710人	3,117戸	8,364人
うち倉敷市	253戸・6カ所	613人	2,984戸	8,035人
うち総社市	45戸・2カ所	97人	55戸	122人

※倉敷市・総社市ともに、仮設住宅入居世帯とともに罹災住家生活世帯（在宅被災者）、親類・知人宅生活世帯も当事業の対象者としています。

各実施センターにおける職員体制（センター設置時の平成30年10月1日時点）

	倉敷市真備支え合いセンター	総社市復興支援センター
センター長	1名（社協職員・社会福祉士）	1名（社協職員・社会福祉士）
副センター長	1名（社協職員・社会福祉士）	
主任生活支援相談員	※副センター長	
生活支援相談員	・見守り連絡員3名（新規雇用、臨時職員）	・1名（社協職員・社会福祉士） ・2名（社協職員・社会福祉士／福祉活動専門員兼務）
事務員	1名（派遣職員予定）	1名（新規雇用予定）
備考	・見守り連絡員は、段階的に40名まで増やしていく予定。 ・見守り連絡員をまとめるエリアマネージャーを配置予定。	・生活支援相談員を数名確保予定。

各実施センターにおける職員体制（令和2年3月31日時点）

	倉敷市真備支え合いセンター	総社市復興支援センター
センター長	1名（社協職員・社会福祉士）	1名（社協職員・社会福祉士）
副センター長	1名（社協職員・社会福祉士）	
主任生活支援相談員	※副センター長	
生活支援相談員	・相談員3名（社協職員・社会福祉士） ・見守り連絡員リーダー5名（見守り連絡員から職種変更・嘱託職員） ・見守り連絡員30名（新規雇用・非常勤臨時職員） ・電話担当見守り連絡員2名（派遣職員）	・生活支援相談員1名（社協職員・社会福祉士） ・生活支援相談員2名（社協職員・社会福祉士／福祉活動専門員兼務） ・生活支援相談員2名（新規雇用）
事務員	・5名（派遣職員）	・1名（新規雇用）

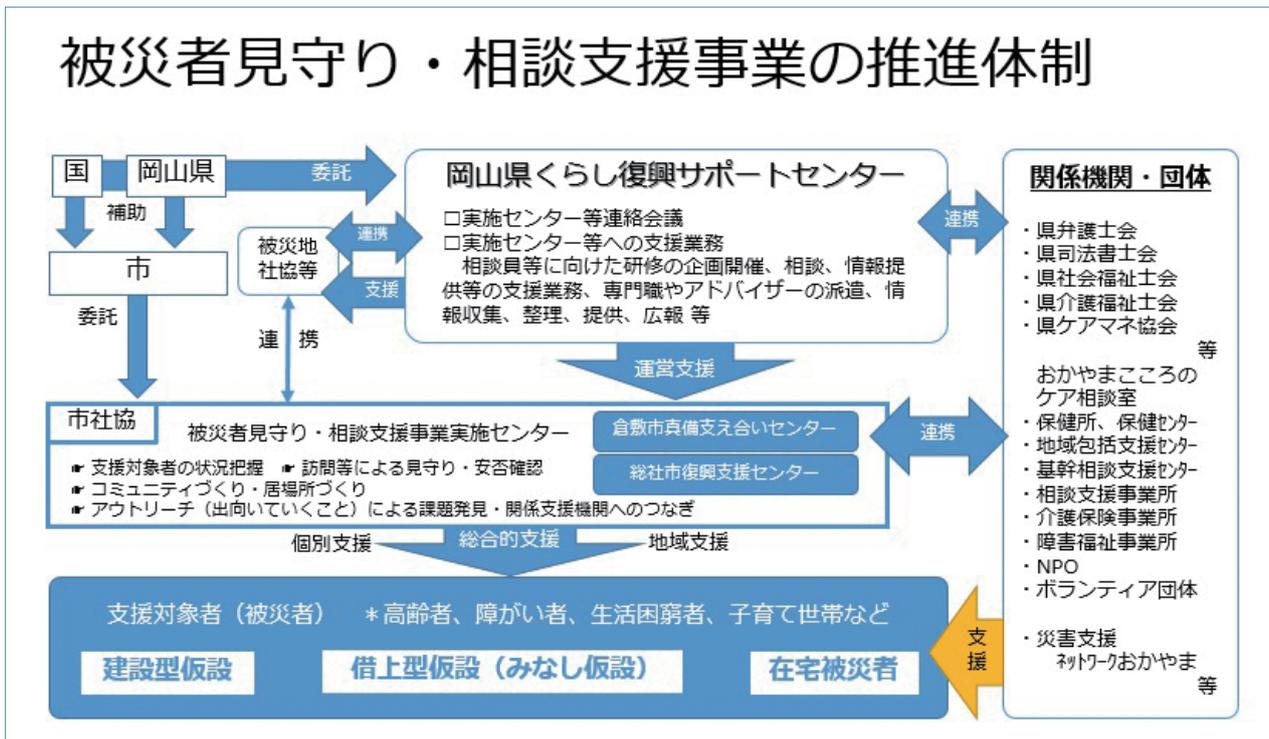
当事業実施センターやその他の市町村社会福祉協議会の活動を後方から支援するため、10月1日に「岡山県くらし復興サポートセンター（以下、「本センター」という。）」を本会事務局内に開設しました。

本センターの職員体制は、所長（地域福祉部兼務・県社協職員）、副所長（専任・県社協職員）と、くらし復興コーディネーター（総括生活支援員／専任・嘱託職員）の2名（後に1名追加）を新規雇用し、事務職員1名（派遣職員）の5名体制（後に6名体制）で取り組むこととなりました。

委託業務内容としては、①相談員の研修、②連絡会議等の開催、③専門職・アドバイザーの派遣、④市町村等からの相談対応の大きく4つの柱になっています。



岡山県内における当事業の推進体制（センター設置時の平成30年10月1日時点）



2) 生活の場における支援の実施に向けた市町村間連携の促進

被災時とは異なる市町村で生活している世帯の中には、被災地の行政や社協等による支援だけではなく、現居住地での支援を必要としている世帯もありました。特に、生活の根幹である「住宅」「生計（就労）」「健康」については、制度に基づくサービス（公的機関）等を中心に、専門領域やインフォーマルサポートとの連携による支援展開が必要となり、被災者の生活課題とニーズを起点とした資源の調整・開発が求められます。しかし、個人情報提供同意が得られない世帯への支援提供、生活再建地域での新たな見守り体制の構築、必要な支援を提供するためのコー

ディネート機能（ケースマネジメント、ネットワーク）の確保など、対応を強化すべき課題が多くありました。

そこで、被災時の居住市町村外で生活する被災者の生活再建に向けた支援における課題の抽出・整理を行い、対応策について協議し、被災された方が県内どこに住んでいても必要とする支援を受けることができる地域を基盤とした多機関協働による総合相談・生活支援体制を整備することを目的に、「被災者の生活再建に向けた自治体連携会議」を設けました。

3) 県域における社会資源の調整・開発機能の強化

現在は、発災から2年弱が経過し、県内の応急仮設（建設型・借上型）住宅入居戸数はピーク時の3,415戸（H30.11月末時点）から1,596戸（R2.3月末時点）となり恒久住宅での生活に移行してきていることがうかがえます。この時期には、地域での見守り・安否確認体制の再構築、生活環境の変化による心身の負担への対応も必要となります。一方、収入の減少、健康の悪化、家族内での再建意向の不一致、保証人の不在、適当な物件の不足等々、様々な理由により恒久住宅の確保が思うように進まない世帯もいらっしゃいます。このように、恒久住宅への移行期における支援には広範なニーズへの対応が求められ、①多様な担い手や複数機関との連携・協働、②個と地域の一体的支援、③予防的アプローチ、が支援課題となってきます。これらの課題解決には、フォーマル・インフォーマルの社会資源との協働が必要であり、関係機関・団体間同士の合意形成を図りながら、被災者のニーズに的確に対応できる体制づくりが不可欠となります。

そこで、士業・職能団体・NPO等の支援関係機関等が、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するための話し合いの場を設けました。この場の参加組織が、必要な時に連携できる「被災者支援ネットワーク」の構築に取り組んでいます。

(3) 岡山県くらし復興サポートセンターの取り組み状況 ●●●●●●●●●●

1) 事業実施センター等へのアウトリーチ

被災者見守り・相談支援事業実施センター及び復興に向けた被災者の生活支援に取り組む市町村や社協等への後方支援を目的に、アウトリーチを行いながら状況把握や課題を明確化し、必要に応じた助言や提案、関係機関・団体と連携できるように橋渡し（つなぎ）を行いました。

〈平成30年10月1日～平成31年3月31日〉

	同行訪問	運営助言	会議等参加	その他	合計
倉敷市・実施センター	19回	31回	9回	－	59回
総社市・実施センター	－	10回	3回	2回	15回
全体・他市町村等	－	1回	13回	5回	19回
合計	19回	42回	25回	7回	93回

〈平成31年4月1日～令和2年3月31日〉

	運営助言	会議等参加	その他	合計
倉敷市・実施センター	62回	15回	19回	96回
総社市・実施センター	9回	1回	7回	17回
全体・他市町村等	1回	32回	16回	49回
合計	72回	48回	42回	162回

2) 被災者生活支援従事者を対象とした研修の実施

倉敷市真備支え合いセンターでは、訪問活動を展開する職員を「見守り連絡員」とし、地元団体や関係機関からの紹介で最終的には40名程度の採用を目指し、随時、雇用している状況でした。総社市復興支援センターは、生活支援相談員を社協の福祉活動専門員が兼務し、訪問活動を展開していましたが、後に新規2名の生活支援相談員を常勤嘱託職員として雇用しました。このように、規模が異なる2センター職員の状況は、数的・質的にも異なることから、各実施センターの研修は全てオーダーメイドで、かつ、状況に応じた運営支援（後方支援）が求められることとなりました。

本センターでは、訪問活動を実施する生活支援相談員等の資質向上に向けた研修事業は、大きな意義があると捉え、効果的な研修について検討し、基本的な研修体系を構築しつつ、各実施センターの課題等にも対応できるよう、柔軟な体制としました。



基本的な研修体系として、職場外研修（Off-JT）と職場内研修（OJT）の2つに分けて、職場外研修（Off-JT）として、階層別研修、職種別研修、課題別研修に分け、階層別研修においては、「姿勢・態度」、職種別研修では、「知識・技術」、課題別研修では、タイムリーな課題に関する「知識・技術・姿勢・態度」を身につけるべくプログラムを構築しました。また、研修においては、「いのち・尊厳・くらしを共に守るために」というキーワードを常に意識し、業務に活かしていくことをコンセプトとして進めていきました。

被災者生活支援従事者研修（令和2年3月31日時点）

回	実施日	テーマ	参加人数
1	平成30年10月16日～17日	市町村職員等事前研修	118名
2	平成30年10月22日	導入研修 [チームビルディング]	8名
3	平成30年10月22日	課題別研修 [先災地では何が起きどう対応したかを学ぶ]	12名
4	平成30年10月29日	初任者研修 [第1期]	6名
5	平成30年11月16日	初任者研修 [第2期]	19名
6	平成30年11月27日	現任者研修 [訪問活動のすすめ方]	27名
7	平成30年11月27日	課題別研修 [変化する被災者の生活課題を解決する取組を考える]	34名
8	平成30年12月13日	初任者研修 [第3期]	27名
9	平成31年1月11日	多機関協働による総合相談・生活支援体制整備の促進・支援セミナー [住民の生活から災害後の支援のあり方を考える]	82名
10	平成31年1月29日	課題別研修 [見守り・相談支援における個人情報の保護と活用]	40名
11	平成31年2月21日	課題別研修 [生活再建のための公的支援制度の概要]	37名
12	平成31年3月14日	メンタルヘルスクエア講習 [災害支援者のメンタルヘルス]	45名
13	平成31年3月14日	現任者研修 [収集した情報をもとにニーズや強み・資源を導くとは]	46名
14	平成31年4月23日	現任者研修 [チームで支援活動を展開できる関係をつくる]	45名
15	平成31年4月23日	課題別研修 [生活再建のための災害復興住宅融資] 45名	
16	令和元年5月7日	課題別研修 [生活再建を促す手法としての災害ケースマネジメント]	40名
17	令和元年5月17日	メンタルヘルスクエア講習 [写真洗浄体験]	29名
18	令和元年5月17日	課題別研修 [チームアプローチの促進]	36名
19	令和元年8月5日	現任者研修 [地域自立生活を促進するケースカンファレンス]	42名
20	令和元年10月7日	総合的・包括的な相談・生活支援体制整備促進セミナー [発災後の住民の生活から支援のあり方とやり方を考える]	90名
21	令和元年11月11日～12日	視察研修 [岩手県：生活支援相談員等活動研究会]	5名
22	令和元年11月25日	メンタルヘルスクエア講習 [心の健康とアロマセラピー]	41名
23	令和元年12月12日	課題別研修 [適切な支援を受けられるようにするための個人情報の利活用]	24名
24	令和元年12月20日	職種別研修 [各職種に求められる知識・技能・態度とは]	11名
25	令和2年1月23日	職種別研修 [ソーシャルサポート・ソーシャルネットワーク]	14名
26	令和2年3月2日	メンタルヘルスクエア講習 [心の健康とアロマセラピー]	中止
27	令和2年3月16日	経験交流セミナー [先災地 輪島での取り組み]	中止
28	令和2年3月19日	総社市復興支援センター 生活支援相談活動のふりかえり	6名

3) 支援関係機関等による情報共有・課題抽出・対応策の協議

支援関係者が情報を共有して、課題の解決に向けて協議することを目的に、「被災者見守り・相談支援事業実施センター等連絡会」を定期的で開催しました。参加者は、実施センター職員（管理者、生活支援相談員等）、その他、関係する機関・団体、アドバイザー等、オブザーバー参加として、被災地市町行政職員及び県内の社会福祉協議会職員等としています。



会議では、①各センターにおける状況・課題把握、②各センターにおける課題解決に向けた検討、③センターの効果・効率的な運営体制の検討、④その他、被災者見守り・相談支援事業に関することについて協議をしていきました。

○第1回実施センター等連絡会（平成30年11月11日開催）

実施センター開設1ヶ月のこの時期は、2つの実施センターとも建設型仮設住宅入居世帯への初回訪問は実施済で、借上型仮設住宅入居世帯や罹災住家生活世帯への訪問活動に取り組んでいる段階でした。

倉敷市真備支え合いセンターでは支援対象世帯が多いこともあり、孤立の危険性が高いと想定される「高齢独居世帯」「高齢者世帯」「独居世帯」「障がい者含む世帯」を優先世帯として訪問する方針としていました。総社市復興支援センターでは、障がい者世帯についても訪問活動を実施し、また、建設型仮設住宅では、集会所等を活用し、地元団体に食事提供等の協力をいただきながら、実験的にサロンのようなカフェを実施していました。

課題として、「地域の繋がり・連携をどのように進めて行けばよいか」「建設型仮設住宅入居者と在宅被災者との支援格差による軋轢があるがどうすればよいか」「他市町で生活する借上型仮設住宅入居世帯への支援はどのようにすべきか、現居住地の情報を求める声があるが対応が進んでいない」等が挙げられました。

○第2回実施センター等連絡会（平成30年12月18日開催）

2つの実施センターでは、当事業と社会福祉協議会内の各種事業等との連携・協力体制が構築されていました。特に、生活支援体制整備事業を両社会福祉協議会とも受託していたことから、地域支援については特に連携しながら進めていくことを強く意識されていました。

また、他市町で生活する借上型仮設住宅入居世帯への支援について、訪問活動ができない現状や現居住地の社会資源の把握や様々な情報提供に課題があり、現居住地の自治体や社協等との連携・協力体制が必要であることが課題として挙げられました。

○第3回実施センター等連絡会（平成31年1月15日開催）

訪問活動を進めていると、「情報が届いていない」という声が多く聞かれる現状があり、生活支援相談員等が相談の多い情報等をファイルにまとめ持参していることや、インターネットが利用できるタブレットの活用等の参考例が挙げられました。また、倉敷市では、全被災世帯へ真備復興だよりを発行しており、倉敷市から総社市に避難された世帯等に向けて、総社市で活用でき

る情報等も掲載可能となるなど、連携体制が進められました。

また、以前から課題に挙げられていた市外の借上型仮設住宅入居者への初回訪問に対して、本センターが実施する専門職・アドバイザー派遣事業において、現居住地の社会福祉協議会の職員と一緒に訪問し相談対応や情報提供ができるようなスキームを構築し、進めることについて協議を行いました。

○第4回実施センター等連絡会（平成31年2月12日開催）

実施センター等から被災者のニーズや支援している内容を紹介するとともに、避難している現居住地の自治体や社会福祉協議会からどのような支援や協力があればよいのかについて検討しました。

被災世帯のニーズとして、「どこに相談すればよいかわからない」「日中独りで寂しい」「知り合いがいない」「現居住地と元居住地での情報が欲しい」等が挙げられ、センター内に情報コーナーを設置する等の取り組みも新たに始められていました。しかし「現居住地の情報提供ができない」「タイムリーな支援に繋がられない」「気持ちを吐き出せる場や人との繋がりづくりの場の設定」等の課題が浮き彫りとなり連携会議において協力を依頼していくこととなりました。

○自治体間等による被災者の支援体制構築に向けた連携会議（平成31年3月15日開催）

借上型仮設住宅への入居世帯は県内で3,000世帯を超え、さらに被災地内外に点在している現状や実施センターの取り組みについて、関係する自治体や社会福祉協議会等に知ってもらい、県内で被災された方々に対して、できるだけきめ細やかに、寄り添った支援をしていくために、被災時の居住地と現在の居住地の自治体間や社会福祉協議会間との連携が必要であることの理解を図る目的で開催しました。

会議の中で、まずは、支援過程のインテーク段階である「被災者にとって身近な相談窓口」に焦点を絞り、被災者の立場にたって「窓口の担い手」「窓口が有する機能」「窓口を担うための課題」について意見交換等を行いました。そうした中、被災者の立場から考えると、窓口の一本化と担い手としての社会福祉協議会への期待も多く見受けられました。

4) 専門性を要する支援に関するアドバイザー等の派遣

①被災地での支援活動経験者等による会議や研修、現地支援等におけるアドバイザー派遣の実施

被災者見守り・相談支援事業実施センター等において、センターのみでは対応できない運営上生じた課題や被災者支援における専門的な課題の解決へ向けた助言等を行うため、会議や研修等へ先災地での支援活動経験者をアドバイザーとして派遣しました。

〈平成30年10月1日～平成31年3月31日〉

	倉敷市	総社市	全体・他市町等	合計
派遣回数	10回	2回	13回	25回

〈平成31年4月1日～令和2年3月31日〉

	倉敷市	総社市	全体・他市町等	合計
派遣回数	4回	1回	22回	27回

②倉敷市外借上型仮設住宅入居世帯を対象とした初回訪問活動へのアドバイザー派遣の実施

倉敷市より、倉敷市外に避難し借上型仮設住宅等で生活している被災世帯への支援について相談がありました。

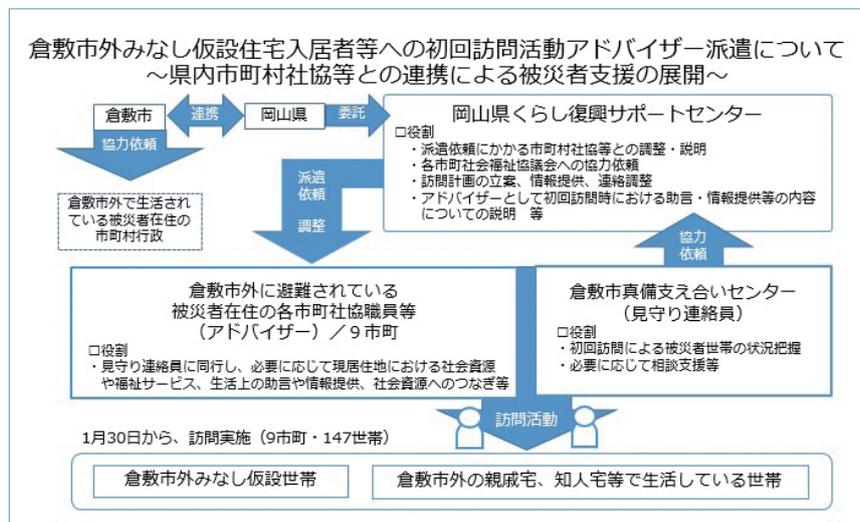
支援制度や手続き方法に関する情報は、広報誌等と一緒に定期的に提供されていましたが、現居住地における情報の提供や生活の困りごと等への支援が課題となっているとのことでした。また、現居住地での生活状況等について把握ができておらず、どのようにアプローチしていくのかについても課題となっており、市外に避難されている方について、県域での調整・対応の協力依頼があり検討することとなりました。

検討する中で、県内のネットワークがあり、かつ、平素から地域で生活されている方からの相談に対応している社会福祉協議会への期待もあり、本センターから各社会福祉協議会へ倉敷市外の借上型仮設住宅入居世帯を対象とした訪問活動へのアドバイザーとして、職員の派遣依頼をすることとなりました。

倉敷市真備支え合いセンターの見守り連絡員が、9市町（岡山市、玉野市、笠岡市、井原市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）に所在する倉敷市外の借上型仮設住宅入居世帯の訪問活動を実施するにあたり、9市町の社会福祉協議会に、市町の情報提供やふれあいサロン等の地域資源へ繋げることを目的に、アドバイザーとして見守り連絡員に同行訪問していただくよう職員派遣を依頼し、派遣人数は延べ25名、派遣日数は20日間で、147世帯の同行訪問を実施いたしました。

民間賃貸住宅に入居する借上型仮設住宅は、発災から3ヶ月後の10月10日時点では、3,066世帯が入居し、13市町に点在しており、各種被災者支援に関する情報、行政やボランティア等の支援活動が行き届かない状況が見受けられました。後に、借上型仮設住宅は、11月30日時点の3,117世帯をピークに減少傾向となり、発災から1年が経とうとする令和元年6月28日時点では、2,517世帯が16市町に所在している状況であり、ピーク時から2割近い約600世帯が退去していますが、所在する市町は4市町増えています。

このように、随時、被災者の住まいの環境が変動していることがうかがえます。しかし、借上型仮設住宅が点在し、支援が行き届かないという指摘がある一方、被災していても住み慣れた住まいで、片付けやリフォームをしながら生活している世帯も多く、トイレと台所等の水回りの機能があれば、お風呂は外部の無料施設等を利用し、2階で生活しているなど、生活環境的には罹災住家で生活する世帯の方が困難な場合が多く見受けられました。



5) 支援関係機関等への支援状況の発信

①くらし復興サポート通信の発行

情報紙「くらし復興サポート通信」を発行し、被災者の見守り訪問活動を実施する実施センターの相談員や県内社協、関係機関・団体等へ支援状況についての情報発信を行いました。

準備号（2018年3月）・第1号（2019年6月）・第2号（2019年9月）・第3号（2019年12月）を各1,000部発行しました。

②ホームページの作成

県民等を対象に広く被災者の状況等を啓発し、自分達には何ができるのかを考えてもらう機会を提供し、風化させない取り組みの推進に向けて、ホームページを開設し情報発信を行いました。

(4) 令和2年3月までの支援における成果

1) 迅速かつ適切な支援につなげる簡便な聴き取り及び確認項目の作成・提供

倉敷市真備支え合いセンターと総社市復興支援センターでは、支援対象となる被災世帯に対し、傾聴の姿勢を基本スタイルとした生活支援相談員等による訪問活動が開始されました。しかし、聴き取り項目はある程度検討されていたものの、被災世帯の状態像が判断できないことが懸念され、状態像がわかる標準的なバロメーター（指標）が必要であることがわかりました。

そのため、仙台市や熊本市の被災世帯類型や考え方を参考にしつつ、日常生活の自立・自律性（健康状況）の軸と住まいの再建実現性（経済状況）の2つ軸を設け、4つの類型を設定し、被災世帯の状態像を明確にするための聴き取り項目を検討していきました。

また、岩手県社会福祉協議会が発行している「平成29年度東日本大震災被災者支援活動調査研究報告書」に掲載されているアセスメント基準が支援度の判断基準となり、

支援を要する人を確実に網にかけていく、いわゆるスクリーニングの視点を参考にし、訪問による聴き取りから、今後の支援度の標準化を図っていければと考えました。しかしながら、初回訪問時には、生活支援相談員等の負担や対象世帯との信頼関係の構築に時間を要することも想定し、また前提として、傾聴の姿勢を基本スタイルとした訪問活動であることから、聴き取り項目はできるだけ少なくし、目視等による判断も含めて被災世帯の状態像を把握していく方向で進めていきました。

初回訪問における聴き取りから、類型化した被災世帯の状態像を判断していきます。その他、自由記述において、気になること等を記載することで、総合的に判断していきます。また、実施センターによっては、聴き取り項目では、広報誌が届いているかどうかを確認する情報入手の確認等も追加されています。

被災世帯の類型化



聞き取り項目	被災世帯の類型	
自分達で生活再建等が可能（自立）	分類Ⅰ	生活再建可能世帯
食事があまりとれていない	分類ⅡC	日常生活支援世帯・重点的な見守り
話をできる人がいない	分類ⅡB	日常生活支援世帯・定期的な見守り
日中活動に心配な面がある	分類ⅡB	日常生活支援世帯・定期的な見守り
相談できる人がいない	分類ⅡB	日常生活支援世帯・定期的な見守り
その他、見守りが必要な要素がある	分類ⅡB	日常生活支援世帯・定期的な見守り
訪問拒否があるが、見守り必要	分類ⅡA	日常生活支援世帯・通常の見守り
住宅再建について見通しが無い	分類Ⅲ	住まいの再建支援世帯
目視等での確認事項が1つ以上あり	分類ⅡC	日常生活支援世帯・重点的な見守り

目視による確認
部屋の片づけに不安がある
清潔感や身だしなみに不安がある
異臭がある
アルコールに関して不安がある
顔色があまりよくない
話す様子から不安がある
その他気になる要素がある

このような聞き取り項目の作成・提供により、実施センターにおいて全被災世帯への訪問活動が行え、支援類型（見守りの必要度）の判断をするスクリーニングが行えたことにより、ハイリスク世帯等を明確にできたとともに、被災世帯の状態像が把握できたことにより、今後の見守り訪問活動の展開に繋げることができたと言えます。

初回の訪問活動は、リスクに焦点をあて被災された方々のおかれた状況を問題の側面から把握し、支援類型（見守りの必要度）の判断をする「スクリーニング（≒リスクアセスメント）」を主眼として実施してきました。しかし、この方法では、世帯や個人の生活状況に関して、一面しかとらえることができません。したがって、2回目以降の活動では、被災された方にとって何が求められているのかという側面から捉える「ニーズアセスメント」を進めていくことが重要になります。

生活支援相談員等が、「問題」に焦点化することなく、「どのように生活ができているか、どのような暮らしを望んでいるのか」にも目配りしながら、被災された方にとって「いま必要なことは何か」を見極められるようになることが必要です。また同時に、被災された方の暮らしを支援することとは、生活支援相談員等がその方や家族と一緒にその生活状況を捉え、地域にある様々な資源を見つけながら、被災された方が将来に見通しをもてるようになることでもあります。

そこで、アセスメント（情報収集と情報分析）の知識と技術を高め、被災された方と一緒に生活の状況を捉えることができるようになることを目的とした研修を実施していく必要がありました。研修における成果として、見守り連絡員や生活支援相談員等において、福祉的な仕事に携わったことがない方も多くおられたことから、訪問活動における姿勢や「聴く力」「気づく力」「つむぎ・つなぐ力」を身につける内容や、訪問における記録の書き方や重要性について注力したことで、訪問記録からの情報が、被災世帯の生活の状態を明らかにし、その後の関係支援機関に繋がりやすくなっていると言えます。

2) 住民登録の有無に関わらない現居住地での支援体制の整備

支援の必要があり本人同意がとれた被災市町村外への転出世帯は、行政間で支援状況や支援課題の引継ぎがなされます。

一方、様々な理由から住民票を異動せずに被災時に居住していた市町村外で生活している世帯もおられます。そのような方々の状況を次の生活ステージへの移行期ととらえ、切れ目のない支援が継続されるように、「見守り支援体制構築事業」を整備しました。令和2年4月からの運用となります。

また、倉敷市外に避難されて生活されている被災世帯を対象に、現居住地の社会福祉協議会職員と倉敷市真備支え合いセンターの見守り連絡員と一緒に訪問活動を展開したことによって、生活状況を把握することができるとともに、相談対応や現居住地の情報提供等もでき、被災世帯においては、身近に相談できる場所があるという認識に繋がり、安心感をもっていただけたのではないかと考えています。

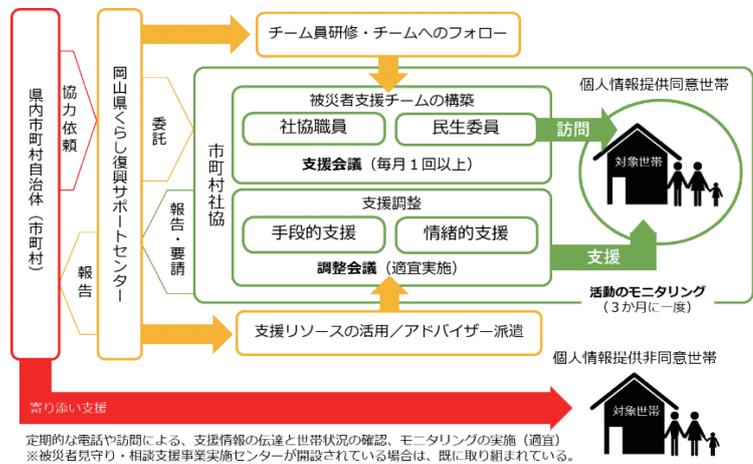
現居住地の社会福祉協議会からは、被災者への訪問活動を、今後の活動に生かすことができ、良い経験になったという意見も多く聞かれ、社会福祉協議会における積極的なアウトリーチに繋がっていくことが期待されます。

3) 専門的支援につなげる仕組みづくり

実施センターが被災者から専門的な相談を受けた場合や相談員が専門的な支援が必要だと判断した場合等に、専門職を派遣する仕組みをつくりました。この派遣を円滑に実施するため、法律・建築・精神保健など幅広い分野の専門職や職能団体が参加する被災者支援ネットワークを構築し、会議において、被災者の現況や実施センターの支援課題等を共有しました。このことを通じて、実施センターと専門職が顔の見える関係となり、ケース会議等への専門職の参加や支援課題に対する効果的な助言・指導をいただくことにつながりました。

また、専門的支援が必要だが費用負担が困難なため支援に結びつかなかったケースに対して、既存の制度活用によって負担軽減を図るなどの具体的な効果もありました。課題が複雑化したり深刻化したりしている状況の中、被災者の生活再建を後押しする仕組みとして機能しています。

目的	被災地外で生活される意向の世帯に対し、現居住地での必要な支援へつなげる（調整する）とともに、 世帯に応じた見守り支援体制 を構築する。
目標	民生委員等、地域支援者との関係性の構築や新たなコミュニティでの支援環境を整える。
対象	① 現居住地の市町村に住民登録をしていないが現居住地に居住意向世帯 ② 現居住地での支援が必要 である世帯 ③ 個人情報の第三者提供について同意がある世帯
内容	業務受託市町村社協 →上記①～③の要件をすべて満たす世帯へ、市町村社協が民生委員等と連携して取組む 被災者支援チーム により、見守り支援体制を構築する。 被災時の自治体等 → 上記①②のすべての要件を満たす世帯へ、定期的な電話や訪問による 寄り添い支援 を実施する。 岡山県くらし復興支援センター（県社協） → 被災者支援チームの円滑な取組みを 支援するための方策 として、 ①チーム員研修やチームへのフォロー、②県内支援リソースの整理、③アドバイザー等の派遣 等を講じる。



(5) 令和2年3月までに明らかになった後方支援における課題 ●●●●●

1) 現居住地での早期支援を実現する市町村間の連携体制等の整備

「災害後これからどんなことが起こるのかフェーズごとの行政各課の対応方法」「災害時に活用できる補助金情報」「行政職員に対するスーパーバイズ人材の確保」「現居住地での生活をサポートするための利用可能な資源情報の収集と提供」「仮設住宅入住民と周辺住民との間で生じるひずみに対する先進地での対応策」「被災した民生委員や福祉委員との連携方法」「支援方法等も含む事業実施マニュアルの整備」「業務オペレーションの円滑化」

これらは、実施センター設置当初に市町村からあげられた課題です。被災者の現居住市町村において、相談を確実に受け止め、切れ目のない支援につなぐ体制が構築されている状態を早期に実現するためには、これらの課題への対応策について事業を通じ模索し検証していくことが求められます。

具体的には、「個人情報保護法・災害対策基本法の正確な理解や運用上の工夫」「アセスメントシート、引継ぎシート、要支援者のフェイスシートなどの災害時の被災者支援における要支援者情報様式の共通化」が、必要です。特にアセスメントシートは、発災直後に実施される保健師ローラー時の様式、DWAT活動時の様式等との整合性、被災者台帳システムとの関連性等も踏まえたものとなることが望ましいと考えています。また、大規模災害時の「専門職によるアセスメント実施体制」「共通のアセスメント項目」「支援類型等、支援課題を整理する共通の枠組み構築」を県域で整備する必要性を実感しています。基礎自治体によって人口規模も、社会資源も異なるなかで、県内どこに住んでも必要な支援につながる体制整備が今後の課題であり、次の災害への備えとなるようにしていくことが肝要となります。

2) 地域生活支援を可能とする社会資源や支援プログラムの開発・充実

訪問活動を通じて、被災世帯の状態像を把握できたことにより、今後の見守り訪問活動の展開に繋げることができるようになりましたが、具体的にどのような支援に結び付けていくのか、また支援をどのように進めていくのか方向性を明確にするなど、生活全体を捉えた総合的な支援を展開するためのコーディネート機能が必要です。

初回訪問・相談対応をインテークとし、継続訪問・相談対応によるアセスメント、支援方針案の決定をするプランニング、本人合意のもと関係支援機関等との支援調整、個別支援や地域支援の展開、モニタリングという一連のケースマネジメントの仕組みづくりも、関係支援機関にも参画いただきながら進めていく必要があると考えています。

また、近隣が戻ってきておらず、地域コミュニティが崩壊している現状も見受けられます。コミュニティの再構築に向けて、サロンやカフェ等の集いの場の開設や見守り体制の構築が求められています。訪問活動を通じた個別支援から課題に応じて地域支援へ繋げられるような取り組みを進めていく必要があると考えています。住まいの再建が進んでいない世帯が多く見受けられる中、倉敷市においては、「住まいの伴走型支援」を事業化して、被災された方の心情や意向に寄り添いつつ、住まいの確保を支援しています。一方で、実施センター等が設置されていない被災

時居住市町村外で住まいの再建をめざす方々に対する転居に伴う支援について、支援格差が生じないように県域としても検討が必要です。

岡山県くらし復興サポートセンターの動き【2018年度（平成30年10月～平成31年3月）】

- 10／1 開設：岡山県くらし復興サポートセンター開設
- 10／2 会議：被災者見守り・相談支援事業に係る関係団体連絡会議（岡山県主催）参加
- 10／16 研修：被災者見守り・相談支援事業に係る事前研修会（岡山県主催）参加
- 10／17 研修：被災者見守り・相談支援事業に係る事前研修会（岡山県主催）参加
- 10／19 視察：先進地視察（熊本県）
- 10／22 研修：被災者見守り・相談支援従事者研修 課題別研修 開催
テーマ：支え合いセンター等の業務
- 10／29 研修：倉敷市真備支え合いセンター見守り連絡員・初任者研修 開催
- 10／30 視察：先進地視察（愛媛県支え合いセンター主催研修）
- 11／1 - 7 研修：倉敷市真備支え合いセンター実施研修（同行訪問）実施
- 11／16 研修：倉敷市真備支え合いセンター見守り連絡員・初任者研修 開催
- 11／21 会議：第1回実施センター等連絡会 開催
- 11／27 研修：被災者見守り・相談支援従事者研修 職種別研修 開催
テーマ：訪問活動のすすめ方
- 11／27 研修：被災者見守り・相談支援従事者研修 課題別研修 開催
テーマ：多機関連携
- 12／13 研修：倉敷市真備支え合いセンター見守り連絡員・初任者研修 開催
- 12／18 会議：第2回実施センター等連絡会 開催

- 2019年
- 1／11 研修：多機関協働による総合相談・生活支援体制整備の促進・支援セミナー 開催
- 1／15 会議：第3回実施センター等連絡会 開催
- 1／16 視察：先進地視察（仙台市他）
- 1／29 研修：被災者見守り・相談支援従事者研修 課題別研修 開催
テーマ：個人情報・コンプライアンス
- 1／30～ 派遣：倉敷市外の借上型仮設住宅入居者訪問へのアドバイザー派遣実施
（8市町・107世帯）
- (～2／20) ※実施までに、県・倉敷市・倉敷市真備支え合いセンターと協議や訪問説明
実施
- 2／12 会議：第4回実施センター等連絡会 開催
- 2／21 研修：被災者見守り・相談支援従事者研修 課題別研修 開催
テーマ：生活再建のための公的支援制度
- 3／12～ 派遣：倉敷市外の借上型仮設住宅入居者訪問へのアドバイザー派遣実施
（1市・40世帯）
- (～3／26)
- 3／14 研修：被災者見守り・相談支援従事者研修 課題別研修 開催
テーマ：記録のとり方
- 3／15 会議：自治体間等による被災者の支援体制構築に向けた連携会議 開催

Ⅲ. 今後に向けて（次災害への備え）

自然災害が相次ぐなか、平成30年7月豪雨災害における支援活動の成果・課題を踏まえ、今後の大規模災害への備えや災害福祉支援のあり方について、平常時から検討し備えていく必要があります。

1. 岡山県社協組織全体の対応（災害福祉救援本部）

（1）局内災害マニュアルの改訂関係

- ① 職員の安否確認の方法や幹部の召集基準・方法等について見直しを行ってきたところであり、引き続き、事業継続計画（BCP）等の策定と併せ、職員の自動召集の基準等検討していきます。
- ② 先遣隊の派遣決定や支援方針の決定プロセスの改善を図るとともに、岡山県社協災害福祉救援本部における役割分担（本部体制図）の見直しや、研修・会議等における災害時の対応や県社協（各部）における平常時の対応について改善に取り組みました。今後、各班が迅速かつ円滑に役割を果たせるよう、引き続き検討していきます。
 〈準備・検討すべき課題〉
 - ・災害福祉支援救援本部における情報共有のあり方・方法
 - ・災害福祉支援ネットワークの連携方法、役割分担
 - ・災害支援関連協定の見直し、毎年度の確認共有
 - ・資機材管理・調達準備
 - ・社協職員の育成
 - ・災害VCの運営、緊急小口資金、DWAT、くらし復興サポートセンター等の支援力の向上に向けた取組や平時からの局内における情報共有、連携体制
- ③ 災害時に社協として何を優先し対応すべきか、どの業務をいつまでにどのレベルまで回復させていくのか、そのために必要な取組等、地域福祉推進や災害支援を行っていくための復旧に向けた方針や体制、手順等を定めた事業継続計画（BCP）の策定に向けた検討を行い、災害への備え、準備をしていきます。
- ④ 県社協職員の災害支援における計画的育成に取り組んでいく必要があり、災害ボランティアセンター運営支援や、災害時における被災社協等への助言等支援の役割が果たせるよう、平時からスキル習得・向上に取り組んでいきます。

- ⑤ 災害ボランティアセンターの支援における県社協職員派遣の基本的考え方を整理し、全職員が役割分担を図りながら支援していける体制づくりや、法人として適切な労務管理が果たせるよう取り組んでいきます。
- ⑥ 全社協が提言している「災害福祉支援センター（仮称）」構想も踏まえ、今後、市町村社協をはじめ、行政や関係機関・団体と連携し、岡山県における災害福祉支援体制の構築に向けて引き続き検討を行っていくとともに、復興に向けた被災市町への支援や、新たな災害への備えを通じて、地域福祉の一層の推進を図っていきます。

2. 災害ボランティアセンター運営支援関係

(1) 災害ボランティアセンターへの迅速かつ効果的な社協応援職員の派遣調整

- ① 今回の広域かつ同時多発の大規模災害では、多くの応援職員の確保と派遣調整を行ってきましたが、どこに、どのような業務で、どのくらいの人員を、いつまで派遣していくのか等、迅速に被災地社協から把握等を行い、効果的に派遣調整していく必要があります。今後、支援に関する内容・手順等を検討していくとともに、市町村社協と連携し、円滑な意志決定、合意形成が図れるよう取り組みます。
- ② 災害ボランティアセンターの運営では、社協職員や地元支援団体等をはじめ、分野を超えて多様な主体が参画し活動を支えてきました。今後、災害ボランティアセンターの運営に、地元のボランティアや外部支援団体等の協力が得られるような仕組みや体制づくりも検討していく必要があります。そして、社協職員は専門性を活かし、ニーズ把握や個別の相談支援をはじめ、被災地域の住民間の連帯を高め、被災者主体の復興活動のコーディネート等の役割を一層発揮できるよう、応援派遣の調整を考えていきます。
- ③ 大規模災害では、応援派遣の期間も長期化する場合があります。派遣にあたっては、先を見据え、早めのシフト調整を図るなど計画的に派遣できるよう調整していくとともに、支援方針や応援職員の役割、支援状況等の情報提供や共有を一層図りながら進めていく必要があります。また、県内の応援派遣職員の要請においては、帯派遣の対応も求められることから、多くの社協職員がスキル習得や訓練、経験を積んでいけるよう関係事業や様々な機会も活用し取り組んでいきます。
- ④ 今後も引き続き県内における応援派遣にかかる相互支援体制の充実に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に学び、感染症拡大傾向下における対策も含め、ブロック段階や全国段階での応援派遣に関する検討の動向等も踏まえながら、効果的な支援体制について検討

していきます。また、災害時に円滑な支援が図れるよう、平時から、県社協内はもとより、協定者間双方で内容・手順等の確認や共通理解を図っていきます。

（２）災害ボランティアセンターにおける多様な分野・主体との連携・協働の必要性

災害VCには、多様なニーズが集まりますが、社協VCだけでは応えられない個別性の高いニーズもたくさんあり、そうしたニーズを含めて支援を行うためには、多様な連携が必要です。今回の災害でも、例えば、倉敷市災害VCでは、技術系ボランティア団体との協働により、作業基準のマニュアル作成や、住民向けの講習など地元の支援力を高める取り組みも多く行われました。こうした事例を県下で共有し、各社協の受援力を高める機会を設けていきます。

（３）災害時に機能する県域の支援ネットワークづくり

- ① NPO等、各支援団体と災害ボランティアセンターとの連携を進めるとともに、災害ボランティアセンターだけに限定しない民間の被災者支援を行うためには、災害ボランティアセンターに直接関与しにくい団体の調整なども受けとめる県域のネットワークが重要です。平成30年10月に、常設のネットワーク組織として設立された「災害支援ネットワークおかやま」への参画を通じて、各支援団体と被災地への効果的な調整や支援が図れるようネットワークの機能強化や支援体制を構築していきます。
- ② 災害時に、被災者支援に取り組む市町村や市町村社協の運営する災害ボランティアセンター支援に迅速かつ円滑につなげていけるよう、「災害支援ネットワークおかやま」と連携し、平時からの活動にも取り組んでいく必要があります。
- ③ 被災者の多様なニーズに応じていくためにも、行政との役割整理も踏まえ、専門的な知識・技術をもつ企業等との連携体制も今後考えていく必要があります。

（４）支援物資・活動資器材の確保

今回、必要な支援物資や活動資器材については、県内外の様々な団体・企業等から協力をいただき、支援してきました。今後もこうした支援のつながりを生かしていくとともに、ボランティアセンター立ち上げに際し迅速に確保・提供していけるよう、県内市町村社協や関係団体等とのネットワークによる効果的な提供体制について考えていきます。

(5) 情報発信

情報発信においては、どのような情報を、どこへ、どのような方法で発信していくか、今回の取組を踏まえ整備していきます。

(6) 災害ボランティア車両の高速道路無料措置への対応

今回、災害ボランティア車両の高速道路無料措置の手続きにおいて、社会福祉協議会・災害ボランティアセンターでは証明事務に負担を生じたところがあり課題となっていましたが、国土交通省及び高速道路会社により、令和元年7月1日以降簡素化された新たな手続きが示されました。今後の円滑な対応に生かしていく必要があります。

(7) 市町村社協における事業継続計画（BCP）の策定促進

災害時には、現地で災害支援に従事する職員と、通常業務を支える職員とのコミュニケーションや情報共有を図りながら、組織として連携・役割分担を図りながら一体となって支援に取り組んでいく必要があります。こうした観点からも平時からの組織におけるBCPの策定が重要になります。

今後、人材センターによる研修会をはじめ、市町村社協におけるBCP策定の促進支援に取り組んでいきます。

(8) 組織運営の支援

被災社協においては、災害ボランティアセンターの立ち上げ、財源の確保、運営方針、災害ボランティアセンターから地域支え合いセンターへの移行等、各局面での判断・決定が求められます。今後はこうした社協運営への相談・助言等サポートできるよう、支援体制の充実に取り組んでいきます。

(9) 県社協職員によるスーパービジョン機能（俯瞰的立場での助言、支援等）の強化

今回のような広域かつ同時多発の大規模災害では、県下の複数の社協で災害ボランティアセンターが設置されたため、その運営支援も広域に対応する必要がありました。そのため、特に被害の大きい市町の災害ボランティアセンターへは支援のために常駐する職員を派遣するとともに、災害支援プロジェクト会議から派遣されたアドバイザーと一緒に県内を巡回する職員も配置し、県内の被災状況、支援状況の把握や必要な支援に取り組んできました。常駐する職員の役割は多岐にわたりますが、特に重要なことは、主にセンター長などの意思決定者へのサポートです。そ

のためには、日頃からの関係づくりとともに、判断できる情報等を収集しておく必要があります。平時も含め、行政、NPO等と協働体制を進めておくことが重要です。今後、そうしたスーパーバイズのできる職員を育成しておくことが重要課題であり、各社協で企画される災害VC設置演習等への参加など、職員育成の環境を整えていきます。

(10) 財源確保

災害ボランティアセンターの設置・運営に要する費用については、地方自治体からの補助や、共同募金会の災害等準備金等の民間財源などを活用し対応してきましたが、安定した活動に向けた財源確保は課題となっています。こうしたなか、全国社会福祉協議会では「災害福祉支援センター（仮称）」の設置についての報告書が出され、その中で、平常時から発災後の長期にわたる活動を安定的に支える財政的仕組みの構築に向けた政策提言がなされています。今後、こうした動きも見据えながら、公的財源に加え様々な資金確保の方法も含め、次災害への対策を検討していく必要があります。

3. 災害派遣福祉チーム派遣関係

(1) 質の高いDWATの構築

- ① 今回の実践経験を踏まえ、災害派遣福祉チーム員のスキル習得・向上や、様々な福祉専門職が連携し役割発揮できるようチーム力を高めていく必要があります。継続的な研修や訓練等を行っていきます。
- ② 全国社会福祉協議会によるリーダー研修への派遣等も活用し、リーダーの養成・育成を図りながら県内での人材育成に取り組んでいきます。
- ③ DWATの円滑かつ効果的な支援活動に向けては先遣隊の役割が重要となりますが、今後、県内において誰がどのような役割を持って、どのように活動につなげていけるのか等、準備しておく必要があります。また、圏域での拠点（県内5つのエリアごとに）を設けるなど、派遣に向けた体制整備を図っていきます。
- ④ 今回の派遣先の倉敷市においては、「倉敷地域災害保健連絡復興会議」に参画し、福祉分野の関わり的重要性が認識されています。平時から、医療・保健分野との連携体制や役割分担が図れるよう、岡山県や関係機関・団体と連携し、顔の見える関係づくりや、効果的な支援のあり方等について検討していきます。

⑤ 今回、岡山県DWATが先遣隊として状況把握のため現地へ入り、その後の派遣決定や県内外のチーム員の派遣調整を行うことができましたが、今後は、全国社会福祉協議会と連携・役割分担し、県外DWATを受け入れる効果的な受援体制を構築していきます。

⑥ 災害の規模や状況によっては、事務局機能を果たしていく上で体制面での課題も想定されます。

どこまで対応できるのか、あるいは対応していくための体制をどう確保していくか検討していくとともに、活動に必要な資機材等も整備していきます。

4. 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付事業関係

（1）事業実施体制の整備

大規模災害発生時には、災害ボランティアセンターの運営と併せ、生活福祉資金の特例貸付実施への対応が求められます。貸付窓口の設置や制度の周知方法等について、平時より県社協と市町村社協等との連携・役割分担等を協議し共有を図っておく必要があります。

（2）県外からの社協応援職員の派遣受入

県内市町村社協による応援派遣の調整では、不足する災害ボランティアセンターの運営支援に多くの人員の派遣を要請していることもあり、貸付事業に対応できる県外からの社協応援職員の派遣は必要不可欠となっています。一方、貸付事業における応援職員の受け入れにあたっては、宿泊先やレンタカー、資機材の確保や調整等、被災県として役割を担いましたが、今回の取り組みを踏まえ、円滑な受け入れ調整が図れるよう備えていきます。

5. 被災者見守り・相談支援事業関係

（1）生活支援に向けて、早い時期からの事業推進

被災者の生活課題や支援ニーズは、発災直後から生活支援段階までフェーズごとに変化していきますが、被災者の抱える課題が深刻化しないよう早期に発見し支援につなげていくことが求められます。こうした中、本事業の実施においては、予算や生活支援相談員等の確保等はもとより、いかに体制・基盤を早期に整備できるかが課題となっています。今後、発災後の早い段階から行政とともに事業実施について検討や準備が図れるよう、平時から本事業への理解や被災者の生活支援体制のあり方について検討しておく必要があります。

（２）被災者の実態把握と包括的相談支援体制の構築 ～市町村・市町村社協の後方支援に向けて～

- ① 被災者支援に向けた被災者の実態把握については行政や支援機関・団体や地域と協働して取り組んでいく必要がありますが、支援対象者が多いと、そうした活動がなかなか進まない課題があります。外部支援の協力も得て円滑に取り組めるよう、平時より連携体制を構築していくとともに、受援計画の策定等により各市町村段階や県域段階等での受援力も高めていく必要があります。また、各市町村社協の意向や要請に対応できるよう、県内社協ネットワークをいかし社協職員や専門職等による応援体制について検討していく必要があります。
- ② 実態把握等においては、関係者間で連携・情報共有できるよう、共通の記入シートの作成や個人情報の取り扱い、また支援に向けた活用や関係者間の連携・役割分担等、平時において協議しておくことでより効果的に支援活動に取り組むことが期待できます。また、今回の成果・課題を踏まえ、発災後、開設される災害ボランティアセンターや避難所等とも連携し、効果的に被災者の状況把握や支援につないでいけるような仕組みづくりも行政との連携のもと、併せて考えていく必要があります。
- ③ 平時より、災害時にも対応できる包括的な相談支援体制や、地域づくりに取り組んでおく必要があります。特に、災害時の個別支援においては、把握した生活課題を一般施策等に結びつけるなど、被災者見守り・相談支援事業実施センターで全てを抱え込むことなく、解決に向けてつないでいく役割が重要であり、各相談機関等との連携・役割分担のあり方について検討し共有を図っておく必要もあります。また、地域課題については、被災により崩壊した地域の福祉コミュニティを再構築していく必要があります。被災地域の住民間の連帯を高め、住民主体の課題解決につなげていけるよう、平時から災害時にも対応できる地域福祉の推進を図っていきます。さらに、新型コロナウイルスなど感染症の拡大傾向下においては、対面での訪問を行わないなど特別な配慮が求められます。こうした新たな環境にも対応していくことが必要です。

（３）市町村間の連携による支援体制

災害により、居住市町村外に避難している方への見守りや相談支援、必要な支援のつなぎ等に対応していく必要があります。市町村間での連携のあり方や、県内どこにいても支援につなげていけるような環境づくりを検討していきます。

6. 社会福祉法人施設・事業所への支援関係

(1) 被災施設・事業所の被災状況の把握と支援に向けた調整等

今回の災害では、被災施設からの要請等に基づき、関係種別協議会が中心となって、物資提供・清掃活動をはじめ、利用者の一次避難先の受け入れや、応援職員の派遣等による支援に取り組まれたところであり、事務局としても支援に向けた調整を行ってきました。これまで平時においては、本会に事務局を置く種別協議会と協力し、迅速に被災状況に関する情報を把握し、支援に向けた対応が図れるよう災害時の初動対応の仕組みを整備し対応してきましたが、今回の成果・課題も踏まえ、今後、いかに現地の被災状況や支援ニーズを早期に把握し、迅速かつ適切に対応していけるのか種別協議会と連携し考えていく必要があります。また、利用者の一次避難先の確保や福祉避難所の運営等、行政と連携を図りながら支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

(2) 災害への備えに向けた事業継続計画（BCP）の策定等の必要性

今回の災害では、利用者・職員の避難対応や、地域の被災住民の受け入れ対応をはじめ、被災直後から施設・事業所の復旧・復興に向けて、平時からの備えの必要性があらためて確認されたところであり、各法人・施設・事業所が地域においてその使命を果たしてしていくためにも事業継続計画策定は重要な取り組み課題となっています。また社会福祉法人においては、災害福祉支援を通じた地域の公益的活動の推進も期待されています。今後、県社協による研修会等の事業活動や、種別協議会と連携を図りながら支援に取り組んでいく必要があります。

7. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染対策・対応

新型コロナウイルス感染拡大下における災害ボランティアセンターの運営について、被災地の感染状況等を勘案しながら、被災地自治体や専門家の意見を踏まえたセンター開設を判断していくとともに、被災地内に限定したボランティアの要請やセンター、活動先での感染予防・衛生管理の徹底に取り組んでいくことが求められています。

一方、福祉施設には日常的に要配慮を必要とする利用者も多いため、クラスターを起こさない事前の備えや家族等の面会中止等の感染予防の取り組みと、万が一発生した際に備えた種別施設間応援職員の派遣体制の構築や衛生用品の確保等の危機対応能力の向上に取り組めるよう、種別協議会や岡山県と連携していく必要があります。

また、被災者の生活支援（被災者見守り・相談支援事業等）においては、被災者の孤立や、福祉コミュニティの形成が停滞することが懸念される中で、徹底した感染防止策を講じた上で、必要な各戸訪問や電話による見守り支援を継続しながら、被災者に対する情報提供を強化し、不安や困りごとの把握に努めるなど、孤立防止に向け、より丁寧な支援を行っていく必要があります。

8. 全社協が提言する「災害福祉支援センター（仮称）」構想

全社協（局内プロジェクト）では、これまでの災害支援を踏まえ、平常時から発災後まで、被災地内外の福祉関係者や被災者支援活動を有機的につなぎ、的確かつ効果的な被災者支援活動を強化していくため、「災害福祉支援センター（仮称）」の設置について政策提言がなされています。

こうした構想も踏まえ、本県においても平時より効果的な災害福祉支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

参考：「災害時福祉支援活動」の強化に向けて（提言）－全国社会福祉協議会 局内プロジェクト報告書（令和元年6月11日）より抜粋

2. 「災害福祉支援センター（仮称）」の設置について（提言）

【提言Ⅰ】「災害福祉支援センター（仮称）」の設置の実現を。

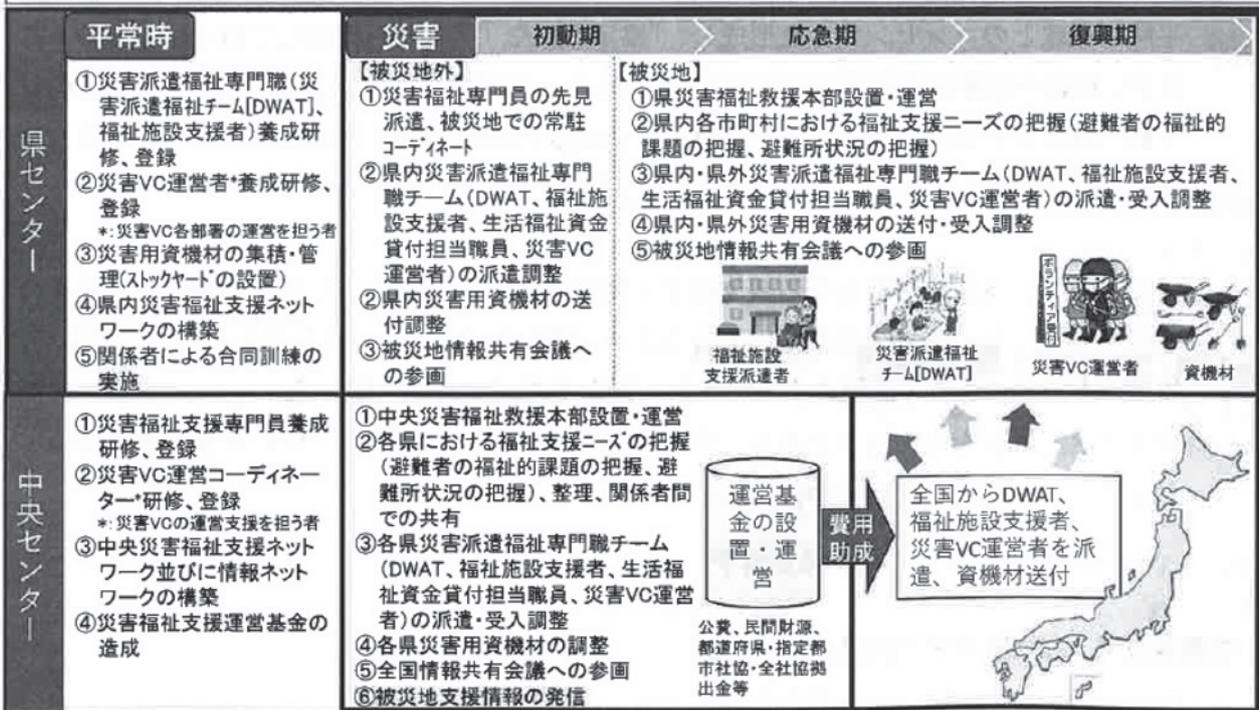
【提言Ⅱ】災害救助法に基づく救助の種類に「福祉」を加えるとともに、「災害福祉支援センター（仮称）」の発災後の活動財源は災害救助費により対応すべきである。

【提言Ⅲ】平常時の支援体制づくりに財源を確保すべきである。

大規模災害に備えた災害福祉支援センターの整備について〔構想〕

2019.3.27

○大規模災害発生に備え、各都道府県・指定都市及び中央に災害福祉支援センターを設置し、災害福祉支援専門員を配置する
 ○県センター・中央センターでは、平時における各種災害派遣福祉専門職（災害派遣福祉チーム[DWAT]、福祉施設支援者）の養成・訓練、関係機関のネットワークの構築、発災時における、各種災害派遣福祉専門職の派遣調整、資機材の送付調整、情報把握・整理及び発信等を行う。



おわりに

岡山県においてこれまでに経験したことのない、甚大な被害をもたらした豪雨災害から、2年4か月が経ちました。

誰もが目を疑うような大災害となり、被災地域の方々の生活は一変しました。そのようななか、発災直後より、県内外の大変多くの皆様方から、ご支援や心温まる励ましの言葉を寄せていただきました。

ボランティアとして全国各地から駆け付け、被災された方に寄り添い、活動をしてくださいました皆様方、物資の支援やボランティア活動にかかる資機材の提供、義援金、見舞金をお寄せくださいました皆様方、避難所で暮らす方々への心身のケアに努めてくださいました、社会福祉施設・医療関係の皆様方、そして、災害ボランティアセンターの運営にお力添えをくださいました、県内外の社会福祉協議会、関係機関・団体の皆様方、本当にありがとうございました。

全ての皆様方に、この場をお借りしまして改めて、心より感謝と御礼を申し上げます。

この度の災害支援におきましては、このように県内外の皆様方から多大なご支援をいただきますとともに、岡山県では、多様な主体による官民連携の常設ネットワークが、新たに立ち上げられました。このことにより、岡山県における今後の災害支援において、大きな力が発揮される基盤が整えられたといえます。

被災された方々の生活再建、地域コミュニティの復興支援はまだまだこれからです。本会では引き続き、すべての方が安心して暮らすことができるよう、総合的な支援を展開してまいりますので、皆様方におかれましても、息の長いご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
--------------	---	---

- ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償 NEW



プラン 4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間 1年

▶ 保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます)
 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

平成30年7月豪雨災害における
支援状況報告書

作成日 令和2年11月
作成者 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086-226-2822 FAX 086-227-3566
URL <http://www.fukushiokayama.or.jp/>

